

り。然ル後演習ノ組織、方法ヲ研究スルニ至リ、其原理ノ一途ニ出テ、其國戰術ノ侵ス可ラザル標準有テ然ルノ所以ヲ了解スルヲ得タリ。秋季九月ニ行フ演習ノ經畫ハ、其年ノ三月中ニ決定シ、軍團長ノ定メタル地區内ニ於テ、師團長ハ行フベキ演習ヲ構成シ、戰術原理ノ講究ニ依テ兩旅團ガ爲スベク、行フベキ所業ハ豫メ之ヲ明カニシ、則チ師團長ノ意圖、戰術ノ原理ニ適セザル者ヲ否ナリト判定スルノミ。演習實地ニ於テ批評スル本旨ハ即チ其説明ニシテ、他ハ皆其小動作ニ係ル者ナリ。則チ斯ノ如クナルヲ以テ、量初中隊ノ檢閲ヨリ漸次大部隊ノ檢閲ニ至リ、其批評スル處ハ、千容萬形ノ物ニ、事ニ同ジカラズト雖モ、其戰術ノ原理ハ上下ヲ貫キ、前後ヲ併セテ異ラズ、實ニ異ルヲ得ザルナリ。

獨乙國皇帝陛下ハ其近衛軍團ニ就テ訓練、教育ノ結果、軍紀弛張ノ程度ヲ親閱シ玉ヒ、年々地方軍團ノ演習ニ臨マセラレ、同シク各將校ノ能否、軍隊ノ熟不熟、軍紀ノ弛張ヲ考察、識別シテ、他一般ヲ比較シ、然ル後ニ進級ノ事ヲ行ハル。故ニ將校人才ノ當否ハ、連年順次其實務上舉否ノ經驗ニ依テ顯ハレ、其採擇ハ必ズ其上官ノ責任ノ重キ有テ之ヲ拔擢スル者ナリ。一技藝ノ僥倖、或ハ過誤ニ依テ得失スベキ者ニ非ズ。受クル處ノ教育、脩ムル處ノ學術ハ、實ニ己ガ任務ヲ遂達スルノ補助ニシ

テ、奉ズル處ノ職務ノ結果コソ即チ己ガ進退、榮辱ヲ表スル者ナレバ、其學藝ノ如キハ、其身ニ屬スル私有物タルニ過ギザルナリ。

然ルニ將校ノ戰術ニ至テハ決シテ然ラズ。即チ其官職ノ主眼ニシテ、其實務ノ舉ルト擧ラザルニ就テ、將校ニ要スル才能ノ有無、其部下ニ與ヘタル教育ノ結果、一身ニ脩ムル軍紀ノ程度、皆之ニ依テ顯レザル處ナシ。人才ノ任用其當ヲ得、官職ノ名分其實ヲ表シ、名譽モ初メテ、其實ヲ成スニ至ルベシ。軍人ノ官職ト其制服ハ共ニ名譽ノ官職、名譽ノ制服ナルハ、萬國皆然ラザルハナシ。然ルニ其實務ノ舉否、能不能ヲ明カニシテ後ニ之ヲ用ヒザレバ、名譽モ其實ヲ失ヒ、甚シキニ至テハ、偶マ其實名譽ヲ保ツベキ者アルモ、虛實相混ジテ名譽ヲ爲スヲ得ザルニ至ルベシ。軍紀ノ嚴正ヲ欲スルモ又何ニ依テ得ベケンヤ。

然ルニ實務ノ舉否ニ依テ人才ヲ撰ビ、官職ヲ進ムルコト、之ヲ云フハ甚ダ易ク、之ヲ行フハ難シ。上ノ欲スル處下モ之ヨリ甚シト云フノ諺ハ、之レ善事ニ付テ言フニ非ズ、專ラ惡事ニ於テ然ルナリ。實務ニ就テ人ヲ撰バント欲セバ、先ツ上ニ其人ヲ得ルヲ要スベシ。上流高等ニ居ル者ニシテ、嚴

正ナル軍紀ノ中ニ安シ、自ラ實務ニ堪へ、其當否ヲ判別スルヲ得ルニ非ンバ、何ニ依テカ此法ヲ行フヲ得ベケン。況ンヤ其言行、動作ヲ部下ノ標準、模範ト爲シ、己ノ得ル處ヲ以テ部下ヲ教育スルノ責任ヲ負ハザル可ラズ。下流ノ善美ハ上流ノ標準、模範ニ依テ望ムベシ。百般ノ事、基礎ヲ堅固ニシ、原因ヲ明カニセザレバ、百ノ良法モ其用ヲ成ス能ハズ、唯ニ其用ヲ爲サル而已ナラズ、模範其宜ヲ失ヒ、指導其方向ヲ誤ルニ至テハ、所謂下之ヨリ必ズ甚シキ者アルハ、又免ル可ラザルノ數理ナリ。聯隊ハ即チ一ノ將校區ニシテ、教育ノ事、經濟ノ事、皆聯隊長ノ責任ニ非ルハナシ。聯隊將校團ハ實ニ一家族ノ如クナラザル可ラズ。此事タル我陸軍ニ於テモ、上已ニ見ル處アリ、故ニ其獎勵一ニシテ已ムナク、各隊ニ將校集會所ヲ新築シ、特ニ近衛ノ如キハ、帝室ヨリ其費額ヲ補助セラル、等、各種ノ方法モ亦之ガ目的ヲ達スルノ便ヲ謀ラザルハナシ。然ルニ各將校ノ取捨、轉換ニ至テハ、尙未ダ特殊ニ之ヲ行ハル、者アルガ如シ。果シテ然ラバ、之レ尤モ將校團ノ結合ヲ促サル、ノ意ト相反スル者ナリ。又或ハ聯隊長ガ己ノ任ズル教育、統御ノ良否ヲ省ミズ、殆ンド云ハレナキノ申請ニ依テ彼ニ移シ、之ニ轉ズル等ノ事ナキニ非ランカ、之レ即チ聯隊ノ精神、將校團ノ結合ヲ破壞スルノ

禍根ナリ。聯隊長ハ即チ一將校團中ノ父タリ、兄タル者ニシテ、其教育ハ素ヨリ之ヲ任ジ、各將校ノ才能、性質ヨリ品行、體格ニ至ル迄常ニ之ヲ明察、熟知セザル可ラズ。考科表、抜擢名簿ノ如キモ、皆之ヨリ起生シテ檢證ヲ成ス處ナリ。其階級、考定能ク實ヲ得ルニ於テ、聯隊長モ亦其任ニ適セリト云フベシ。聯隊長ニシテ其部下ノ人才、能否ヲ見ルノ明ナシ、未ダ之ヲ信ズルニ足ラズストキハ、其人ヲ以テ此職任ニ居ラシム可ラズ。何ヲ一聯隊ノ教育、經濟ヲ任ズルニ足ランヤ。果シテ然ラバ、該聯隊ノ不幸モ亦甚ダシト云フベシ。若シ之ヲ信任シテ其職ニ居ラシムル者トセバ、其將校團中將校ノ才能、性質、品行ハ他人ノ之ヲ知ルヨリ明確ナルベキハ許シテ疑ハザル處ナルベシ。進退、取捨ノ實權聯隊長ニ存セスシテ、他人ニアルガ如キニ至テハ、各將校ガ聯隊長ニ對スル心事、行爲ハ實ニ己ノ名譽、榮辱ト相關セズ、聯隊長ハ恰モ逆旅ノ家主ニシテ、他ノ將校ハ旅客ノ情ノ如クナラン。何ゾ聯隊精神ノ團結ヲ望ムベケンヤ。若シ此ニ至ラバ、軍人中ノ榮職タル聯隊長モ亦其實名譽無キ者ト云フベシ。聯隊長ニシテ實ニ部下ノ才能、性質、品行ヲ見ルノ明無キカ、或ハ虛妄、詐偽、依估、私心ヲ以テ部下ヲ進退、取捨スル如キノ事實アルトキハ、斷然其罪ヲ鳴ラシテ之ヲ責罰セザル可ラズ。

若シ之ヲ不問ニ置テ顧ミザルニ至テハ、軍紀ノ嚴正ハ再ビ望ム可ラズ。將校團ノ結合ハ即時ニ破壞スベシ。之レ則チ聯隊長以上ノ責任ト云ハザル可ラズ。

我邦將校ニシテ隊外ノ職務ヲ取ル者、數年ノ久シキ現役軍隊ニ附屬セズ、部下ノ教育、號令ヲ司ラズ、戰術ノ研究ヲ實地ニ行ハズ、其事務ヲ取ルノ趣キ殆ンド文官ト異ラズ、然シテ軍秩ノ進級ハ尙其間ニ於テ行ハル、ハ、軍人タル其本人ガ眞實ノ名譽ヲ失ヒ、其身ニ適セザル名譽ノ制服ヲ被用シ、却テ人ノ指笑、輕侮ヲ招クニ至ル。之レ唯其本人ガ不幸ノミナラズ、軍紀ヲ亂ルノ階梯ニシテ、一般軍隊ニ蒙ル不幸、不利ハ又其幾干ナルヲ知ル可ラズ。若シ夫レ其職務タル軍人ノ實務ヲ要セズ、他ノ才藝ノ長ズル處ヲ用ユル者トセバ、貨財、位勳ヲ以テ其勞ニ報酬スルベキノ道アルハ、社會一般ノ技手、文官ノ類ト同ジクシテ可ナランカ。彼ノ獨乙軍中ニ在テモ、工師教官ノ如キハ其類少シトセズ、官ハ少佐、或ハ中佐ニ止メ、將官ノ俸給ヨリ以上ノ給金ヲ得ル者アリト。則チ其官職ヲ重ンジテ名譽ノ實ヲ失ハザルニ在ルナリ。若シ又果シテ將校ヲ要スルノ職任トセバ、其官職ニ應ズル實務ニ就カ

シメテ之ヲ試ムルヲ爲サズ、戰術、軍紀ノ何タルヲ解セザルノ徒ヲシテ、國家ニ要重ナル武官ノ職位ヲ塞ギ、軍紀ヲ敗壞スルノ媒ヲ爲サシムルガ如キハ、宜シク之ヲ防止セザル可ラズ。軍人ノ任用ハ、必ズ其官ニ應ズルノ實務ニ堪ユルヲ試ミテ、其官職ヲ進メザル可ラズ。中隊ハ戰術、經濟ノ最下單位ナリ、中隊長ノ實務ニ完全遺ス處ナキ、初メテ大隊長ニ任用スルニ足ルベシ。大隊長ノ實務ニ完全遺ス處ナキ、其秀逸ナル者ヲ撰擇シテ聯隊長ノ官職ヲ任ズルヲ得ベシ。將校ハ必ズ其各級ノ實務ニ就カシメ、其職任ノ擧ルト否トニ試ミテ、其官職ヲ進メ、以テ其實、名譽ヲ保持セシメザル可ラズ。

特ニ我が陸軍ノ大元帥タル、天皇陛下ノ左右ニ近侍スルノ將校ハ、才能、德義、軍人ノ態度ヲ全備シ、各官級ノ中ニ於テ最モ秀逸ナル、眞ニ全軍ノ模範トモナルベキ者ヲ撰拔セラレザル可ラズ。若シ然ラザルトキハ、陛下ノ御威徳ヲ全軍ニ普及スルノ用ヲ成ササル而已ナラズ、却テ君徳ノ美ヲ遮蔽スルノ害物タルニ過ギズ、終ニ我が朝廷ノ威儀ヲ汚スニ至ルモ亦謀ル可ラズ。我が朝廷、今日侍中武官ノ制度ナキハ、抑モ我が朝古代ノ儀例ニモ違ヘル者ノ如ク、歐洲各帝國ニ於テ有ルベキノコトニ非ズ。天皇陛下

下ハ我が陸軍ノ大元帥タルノ儀仗ヲ欠キ玉フが如ク然リ。此事タル下官等が喋々ヲ待タズ、或ハ已ニ其制度ノ行ハルベキト否トハ伺ヒ知ルベキニ非ズト雖モ、陛下ノ左右ニ近侍スル將校ノ撰拔、今日甚ダ急要ナルヲ察セリ。

◇ 精采奕々の文字

その所論の如何に堂々たるかを見よ。朗々として誦すべきの文章ではないか。そして讀むものをして休止するを惜ましめる文字に充ちてゐるが、更に一轉して次のやうに論旨はすめられてゐるのである。

歐洲各國ニ於ケル德義ノ教育ノ如キハ、彼レノ宗教尤モ興ツテカアルコト、今日少シク歐米ノ事端ヲ窺ヒシ者ハ皆丁知スル處ナリ。然ルニ我邦佛教ノ如キハ、目下殆ンド何ノ用ヲ爲ス處ナリ、我が軍人等ガ其心神ヲ依托スル處ハ、唯我が皇統萬世ナル。今上陛下ノ威徳ヲ戴キ、明治十五年一月四日賜ハル處ノ勅諭ノ聖意ヲ服膺シ、且ツ累世ノ臣民タル武門武士ガ忠義ヲ重スル父祖ノ家訓ヲ守ル者ニシテ

今日アルニ過ギザルナリ。

我邦嘉永、安政ノ間、武事ノ振ハズ、軍備ノ全カラザルヲ以テ、外人ノ侮辱ヲ受ケ、恐レ多クモ先帝ハ此御憂惱ノ中ニ崩御シ玉ヒシハ、之ヲ外國ニ比スルハ、恐レアリト雖モ、其戰ヒシト戰ハザリシト異ルノミ。恰モ普國ガ千八百七年ノ戰ニ於ケル屈辱ニ比スベク、明治維新ノ際、軍制ノ改革ハ、彼ガ千八百七年後ノ改革ト其旨趣モ亦甚ダ異ラザルガ如シ。然ルニ今日ニ至リテハ嘉永、安政ノ間ニ受ケタル無窮ノ屈辱モ、愚夫小民等ノ如キハ、殆ンド忘却シテ遺恨ナキ者ノ如ク、近年更ニ軍備擴張ノ聖勅アルモ、未ダ其實ノ擧レル著シキヲ見ズ。之レ或ハ聖意ノ尙普及セザル處アルニ依ルカ。軍備ノ擴張素ヨリ其旨廣シト雖モ、我が邦戰術編制ノ基礎ヲ確一ニシテ、上下軍人ハ其ノ目的ニ依テ軍政百事ノ計畫ヲ進メ、之ヲ大ニシテハ、一法一令ニ至ルモ其意ト違ハズ、終ニ全國經濟ノ事、普通教育ノ目途モ之ト背反シテ可ナランヤ。宜シク德義ト名譽ヲ勸メテ、全軍ノ軍紀ヲ嚴正ニシ、即チ我が陸軍ノ大元帥タル天皇陛下ノ威武、仁徳ヲ軍隊ニ擴充シ、上下軍人ニ忠君愛國ノ念ヲ固フシ、名譽ヲ貴ブノ心ヲ獎勵シ、之ヲ全國臣民ニ普及シ、尙武、名譽ノ志操ヲ發達セシムルニ非レバ、我が帝

國ノ制度ニ適セザル英米諸國ノ惡風俗ハ、日二月ニ侵入シテ已ム時ナカラシ。全國社會名譽ト秩序ト
德義ヲ重ゼザルニ至テハ、軍紀ノ嚴正ハ、又刑律ノ嚴酷ニ依テ求メザル可ラズ。之レ尤モ云フニ忍ビザ
ルノ害アルヤ明カナリ。眞誠ノ軍紀ハ德義ニ勸メ、名譽ニ導クニ非レバ見ル可ラズ。任用其人ヲ得ル
ニ非レバ、眞誠ノ名譽ヲ爲スニ足ラズ、任用其人ヲ得ント欲セバ、實務、實業ノ舉否ニ就テ檢定スルニ
及クハナシ。實務、實業ノ舉否ヲ知ラント欲セバ、親シク其人ニ接シ、其業務ヲ實見シ、以テ他ノ比例、
規格、模範ヲ求メザル可ラズ。官職、勳位ノ貴キ、恩祿ノ渥キモ、其人ヲ得テ初メテ貴キヲ加ヘ、名
譽モ此ニ於テ眞實ノ名譽ヲ爲スヲ得ベシ。將校ハ名譽ノ職ナリ、生活、蓄産ノ爲ニスル業務ニ非ルナ
リ。彼ノ國將校ノ如キハ、一般官吏ト同一視スル者ニ非ズ。斯ノ如クシテ撰擇其人ヲ得、上、又之ヲ遇
スルニ其道ヲ以テセバ、軍人ノ名譽ハ社會ニ顯レ、社會モ亦名譽ヲ好尚シテ已マザルニ至ラン。乃チ
陛下ノ左右ニ近侍スル將校ニシテ、精撰其人ヲ得、順次交換現職ニ復歸スルニ至ラバ、陛下モ
其才能ト官職ノ適否ヲ知り玉ヒ、又軍隊日進改良進歩ノ情狀ヲ知り玉フノ一助トナリ、且ツ君德
ヲ全軍ニ擴充シ、軍人忠愛ノ情ヲ鞏固ニスルノ道、又之ヨリ近キハアラザラン。

再役下士官採用規則ハ、我邦ニ於テ從來施行セラル、處ナレドモ、獨逸國ニ於テ行フ處ノ實際ニ
比スレバ、殆ンド其名アツテ其實ナキ者ノ如シ。彼ノ國下士ノ任用ハ、各聯隊長ノ權内ニ有テ、隊中
多クハ其不足ヲ患ヘズ、故ニ下士學校ノ如キハ、隊中適良ノ志願者ヲ欠クノ時ニ當リ、之ガ補欠ヲナ
スニ過ギズ。下士學校ノ生徒ハ、幾年月ヲ以テ必ず任用ヲ期スベキ者ニ非ザルナリ。斯ノ如ク適良志
願者ノ多キハ、再役下士ノ要用廣ク、即チ再役精勤者ノ社會ニ高價格ヲ存スルニ依テナリ。其初下士
トナルヲ企望スル者ハ、將校タラント欲スルモ、其資産ノ乏シクシテ將校團ニ伍スル能ハズ、普通教
育ノ程度モ將校タルニ足ラズ。然ルモ良下士ト成テ再役シ、恩給ヲ受クルノ域ニ達セバ、其社會ニ信用
ヲ得、終身ノ生活ヲ失ハザルヲ以テ、則チ此好結果ヲ來ス者ナリ。再役良下士需用ノ區域尤モ廣
ク、憲兵、巡查、林監、鐵道吏員等ニ採用セラル、ハ素ヨリ、其他本人ノ希望ニ依テ、再役後ハ隊務ノ
餘暇、各官衙ニ就キ、其事務ノ助手、見習ヲ成スコト半年ノ後、其事務ニ習熟スル者ヲ任用スルヲ以
テ、職務ニ就クノ即日ヨリ實用ヲナスコト疑ナシ。然ルモ尙其官衙ニ於テ人才ノ能否ヲ計リ、軍役
現俸ヨリ下少ノ給ヲ與フルトキハ、其不足ハ國庫ノ恩給金ヨリ補給セラル、ヲ以テ、彼我其各譽ト實益

トヲ失ハズ。彼ノ國社會ノ軍紀ニ習熟スル者ヲ愛重スルハ、其諳諳カラズト雖モ、其一例ヲ擧レバ、尋常人家ニ僕丁ヲ備ハントスルモ、軍紀ノ教育、即チ軍役ヲ經過シタル丁男ヲ索メ、撰ンテ之ヲ雇役シ、軍隊手帳ニ其隊長カ記入シタル無罰、精勤ノ證ハ、社會ニ信用サレテ、兵卒ガ己レ終身ノ價格ヲナスニ至ル。況ヤ諸官衙ニアリテハ、事務ノ執行、職域、秩序モ亦皆嚴正ナラザルハナシ。故ニ軍紀ノ嚴正ニ習熟スル處ノ良下士ヲ好テ採用スル所以ナリ。

實ニ彼ノ國一千八百七十七年役、貧弱、艱難ノ際ニ、「シヤルンホルスト」ガ計畫セル隱匿法ヲ以テ兵員ヲ増加セシ謀圖ハ、今日ニ至ルモ尙之ヲ捨テズ、滿役後ノ良下士ハ即チ後備國民軍ノ幹部ニシテ、之ヲ愛惜保持スルガ爲ニハ、其法モ亦至ラザル處ナク、且ツ老兵院、孤兒院ノ設ケアリ。恩徳ヲ以テ其心ヲ結び、名譽ヲ以テ之ヲ獎勵スルノ道ハ、又盡サザル處ナシ。然リト雖モ、之レ又徒ニ法ノ宜キヲ以テ其實ヲ得ベキニ非ズ。之ヲ成育スルニ其人ヲ得ルニ非ザレバ能ハザルナリ。軍隊果シテ斯ノ如キ良下士卒ヲ生出スルニ至レバ、如何ゾ社會ノ尊敬ヲ來サラン。軍隊ヲシテ此結果ヲ得セシムルハ、其上流高等ニ位置スル者ノ責任ニアルノミ。

獨逸國ニ於テ老兵院、孤兒院ノ設ケ、將校ノ生活保護ノ法アルユヘンハ名譽ノ獎勵ト共ニ、實利ヲ與ヘ、恩徳ヲ結び、忠愛ノ情ヲ感發セシムルニアリ、其類枚擧スルニ暇アラズト雖モ、目下我邦ノ如キ財帛ヲ擲費シテ行フ處ノ道ハ、直チニ之ヲ行ハザルモ可ナランカ。其形ニ倣フテ之ヲ爲スハ難キニ非ルナリ。名譽ノ獎勵未ダ其實ヲ盡サザル者アラン。軍人待遇ノ方法其ノ宜キヲ得、勳位ノ與奪其ノ當ヲ失ハザルニ於テハ、先ツ其名譽心ヲ鼓吹スルヲ得ベシ。況ンヤ其官職ノ果シテ其實ニ適スルニ至ラバ、勳位ノ如キハ、素ヨリ其實價ニ從ハザルヲ得ズ。普ノ「フレデリヒ」大王ハ、其下ヲ賞罰スルノ一法ニ顔色ノ寬嚴ヲ示スヲ以テ人心ノ喜懼ヲ爲スヲ得タリト。勳位ノ貴キ、恩祿ノ渥キモ、一ト度其當ヲ失スルトキハ、其用ヲナサズ。徒ニ其用ヲ爲サルノミナラズ、却テ人心ノ輕侮ヲ招致スルニ至ラントス。衆心名譽ヲ重シ、官職其器ニ適シ、待遇其當ヲ得バ、之ニ依テ忠君、愛國ノ念ヲ固フシ、軍紀ノ嚴正ニ樂ンテ其勞苦ヲ忘ル、ニ至ルベシ。上ニシテ此ニ心ヲ用ユルノ等閑ナルトキハ、軍人モ單ニ利ヲ見テ標準トナスニ至ラン。若シ一ト度此ノ心生出スルニ至レバ、所謂普國往時ノ雇兵ノ情態ト何ゾ異ラン。宜シク戒慎セザル可ラズ。普國千八百七十七年軍事ノ改革ヨリ今日ノ強ヲナス者ハ、實ニ戰術編制ノ改良

ト徳義ヲ重シ、名譽ヲ貴バシムルノ兩途ニ外ナラザルナリ。
 名譽ト實利ハ併行シテ其用ヲ爲スベキ者ナリト雖モ、人心ヲ誘フニ實利ヲ以テスルハ、尤モ爲シ易キ
 ノ道ナリ。專ラ利ニ依テ人心ヲ繫ントスルハ、限リアル財帛、衆多ノ軍人ヲ飽カシムルニ足ラズ。徳義
 ヲ重シ、名譽ニ導クノ道アルヲ遺棄シテ之ヲ取ラズ、之ヲ盡スニ心ヲ用ヒズシテ、爲シ易ク、行ヒ易
 キ實利ニ誘フノ法ヲ求ムルハ、順序ノ宜シキヲ誤ル者ナリ。名譽ノ獎勵盡スベキヲ盡シ、然ル後實利
 ヲ以テスルノ誘導ニ進ムハ、即チ其順序ナリ。若シ此順序ヲ轉倒シテ、名譽、徳義ヲ後ニスルニ到
 レバ、即チ彼ノ普國往時ノ雇兵ノ情態ヲ養成スルニ至ラン。

獨逸國軍人が能ク自ラ名譽ヲ愛重スルノ一例ヲ舉レバ、將校等ガ居常必ス其制服ヲ脱セザルニ於テ
 モ亦見ルベシ。軍人ノ制服ハ唯勤務、儀式ノ用ノミニ非ズ。常ニ此名譽ノ制服ヲ著スルヲ以テ其舉止、
 作動、禮節ノ如キモ、一二軍紀ノ範圍ヲ脱スル事ナシ、又脱スルヲ得可ラザルナリ。佛朗西ハ帝國ニ非
 ズ、其學術ノ精ハ學ブベキモ、軍制一般ノ事ハ、我帝國ニ適セザル者モ多カラシカ。然シテ佛國、若

獨逸留學時代の
乃木少將

ローマ字の自署

玉木中佐藏



藏爵伯木乃

自給

然レハ併國名ハ我邦ノ如キニ在リ或ハ云フ
下士兵卒ハ現役ノ短少ナルモ將校ノ如キハ終身ノ永キ常ニ制
身ノ永キ常ニ制破ラ着用スルハ其不便ニ堪ヘ
サレナリト進奉モ亦多甚クハ云フヘ之レ或
ハ真ニ半妥ニモ 批ス名ヲ設ケテ己シカ軍紀
ヲ轄國內ニ居ルニ堪ヘサレハ免クト評ル者
カ軍人ノ制破ハ即チ名譽ノ破ナリ名譽ヲ捨
テ放恣ヲ好ムノ心ヲ懷テ自ラ者ミサレ者ニ
テ軍人ノ上流ニ立チ模範ヲ示シ部下ヲ教育
スルコト又軍紀ノ嚴止ヲ望ムヲ得ルノ理
十所ニ部下ノ模範トシテ立チテ一般ノ標準トシ
禮節一則社會ノ上流ニ立チテ一般ノ標準トシ
ウナル可クサレ將校ニテ自ラ軍紀ノ範國內

クハ我邦ノ如キニ在テ、或ハ云フ、下士、兵卒ハ現役ノ短少ナルモ、將校ノ如キハ終身ノ永キ、常ニ制
服ヲ着用スルハ、其不便ニ堪ヘザルナリト。軍人ノ制服ハ即チ名譽ノ服ナリ。名譽ヲ捨テ、放恣ヲ好ム
ノ心ヲ懷テ自ラ者ミザル者ニシテ、軍人ノ上流ニ立チ、模範ヲ示シ、部下ヲ教育スルニ、又軍紀ノ嚴正
ヲ望ムヲ得ルノ理アラシヤ。唯ニ部下ノ模範トナルベキノミナラズ、徳義、禮節一則社會ノ上流ニ立
チテ、一般ノ標準トナラザル可ラザル將校ニシテ、自ラ軍紀ノ範圍内ニ居ルヲ苦ンテ、寸暇モ之ヲ遁ル
ニ汲々タルガ如キハ、抑モ亦何事ソヤ。我が國現今ノ風習ヲ成シ來ル處ヲ尋レバ、畢竟其ノ上流ニ位
スル高等武官ノ居常ノ風儀、之ガ薰陶ヲ爲ス者ノ如シ。彼ノ國軍人ト雖モ、旅行若クハ外國ニ在テハ、
制服ヲ著セザルコトアルベシト雖モ、特ニ軍人ノ資格ヲ取ラザル一時ノ場合ニ於ケルノミ。則チ我名譽
ノ制服ヲ著スルニ於テハ、又其ノ特權、待遇ヲ受ケベキヲ以テ、己モ亦其節操ヲ保持セザル可ラズ。是
レ頗ル一小事ニ涉ルト雖モ、彼ノ國ニ於テ旅館、茶屋、割烹店ノ如キモ、彼ハ將校等ノ出入スル處ナリ
ト云ヘバ、其家屋ハ鄙賤、醜猥ニ非ルヲ證スルニ足ルノ慣習アリ。又此一事ニ就テモ、他ヲ察スルニ足
ルベシ。軍人名譽ノ制服モ亦社會ニ尊敬ヲ得タル者ト云フベシ。故ニ之レヲ汚穢スルニ至レバ、即チ軍

紀ヲ敗壞スル名譽ノ罪人タルヲ免レズ。其少壯、下級將校ノ如キハ、時ト場合ニ於テ一時制服ヲ著セザルモ、默許ニ付スルコトアリ。然ルニ我國上流、高等ニアル武官ニシテ、浴衣、寢衣ヲ以テ公事ヲ部下ニ談シ、訓戒、督責モ行フガ如キ、又ハ鄙猥、賤業ノ家屋ニ出入シテ憚ラザルガ如キ、共ニ禮節、徳義ヲ抛棄スル者ナリ。制服ノ貴キヲ忘レ、其名譽ノ表章タルヲ思ハズ、之ヲ著シテ豪然卑猥、賤業ノ家屋ニ出入スル者ノ如キハ、又其ノ甚シキヲ加フルト云フベシ。斯ノ如ク徳義ヲ捨テ、名譽ヲ顧ミズ、軍紀ノ嚴正ヲ破壞スル者ハ、下級、後進ノ士ヲシテ、遂ニ此惡習、慣ニ誘フノ先導者タル罪人ナリ。

放袖ノ衣ヲ著シ、膝ヲ屈シテ疊ニ坐スルハ、素ヨリ我邦古來ノ慣習、風俗ニシテ、之ヲ敢テ鄙賤トスルニ非ザレドモ、即チ此慣習、風俗中ニ生活シ來ルノ子弟ヲ以テ軍隊ニ編入シ、縱令三年ノ短キモ兵營内ニ於テハ懶惰、放恣ヲ防ギ、軍紀ノ嚴正ヲ維持スル爲、已ムコトヲ得ズ、恰モ歐洲各國ノ軍隊ト甚シク異ラザルノ生活ヲ爲サシメザル可ラズ。果シテ之ヲ已ムヲ得ズトスルトキハ、之ガ標準、模範トナル將校ハ、又此ニ顧ミル處ナカル可ラズ。終身ノ久シキヲ貫イテ軍紀ヲ守ルニ堪ヘザルナリト云フテ、軍人名譽ノ制服ヲ著スルヲ好マザルガ如キハ、何ゾ下流、後進者ノ模範トナルニ堪ヘンヤ。軍紀ノ

嚴正ヲ守テ部下ヲ教育スルノ任ニ堪ヘンヤ。已ニ將校タルノ本分ヲ失フ者ト云フベシ、迷妄モ亦甚シカラズヤ。己ガ放恣ヲ遂ント欲スル爲ニ、造意ニ此言ヲ爲スガ如キニ至テハ、忠君、愛國、名譽ヲ重ズルノ眞意ハ、何ノ處ニカアル、如何ゾ社會ノ尊敬ヲ受クルヲ望ムベケン。然リト雖モ、居常ニ此名譽ノ制服ヲ著スベキト否トノ如キハ、命令或ハ訓告ヲ以テ爲サシメント欲スルハ甚ダ不可ナリ。之レ即チ上流、高等ニ位スル武官ノ風儀、慣習ヨリ薰陶シ得ル處ニシテ、其國軍制ノ隆否、軍紀張弛ノ程度ヲ自然ノ中ニ表證スル處ナリ、是又高等武官等ノ責任ニ外ナラザルナリ。

彼ノ國軍人教育ノ秩序ヲ得ルハ、即チ軍紀ノ嚴正ヲ成ス所以ニシテ、軍紀ノ嚴正ヲ望ムハ、即チ教育ノ秩序ヲ得ザル可ラズ。教育ノ事タル、一國全軍ノ戰術基礎ヲ明カニシ、上之ヲ以テ教育、訓導スルヲ意ラザルニアリ。縱令外國新奇ノ事物ト雖モ、大元帥タル國皇ガ撰ンテ以テ採擇スル所ニ非レバ、一國軍人ノ私見ヲ以テ之ヲ其一部ニ行フ可キニ非ルハ、素ヨリ當今ノ軍制ニ於テ三尺ノ童子モ知ル處ナリ。況ンヤ軍紀ノ要ト軍秩ノ重キヲ知ル者ガ思惟スベキノ事ニ非ズ。軍事、兵制ノ利害、得失ヲ私言スベ

キ者ニ非ルナリ。此私言、私説ヲ恣ニセシムルアルニ至テハ、上自ラ軍紀ノ大綱ヲ放擲シ、統御ノ實
權ヲ拋棄スル者ナリ。譬ヘバ茲ニ其人ヲ撰ンテ、外國ノ軍事ヲ見聞、視察セシムルコトアルモ、其利害、
得失ノ判定ハ、未ダ其一人ノ私見ニ過ギザレバ、上之ヲ取捨、檢定シテ然ル後其事項ヲ撰ビ、之ヲ公
衆ニ示ス可キハ、命ジテ説明、或ハ記述セシメ、上下ノ將校モ席ヲ同ジクシテ之ヲ聽取シ、或ハ之ヲ印
刷シテ其席ニ加ラザル者ニ示スニ至ルベシ。下級後進ノ將校ニシテ、廣ク自ラ外國新奇ノ事ヲ知ルヲ
勉メ、漫ニ其利害、得失ヲ評論スルモ、何ゾ其益スル處アラシヤ。唯ニ其益スル處無キノミナラズ、
己ガ本分ノ任務ヲ遂達スル爲、我が陸軍ニ於ケル法令、規則ヲ詳カニシ、之ヲ實務ニ照シテ研究スル
ト部下ヲ教育シ、本分ノ職務ヲ講習スルニ日モ亦足ラザル可キ者ナリ。一般ノ將校ニシテ知ルヲ要スル
ノ事項ハ、上ニ其人アリテ、部下ヲ教育スルニ怠ラザルニ於テハ、下級後進ノ將校ハ、專ラ安ンジテ己
ガ本分ノ職任ヲ盡スル勉メテ可ナルノミ。我邦現今ノ情況ヲ觀察スレバ、將校等ガ各自ニ爭フテ
外國新奇ノ事ヲ知ルヲ競ヒ、之ヲ品評スルヲ喜ブ風アルガ如シ。之ヲシテ其信ズル處、守ル處ヲ確實ナ
ラシメザルトキハ、此弊或ハ却テ己ガ本分タル職任ヲ盡サズシテ、我が軍事ノ法令、規則、即チ我が陸軍

ノ大元帥タル 天皇陛下ノ命令ヲ品評シ、軍紀ヲ亂リ、自ラ將校タルノ名譽ヲ害スルモ亦計ル可ラズ。
實ニ各自ガ己ノ本心ヲ失ヘルノ狂愚ハ惡ムベシト雖モ、其由テ來ル處ヲ尋メレバ、上流、高等ニ在ル
ノ武官ニシテ、自ラ信ズル處ノ戰術、自ラ守ル處ノ軍紀ニ乏シキヲ以テ、部下ノ軍人ヲ己ガ信守スル處
ニ訓導、教育スル能ハザルニ依ルカ。下級後進ノ將校ハ操典、軌範ノ如キハ之ヲ暗讀スルニ止リ、日課
時限内ニ制服ヲ著シタル間ノミ己ガ本分ノ區域ト自認スル者ノ如ク、終身片時モ軍紀ト離ル可ラザルノ
官職タルヲ忘ル、ニ至ラバ、其下タル兵卒ノ如キハ、其志操ト軍紀ノ習熟モ完備ニ至ルノ難キハ又
思フベキナリ。上下軍人皆斯ノ如クナルニ至テハ、巨萬ノ費ヘテ常備ノ軍隊ヲ置ク、抑モ又何ノ用
ヲ爲サンヤ。實ニ戰術、軍紀ノ教育日モ亦足ラザルベキヲ、上ノ其ノ部下ヲ教育スルニ餘日、餘暇ヲ
與ヘ、少壯爲スアルベキノ將校ニ外國無益ノ書ヲ講讀シ、遂ニ我が軍事ヲ品評、講議スルニ至ラシメ
バ、之レ又上自ラ其本分ヲ失ヘルノ甚シキ者ナラズヤ。斯ノ如ク教育ノ秩序ヲ破リ、軍紀ヲ亂リ、
下ヲシテ上ノ命ズル處ヲ信ゼザラシメ、唯ニ信ゼザルノミナラズ、之ヲ講議セシムルニ至ラバ、實ニ軍
隊ノ危急ハ此ニ至テ極マレリト云ハザル可ラズ。此惡弊ヲ豫防セシメントスルニ、又他事アル可ラズ、

宜シク現職、實務ノ擧否ヲ專ラニ督責シテ餘暇ナキニ至ラシメ、紙上ノ筆記、坐上ノ談論ニ屬スル虚學ヲ以テ人ヲ任用セザルニ方針ヲ指示セバ、何ゾ又無益ノ勞ヲ費シ、有害ノ書ヲ講讀スルノ暇アルヲ得可クシヤ。

これを以て川上、乃木兩少將の心血を傾けて起稿した意見書、精采変々の大文章は結了してをるが、これを讀んで私共は少からず敬服し、動かされる。就中、歸朝後の乃木將軍の實生活に如上の意見書とを對照することに依つて一段深い興味が感ぜられる。

この長文に渉る草稿の大文章は、陸軍省の大形野紙にペンを以て克明に記され、紙數も二十四枚になつてをるが、塗抹した處、加へられたる文字、改められた箇所が夥しいのみでなく、上欄に「自分改メ」ミか、又或は「自分極メ」ミか記入し、その筆跡が全く本文と相違し、インキの色も亦同じでないこゝから推定し、且つ本文が乃木少將の手跡であるこゝから稽へても、乃木少將の起草したものに川上少將が加筆したものであるやうに考へられる。左様に私は推定を下してゐたのであるが、事實は更に興味を伴ひ、この大文章は川上、乃木

の兩少將が合議の上で構成し、乃木少將が起草したものでなく、乃木少將一個の所見に川上少將が形式的に訂正を加へたものであるこゝが明かになつた。左の書東は即ち雄辯に此の事實を語るものでなければならぬ。

酷暑之時下、尊軀愈御勇健御奉務之段、欣賀此事に存候。然は小生儀も
陛下へ謁見、上申相濟候上、大臣閣下へ報告書ヲ進呈シ、十四日横濱出發、一家引纏メ歸熊ノ積
リニ而、夫々荷物相調へ候處、十一日ニ至リ、大臣閣下より更ニ詳細ヲ盡シ候書面可ニ差出
被レ命、川上少將ハ病氣ノ爲メ、歸朝後直ニ温泉療養罷在、此度命令の御旨意ニ於テハ、他人ノ手傳
ヒヲ加へ候譯ケニハ無論參リ難ク、自宅ニ閉テ籠リ着手候得共、中々種々ノ障碍ヲ來候間、今
日よりハ朝より晩迄陸軍省中ノ一室ニ獨居シ、勉勵仕候。依而ハ可レ成取急ギ候得共、先ヅ一ケ
月位ハ見込不申而ハ不三相叶、此段官數御承知被レ下、兩聯隊長へも御序ノ節御傳へ可レ被レ下候
右御報迄、草々不備。

七月十三日

乃木希典

山本信行兄尊下

司令官へは過ル十一日一書差出置申候也

この書東は、時の副官たりし山本大尉（信行、後の少將）にあてたものであるが、その文意に依るも、用紙から見ても、前記の大文章が一箇月に渉る乃木少將の推敲に成るものであることが明瞭する。即ち黙々陸軍省の一室に獨居し、文字通り心血を注いで起草した此の堂々たる大文章は、乃木氏の當時に於ける信條を語るものであると同時に、將來の大決心を表白せるものとも考へられる。山本大尉に宛てた一書に徴し、更に前記の大文章を再讀すれば、層一層に感慨の深いものがある。

然り、而して前記の大文章が僅少の訂正のみで其のまゝに淨書し、陸軍の當局者——陸軍大臣伯爵大山巖——に提出せられたものであるか、或は亦更に多くの添削の後にせられたものであるか。勿論、明かでないが、眞に刮目に値する文字であることは、誰にも異論がないであらう。

破る者一昨下... 此下... 後... 引... 此... 氣...

藏佐大嶋武 (照參頁一五三) 東書るず報を草起書見意

説したのも、決して無理からぬことで、云ふ處力あり、論ずる處熱あるは、實に當然でなければならぬ。

軍事に門外漢の著者ではあるが、この長文に渉る草稿のみでも、猶ほ當年の我が陸軍の當局者に刺戟を與へるこゝ少でなかつたであらうこゝ考へる。唯だ當時の我が陸軍の當局者に刺戟を與へたであらうこゝ想像せられるのみでなく、四十餘年を隔てた今日に於ても、尙且つ讀むものに感激を禁ぜざらしめる。殊に「……實務ニ就テ人ヲ撰バント欲セバ、先ヅ上ニ其人ヲ得ルヲ要スベシ。上流、高等ニ居ル者ニシテ、嚴正ナル軍紀ノ中ニ安ジ、自ラ實務ニ堪ヘ、其當否ヲ判別スルヲ得ルニ非ンバ、何ニ依テカ此法ヲ行フヲ得ベケン、況ンヤ其言行、動作ヲ部下ノ標準、模範ト爲シ、己ノ得ル處ヲ以テ部下ヲ教育スルノ責任ヲ負ハザル可ラス。下流ノ善美ハ上流ノ標準、模範ニ依テ望ムベシ。百般ノ事、基礎ヲ堅固ニシ、原因ヲ明カニセザレバ、百ノ良法モ其用ヲ成ス能ハズ」云々記したのは、決して斬新であるか、或は警拔であるか云ふのではないが、千古に朽ちざる眞理であり、乃木少將のやうな

人物に依つて記述せられた丈けに光輝があり、讀むものをして首肯せしむる。

この精采奕々たる大文章は、乃木少將が寢食を忘れて努力するに共に、心眼を睜いて獨逸を見、獨逸の軍隊に於ける組織、精神を熟察し、その凝結せるものであるが、デユフェー大尉の指導の下に黽勉するのみでなく、兩少將は機會ある毎に、獨逸の名ある軍人に接し、その家庭に入つて交遊するこゝを怠らなかつた。老いたる皇帝ウキルヘルム一世にも屢々召され、謁見を賜はつたが、老將軍モルトケに會談する好き機會も與へられた。渺たる日本の兩少將ではあつたが、何處に於ても厚遇せられた。獨逸に獨逸人ミを理會する便が多分に、そして自由に與へられたのである。

「川上は能く中央を調べ、乃木は具に地方を見て歸朝した」云はれてをるが、乃木少將は文字通り獨逸の地方に遊び、人情風俗ミを鋭く研究、視察し、新日本の前途に資すべく懈怠しなかつた。最も率直に云へば、獨逸から歸つた以後の乃木少將は、我が國民（云ふのが妥當でないならば、軍人）に「斯くあるべし」を要望する前に、自ら範疇を示すこゝに精

進したを見るべきである。自ら起草した大文章を乃木少將は具體化し、自分が其の標準、模範たるべく、強く決意したのであらう。意見書を反覆して讀めば、沁々さう云ふやうに感銘せられる。否、獨逸留學の報告書も看做すよりも、乃木氏の更生を語る告白、或は宣言を稽へるこゝが妥當であるやうに考へられる。

こ云ふのは——この草稿の中に高調せられた處を仔細に乃木氏の生活に照すならば、薛々こ考へさせられるこゝのみであるからである。獨逸から歸朝後の乃木少將の實生活は一變した。例へば、洋行する前には「乃木の豪遊」を以て著聞したにか、はらず、歸朝後には酒樓の人となるやうなこゝが絶對になく、斷つまでにはならなかつたが、酒盃からも遠ざかり、過去を悔ひてをる。後年——明治二十七、八年戦役の後——乃木將軍の起稿した「軍人生活は斯くありたきものなり」てふもの、中の一節にも、

第七、我國ノ宴會ナルモノニ至テハ歎息スベキコト、又言フニ忍ビザルコト多クナリ。實ニ予ノ如キモ、明治十四、五年ノ頃迄ハ、或ルトキニハ主動者トナリテ料理屋宴會ヲ開キタリシハ、今更慚愧、汗

顔ニ堪ヘズ。後ニ漸ク其ヲ悔悟スルニ至リシト雖モ、世間風潮ノ駸々タル勢ヒハ、如何トモスル能ハズ。然ルニ幸ヒナルカナ、前年製艦費獻納ノ事起リ、此際ニ於テ奢侈ヲ抑ヘ、元費ヲ省カザル可ラザルノ聲ハ、將校社會ノミナラズ、一般官吏社會ニ喚起セラレテヨリ、料理屋宴會ハ、一時殆んど跡ヲ絶ツニモ至ラントセシガ、終ニ然ル能ハズ。表面ニ近來ノ宴會如何ト問ヘバ、集會所ニ於テス、偕行社ニ於テセリト云ヘドモ、其實如何ト察スレバ、漸ク宴會ハ表裏二様ニ行ハル、ノ惡風トナリシナリ。(今、表裏ト云フハ、偶々交際外ニ擯サレタルモノニシテ、裏トモ云ヘ、其實彼等ハ表裏ヲ反對ニ思惟セリ)。

又響應トモ云フベキカ。進級、若クハ著任、轉任、或ハ結婚披露ノ如キ、自宅ニテ設クルモ稀ニハ有ルベケレドモ、十ノ八九迄ハ料理屋ナラザル可ラズ。藝妓ナルモノハ、勿論、賓客ノ數ニ相應セザル可ラズ。彼ノ裏面宴會モ此ノ饗宴モ、費用ノ半額ハ即チ藝妓費ナリ。費用ハ暫ク置キ、此ノ惡風、醜俗ハ上流ニ位置スル大官、高級ノ先輩者ガ一朝悔悟、反省スル時ニ至ラバ、必ズ減退ノ勢ヒニ向フヲ得ベク、假令然ラザルモ、増長ヲ抑留ノ效ハ期セラルベキ者ヲト云ハル、ナリ。

こある。以て當年の我が將軍を想ふべきであり、且つ「乃木の豪遊」を察すべきである。併し男子らしく其の不可を悔ひ、反省した乃木氏は、斷然其の生活を改めたが、改めるまでには時間があつた、多くの順程があつた。靜かに如上の文章に前記の草稿中の「……浴衣、寢衣ヲ以テ公事ヲ部下ニ談ジ、訓戒、督責モ行フガ如キ、又ハ鄙猥、賤業ノ家屋ニ出入シテ憚ラザルガ如キ、共ニ禮節、德義ヲ抛棄スル者ナリ。制服ノ貴キヲ忘レ、其名譽ノ表章タルヲ思ハズ、之ヲ著シテ豪然卑猥、賤業ノ家屋ニ出入スル者ノ如キハ、又其ノ甚シキヲ加フルト云フベシ」云々ある處ミを對照するならば、更生するに至つた動機も鮮かに發見せられるやうに感ぜられるであらう。

◇乃木式生活とは

かう云ふやうに公人ミしても、更に私人ミしても乃木氏の生活は變つた。更生してしまつたがために「ハイカラであつた乃木も、洋行した、めにバンカラになつてしまつた」ミ知人

の間に評判せられたミ云ふ。昭和三年四月九日、東京朝日新聞の「東人西人」中にも、當時を知る田中男(義一)が「……乃木將軍は、若い時代は陸軍切つてのハイカラであつた。著物でも袖のそろひで、角帯をめぐり、ゾロミした風をして「あれでも軍人か」ミ云はれたものだ。處が獨逸留學から歸つて來た將軍は、友人が心配したミは反對に、恐ろしく蠻カラになつて、著物も、愛玩の煙草入も、皆人にくれてしまつて、内でも、外でも、軍服で押通すミ云ふ變方、それが餘り酷いので、その理由を聞くミ「感ずる處あり」ミ云ふのみで、さうしても云はなかつた。今も知人仲間の謎ミなつてゐる」ミ語つてをる。

獨逸から歸つた以後の乃木氏の極端なバンカラ振りに、知人が其の理由を質せば、何の蟠りもなく「感ずる處あり」ミ答へるのみであつたので、今日も猶ほ疑問ミせられ、謎ミなつてをるミいふが、前の草稿を一讀するならば、その疑問も、謎も自然に解かれるであらう。乃木將軍の積極的精神が明かになり、君國のために其の全靈、全身を捧げる決心の如何に痛切であり、壯烈であるかを思ふべきである。併し當時に於ては「乃木のバンカラ振りも半

年か、一年位のものぢやらう。洋行したものが顔に剃刀をあて、身繕ひも半年、一年位はやるが、何時か洋行前の生活に返るやうに、乃木も時の問題ぢやヨ」ミ窃かに冷笑するものもあつたにか、はらず、半年、更に一年を過ぎて、その生活は決して洋行する前のやうにはならなかつた。

更に三年、五年、十年……を経たが、依然として乃木氏の生活は變らなかつた。寧ろ一年は年一年ミ緊張し、獨逸から歸つた當時より遙かに嚴格になつた。見るべきものがあつた。その意見書に高調した「軍人ハ居常ニ名譽アル制服ヲ著セザルベカラズ」の主義を奉じて微動だもしなかつたのである。信奉する處を力強く守り、口に唱道するのみでなく、自ら實行し、上流、高等の武官にして嚴かに範疇を示す覺悟であつたのであらう。見よ、次の一例をその牢乎たる大決心を象徴して餘りあるものではないか。

拜啓 今朝仙臨ヲ忝フシ、遙カニ御聲ヲ聞居候得共、夫レトハ思寄ラズ。昨來痔ノ爲メニ引籠、實ハ格別ノ苦痛ニモ無レ之候得共、例ノ軍服ヲ著セザル故、面會謝絶致居候。

兄ノ如キハ此限リニ非ラズ。ノミナラズ、最モ好時期ノ珍客ヲ逸去サセ申シ、残念無二此上候。此手紙御落手次第、乍ニ失禮ニ御再臨ヲ乞度、願望之至ニ候。爲レ其勿々頓首

四月二日

希典

彌一賢 兄尊下

この手紙は、明治四十年四月二日、折柄上京中であつた山口縣長府の桂彌一氏に與へたものであるが、一例ノ軍服ヲ著セザル故、面會謝絶……云々の文字は、勿論、獨逸から歸つて以後の乃木氏の信條であつた。唯だ居常に軍服を著、著ざる場合には、誰にも面會しなかつた。云ふのは晩年のことで、未だ獨逸から歸つた直後——少くも臺灣に赴任する頃まで——は、軍服の一點張りではなく、洋服を以て居常に用ひ、和服を著ぬこみにしてゐた。それ故に旅行、在邸の日は、軍服に非ざる洋服をも著るたが、決して和服を用ひなかつた。第十師團長として赴任の時、行李の中に二枚の新しい浴衣が入られてあつたにか、はらず、それを唯だ一度も用ひなかつた。ここからでも推測せられるのである。

又更に例へば、明治二十二年三月九日、乃木少將は熊本歩兵第十一旅團長から東京の近衛歩兵第二旅團長に補せられ、赴任の途中を萩に立寄り、弟正誼の遺孤正之——當時は文之進——を玉木家から同伴し、曩に正誼の未亡人なる豊子に「この子が十二になつたら儂が引取つて教育する」云々の約束した言葉を實行するこゝになつたが、玉木氏の記憶に依れば、來訪せられた時も、將軍は背廣服であり、馬關から神戸に至る汽船の中でも、更に神戸から京都に行く汽車に於ても、將軍は決して軍服を着てゐなかつた。又更に、明治二十九年十月十四日、臺灣總督に補せられて赴任する時にも、依然として將軍は商人服であつた。馬關の春帆樓に休憩し、見送りの人々談話してをる際に、松陰の爲には伯父であり、玉木氏には祖父になる杉民治翁が、

「乃木さん、卿のやうに居常に洋服のみを着てをられては、かう云ふ椅子のない疊の部屋では不自由で御坐いませう」

と親しさに質問した。その時の將軍は、不自由さうに洋服で、疊の部屋に坐つてゐたがために、かう云ふ質問も出たのであらう。例のやうに將軍は、相手方を凝視しながら眞面目に、併し物柔かに、

「不自由では御坐いませぬ。居常にかう云ふ習慣がついてゐますので……」

と答へた。確然としてをる。果して左様であるならば、獨逸留學の意見書を端的に乃木氏が具象し、口に唱道するのみでなく、自ら實行して潑らなかつたことは、この一二の例からでも類推し得るであらう。乃木式の軍服主義——それは以上のやうに解するが妥當であるやうに考へられる。我が上流、高等の武官としての品位、名譽、地位を保つために、敢然として其の生活を改めた乃木將軍のバンカラは、バンカラ云ふも、實は洗煉せられた、信念に基づくバンカラであつたのである。

繰返して云ふ。乃木少將が推敲した處の長文に渉る草稿の大趣旨は、乃木將軍の公生涯に實行し、私生活に具現して剩す處無かつたが、往々にして世間では「乃木式の生活」云へば、或る意味に於てケチな、融通の利かぬ、枯木か死灰のやうなものであると解してをるも

のがある。併し以上に掲げた雄渾の大文章を一讀するならば、而して端的に之を將軍が實生活に具現したことを知るならば、斷手して「乃木式の生活」がケチな、融通の利かぬものでなかつたことを理會し得るであらう。例へば汽車に乗る場合にも、世間では「乃木式」に三等の赤切符であつたことを誇張して傳へてをるが、乃木將軍は常に 陛下の名譽ある軍人であることを考へてゐるので、上流、高等の武官である體面を汚さぬやうに、必ず一等の白切符であり、近親の者で、軍籍に在るものには、

「卿は 陛下の名譽ある軍人であることを忘れてはならぬ。随つて體面を考へねばならぬ。汽船ならば必ず一等に、汽車でも決して一等か二等に乗るやうにせよ。若し二等にも乗れぬやうなら旅行せぬことにするが宜しい」

と訓戒してをつた。久留米緋の私服姿の乃木將軍、三等車の乃木將軍……云ふやうなもの、乃木式の生活を全く誤解したものであるのみでなく、乃木將軍の眞精神を理會し能はぬ結果でなければならぬ。乃木式の生活は決してケチな、融通の利かぬものでなく、個人の

生活上にこそ將軍は極めて儉素を守つたが、私費を以て公共のために盡すと同時に「中朝事實」、「中興鑑言」、「武教小學」その他の名著の絶版となれるものを私費に依つて刊行、頒布するに云ふやうに、尋常人の企及し能はざることをなしてをるが、明治四十四年六月、再び歐羅巴を旅行した時にも、乃木將軍は第一流のホテルに宿泊し、高級の自動車を乗用した。これがケチな「乃木式の生活」に果して出来ることであらうか。

殊に獨逸から歸つた以後の乃木氏、そして展開せられた乃木式の生活を會得するには、その心血を注いで起草した處の前掲の大文章を再讀するが宜しい。然らずして輕々に乃木式の生活を批判しようとするは、實に誤解に陥るのみでなく、精神を汚すことになる。斯く私見を加へたことは、不遜であるかも知れぬ。併しながら異彩を放つ前記の大文章を一讀し、私

◇この人を正視す

乃木將軍は更に讀書し、新知識を吸収することに努めた。讀書は其の少年の頃から好愛する處であつたが、獨逸から歸朝後には一段此の熱度が増へられ、常に讀書するのみでなく、來訪者も論議し、昵近の若い人々もいろいろの問題を語つて倦怠する處がなかつた。明治十四年六月、渡英し、歐羅巴の各地を巡歴した時にも、乃木將軍の土産物の大部分が書籍であつたことは、極めて興味あるエピソードとして傳へられてをる。將軍は常に感嘆して「獨逸人は勤勉であり、讀書する。國運の伸張も此の勤勉に讀書から來てをる。吾々も獨逸人に一步をゆづ、てはならぬ」を語りつゝ、あつたを傳聞するが、晩年に至るも、尙且つ乃木式の生活の中に勤勉、讀書を逸しなかつたのである。

又更に乃木將軍の滯獨中の感想を記して傳へられるものも二三ではないやうであるが、獨逸から在京中の桂彌一氏に寄せた書柬は、その全約を窺ふに不足なきものであらう。次のやうに……。

九月十七日之尊書拜讀、愈々御勇健之段欣喜之至ニ存候。小生儀も益々強健ニ而勤勉罷在候。間御降意被下度候。異國ニ參候。而は、在日本中ノ想像トノレバ、ヨリ好キコトアリ、又ヨリツマラヌコトモアリ、多クハ歎息ノ際而已ト申様ナル譯ニ御座候。就中、異人等ノ耐忍力(一口ニ申セバ)強キニハ、我等ノ尤モ耻ヂ、且ツ恐ル、處ト存候。異人等ハ皆々大開化ト存ノ外、當國ナドニテハ「チヨンマゲ」ノナキ計リ、中々ノ頑固物ト攘夷家ト勤王家ノ花盛り、一寸ト申セバ、唐金火鉢デ八十ポンドヲ造ルトカ、奥サンノ鏡モ白砲位ニハシテモライタイト云フ趣キニ而、町モ田舎モ人氣ノ活潑ナルニ、生等ノ如キグツ々々懶惰生ハ、殆ンド物懸ヲ感ズル計ニ御座候。御推讀、御一笑々々。

○同郷諸彦、皆々無事ノ由、目出度存候。御會同ノ御序モアリ候得ば、小生も體力丈ハ健全ニ罷在候。段御一聲可被下度候。來年向暑の比ニハ御面話ヲ可レ得事ト相樂ミ候。右ハ御答禮旁々艸々願首。

明治二十年十一月十一日

伯林寓居ニ於テ

希 典 拜

兄ノ新報號外紙ヲ御寄贈被下候ト御懇書トノ御用意(毎事ナガラ)ノ妙ハ皆々打集リ拍手々々。書面中の「唐金火鉢デ八十ポンド」云々は、元治元年八月、長藩が英佛その他の十八隻の軍艦に下ノ關を砲撃せられた時、大砲鑄造の材料として藩内各戸の唐金火鉢、燭臺、婦人の簪から一切の銅で製作したものは勿論、家の戸槌、宮寺の鐘をも徴發した時のこゝを追懐して書いたものであらう。又追伸の「新報號外」は、何れの新聞であつたか、桂氏も今は記憶してゐないこのこゝであるが、號外として報ぜられた事項は、明治二十年九月十六日、條約改正反對の旋渦中に投入された井上伯(後の馨侯)が外務大臣を罷め、首相の伊藤伯(後の博文公)が之を兼攝したこゝであつたらしい。その號外の裏に手輕に通信文をした、め封入して發送した。然るに伯林には未だ左様なこゝが傳へられてゐなかつたので、初めて事情を知り、寓居を同じくしてゐる人々を讀んで拍手した云ふ。この時に拍手した人々は、乃木、川上の兩少將、石黒陸軍々醫正(後の總監、子爵忠憲)、楠瀬大尉(幸彦、後の中將、陸相)、伊地知大尉(幸介、後の中將、男爵、旅順攻圍中の第三軍參謀長)等であつたのである。

この手束は乃木氏の面目を想ふべきであるが、殊に維新當時の我が國民の眞面目であつたやうに眞面目でなければ、邦家の前途は決して樂觀し能はぬ。暗示せる處を見通してはならぬ。將軍は更に國法、公德を重ずるこゝに獨逸、英吉利の人々の如くでなければならぬ。次のやうに高調した。

獨逸や英吉利でステーションなぎの便所に入つても、決して樂書がしてない。我國のこゝに稽へて赧然たらざるを得ぬが、更に伯林の公園なぎに於て子供が球遊びでもする時、それが入るこゝを禁止せられた芝生の中に飛込んだならば、假令股ぐこゝの出来る低い垣根であつても、子供は決して立入らぬ。巡查の來るまで神妙に待ち、必ず巡查に取つてもらふのであるが、日本人は「立入ル可ラス」の制札があつても、恬して土堤に登り、芝

生に立入る。又更に英吉利では、三寸以下の鱒を捕獲してならぬことになつてゐるが、若し左様なものを釣つたならば、そこに見てゐるもの、有無にか、はらず、必ず十人が十人これを捕獲せぬ、放してやる。然るに吾々は如何。かう云ふ公德を重じ、國法に違ふことは獨逸、英吉利の人々に及ばぬ。誠に歎息の至りであるが、かう云ふやうに國民は訓練せられなければならぬ。

この事は將軍の昵近者に沈々語つたのみでなく、その實現をも勧めたが、又自らも嚴かに厲行した。それ故に將軍を以て「嚴格」もか、「八釜し屋」も評判せられるに至つたのであらう。實は「嚴格」、「八釜し屋」でなく、乃木將軍は獨逸人、英國人、遜色なき紳士道を體得してゐたまでのことである。

一千八百八十八年即ち川上、乃木の兩少將が獨逸に入つた翌年——明治二十一年——に獨逸帝國の建設者ウキルヘルム一世が崩御した。その時に哀悼の意を表示する獨逸人の赤誠

は、實に深厚であり、涙ぐましいものであつて、町も、人も、物も、黒い布で覆はれ、道行くものも其の足音に心する程度であつたが、デュフェー大尉は兩少將を訪問し、

「伯林の市民達は輕薄になつた。未だ哀悼の誠をさ、げるこゝが十分でない。實に慨歎に堪へぬ次第である」

と語るの、伯林の市民達の赤誠に窃かに感激しつ、あつた兩少將は、デュフェー大尉の慨歎に却つて意外な感じをせねばならなかつた。何故に之を不可なりとするか分らなかつたので、その理由を質した。デュフェー大尉は慨然として、

「地方に行つて御覽なさい。陛下の病ませられるこゝが發表せられてから云ふものは、赤誠をさ、げて其の快癒を祈り、崩御あらせられてからは、咳するにさへ注意し、痛まし

いまでに哀悼してゐるが、伯林の市民達は形式に流れて緊張が足りない。かう云ふこゝでは、獨逸帝國の前途甚だ寒心すべきものがある」

と激語するので、今更のやうに兩少將も感服したが、殊に歸朝して後の乃木氏は「皇室

國民との間は斯様にありたいものぢや」屢々語つてゐた。獨逸と獨逸人とを理解した乃木將軍であればこそウキルヘルム二世の大野心をも觀破し、歐洲大戰を夙に豫見し得たのであらう。明治三十八年八月七日、外征中の將軍は、長谷川大將(好道、後の元帥)に次の手紙を寄せてゐる。

尊翰拜誦、殘暑酷烈、時下愈御勇武奉三大賀二候。其後大御疎濶、多罪々々。三卷翁之件ハ、兒玉氏迄吳々申入置候。同翁も至極元氣、大勉勵、感歎之至ニ候。過日ハ含雪老帥、當方面昌圖迄飛來ノ歸途、奉天ニ面會、大元氣、四五年ハ若歸リ被レ致候事儘ト見受申候。及ニ御報一候。扱當地ハ兩期ノ事トテ、道路之狀況ハ良否、善惡評スルノ限ニ無レ之、然ル處、昨今漸ク晴色相催來候。此ニテ兩期了リ候得バ今年も天幸ノ事ト存候。

○近來獨ノ魔王ノ妖術、徐々相顯レ來候様子、世界ノ大亂カ、日本ノミノ迷惑乎。ドノ道トモ六ナル事ニハ有レ之間敷、最早破レカブレニ候。唯々神速ニ叩キ散スノ外無レ之ト存候。高案如何。夕立にぬれつゝいそぐ旅人は

行手の野川から渡るなり

急ぎ不申而ハ大井川川止メ

又

東西南北幾山河

春夏秋冬月又花

征戰歳餘人馬老

壯心尙是不思家

御閑餘御一笑、御叱評賜ハリ度候。先ハ久々御無沙汰之謝罪、御答旁如レ此御座候。

艸々頼首

かう云ふやうに仔細に乃木式の生活を討ねれば、嘗に興味の感ぜられるのみでなく、乃木將軍の眞精神が會得せられる。乃木將軍の獨逸行! 獨逸行は乃木將軍の旋回點であり、大人格の玉成ミなつたのである。

臺灣總督

◇ 兒玉次官の強要

明治二十一年六月十日、獨逸から歸つた乃木少將は、意見書の起草を了して任地に向ひ、更生の日を熊本に送るこゝ約十箇月、翌年三月九日、近衛歩兵第二旅團長に補せられた。蓋し參謀本部條例を變革し、新に參謀次長として川上少將が近衛歩兵第二旅團長から轉じたがために、その後任に乃木少將が拔かれたのであるが、獨逸に新知識を吸収した川上、乃木の兩少將は、中央の檜舞臺に相並んで蘊蓄を傾けるこゝになつたにか、はらず、或る事情のために、乃木少將は、明治二十三年七月二十五日、歩兵第五旅團長に補せられ、突如として名古屋に左遷せられた。

乃木少將は名古屋に在任するこゝ約一箇年、明治二十五年二月三日、休職を命ぜられ、その前年四月に買入れた那須の別荘に於て晴耕、雨讀するこゝ九箇月餘であつたが、同年十二月八日を以て歩兵第一旅團長に補せられ、明治二十七年十月十六日、宇品港を出帆して日清役に參加した。第一師團長山路中將(元治)の揮下に屬し、旅順の攻圍戰に勇名を馳せたこゝは、こゝに改めて贅説を須ひないであらう。

戦局、我が帝國の大勝利となつて結了したので、明治二十八年八月二十日、旭日重光章並に功三級金鷄勳章を賜ひ、華族に列して男爵を授けられたが、その以前——四月五日——に陸軍中將に任じ、第二師團長に補せられてゐた。而して戦地から特に臺灣に向ふべき命令を受けたので、九月八日、大連灣を出帆して、十月二十二日、臺南に進入。その二十七日に南部臺灣守備隊司令官となり、仙臺に凱旋したのは、翌年の四月二十日であつたが、臺灣に出征中の將軍から吉田氏(庫三、松陰の甥)によせた次の書柬は、殊に興味の感ぜられるものである。

貴翰拜誦 愈御多祥之段奉欣賀候。私儀も不相變頑健ニテ、少數同僚之迷惑、氣ノ毒位ニ御座候。御安心可被下候。御垂示ノ兩章、感吟敬服。仕候。何共恐入候次第ニ御座候。當地モ日中ハ中々苦熱ヲ覺候得共、朝夕、稍秋氣ヲ催シ、山野モ秋色ノ見ル可キ處有之候。高砂の島成る身にも秋は來ぬ

は、その森に雪のふるらん

杯 任 候。過日來、東南地方廣東人種ニテ、客家族ト申ス猾賊討討ニ相掛居候處、兩三同ノ戰鬪ニテ散亂致シ、尙首魁追捕中ニ有之候。茲ニ臺南城直東七十餘清里ノ處ニ熱蕃社有之、本年七月末、永福ヨリノ徵發ニ應ゼズ、爲ニ廣東兵ヲ以テ攻伐セラレ、互ニ勝敗アリ、九月中迄連續ノ孤立戰ヲ爲シタル狀況ハ、外國宣教師其外支那人村落ヨリ彼等ヲ鎮壓ノ訴願ニテ、餘程ノ猛惡種族ト相考、我兵其近傍迄參候處、彼等ハ大得意ニテ出テ來リ、六月(舊ノ)頃已ニ臺灣ノ日本領トナリ、日本軍ノ來ルヲ知り、百數十年來怨恨アル所ノ支那人ヲ驅逐スルハ此時ナリト申合セタル由、彼是ノ實跡ヲ徵スルニ、可レ信廉モ有之候。抑彼等ノ四社一團ハ、乾隆以來、屢支那官兵ヲ

擊退シタル勇猛ノ名高リ、其邊近村ニテハ、最も畏懼スル處ニ有之候。此酋長其下ノ社長四人呼寄セ、面會仕候處、其勇壯、質撲甚大可愛者ニテ、夫々申聞ケ、今後ハ支那人ト雖モ敵視セズ、爲ニ日本一國力ヲ盡シ、皇室ヲ尊敬シ、信義ヲ守ル可ク誓約シ、歸社爲レ致候處、又々此度ハ禮物ト唱へ、牛鷄其他豹皮、奇木ノ板、鹿肉、奇獸ヲ荷ヒ、多人數故度々御馳走ニ相成テハ御氣ノ毒トテ、各米ヲ負ヒ、途中支那人ノ部落ヲ通過スル故、二十挺ノ銃ト數十ノ槍ヲ持チ、總勢百四十餘人出掛ケテ參リ候故、其返禮旁驪ヲ與へ候處、久敷之ヲ得ザル事進何ヨリノ喜ビ、至極面白ク其以前酋長ニ其地方ヨリ十三、四ノ男子ヲ選ビ差出候得者、我等召使ヒ、日本語ヲ教ヘ度ト申聞候處、早速ニ承諾シ、彼ノ嫡子十五歳ナルヲ此度連來リ、其外モ一人志願者アリ、其儘留置キ飼ヒ立テ中ニ有之候。是等ノ事トモ、最も消日ノ興味ニ有之候。

就テハ憚リ之儀、甚恐入候得共、錦繪買入候様留守宅へ申遣置候處、右ハ選定六ヶ數存候間御手数數相願度、右ハ例ノ土人等ニ日本々土ノ事ヲ知ラシメシメテ存候得共、其風教ニ害アルモノハ素ヨリ、益無キ者ニテハ面白カラズ、各種取雜セニテ五六十枚御指示奉レ願候。又々一

兩日中土蕃人二十餘名面會ニ參り候約束有之、相樂ミ居申候。私共文明ノ稽古ハ六ヶ敷、嫌ニナリ候事共不躰ト存候得共、蠻人ノ境界ヲ察候テハ、特ニ目出度相覺申候。杉大人へハ其後大無音申上居候、乍憚前況等宜敷御序之節御傳奉レ願候。右ハ御願旁草々如レ此候。頓首。

仙臺に第二師團長として凱旋した乃木中將は、その本質的に部下に臨み、軍紀、風紀の振作に心した。不時に或る部隊を巡視するこゝもあれば、病院を訪ふて患者を慰問するやうなこゝもあつたが、殊に戦勝に伴ふて矜持に過ぎる將卒を戒むるこゝにも配慮した。外出中の士官、兵卒に會つて、教師が入學生にメンタルテストでもするやうに、言葉を掛けるこゝもあるのだ、何時か「……嚴格な師團長！」として警戒され、畏怖せられたが、又半面には温情の人として逸話が少くない。在任の日が僅少であつたにか、はらず、今日も猶ほ牢記せられてをる。その高風が慕はれ、話題に残されてをるのである。

乃木中將は第二師團長として仙臺に在るこゝ約半箇年、明治二十九年十月の或日、山形縣

下の演習地で、突如として陸軍大臣の秘命を帯びた山内大佐(長人、後の中將)の來訪を受けた。當時の山内大佐は陸軍大臣官房長——高級副官——であり、二十何年前に伏見の練兵所で「乃木文藏」が佛國式の練兵を受けた頃の教官であつたが、この時の山内大佐は容易ならぬ使命を齎して往訪したのである。

或日、閣議を終つて匆惶に歸つた陸相の高島中將(子爵、輶之助)は、官房長の山内大佐を呼んで、

「御苦勞ちやが仙臺まで行つてくれヨ。即刻にぢや」

「火急に命じた。聞けば「閣議に於て乃木中將を臺灣總督に抜くこゝに内定したが、電報では來ぬちやらう。君が仙臺に親しく往訪して上京を勧めくれよ」こゝの内命(こゝ云ふよりも懇談)があつたので、極秘裡に使命を傳へるために、高島子から命令を受けるこゝ同時に、山内氏は歸宅して直ちに用意を整へ、その夜の汽車で仙臺に向つたのであるが、仙臺に入れば、

演習で山形縣に乃木中將は出張中であるといふ。そこで山内大佐は三人挽きの俾車で演習地に急行し、途に楯岡に一泊し、小花澤を経由し、大急で目的の演習地に到着して乃木氏に面會した。乃木中將は不審相に、

「何の要件です？」

「ご問ふのであつたが、陸軍大臣から「極秘の裡に命令を傳へヨ」このごこちであつたので、演習を終り、相携へて小花澤の乃木中將の宿舎に歸つて「大臣が直ちに上京せよ」ご命じたごこちを傳達し、問はれるまゝに應答した。然るに「儼には不向きのごこちやから……」ご上京をさへ肯じさうになかつたが、漸く大佐の言を濫々ながら容れ、

「兎に角行くごこちにしよう。併し演習を此のまゝに中止して行くごこちも出来ぬので、山口に引ついでから上京する」

この返答があつた。そこで漸く使命を果すごこちの出来た山内大佐は、即夜發して楯岡から陸相に打電し、翌日を以て歸路に就いたが、乃木中將は山口旅團長（素臣、後の大將）に演習に關する一切のごこちを引継ぎ、約のやうに上京した。そして山内大佐が歸京した翌日には、既に上京してゐるが、上京するご共に、乃木中將は時の陸軍次官兒玉中將（後の大將、源太郎）を訪問したのである。

◇意外の話なるも

乃木中將は長府藩のものであつて、兒玉次官は徳山藩の出身であるが、同じ防長の人であり、親交の間でもあるので、師團長ご次官ご云ふやうな他人らしい、形式的の挨拶などはなく、乃木中將の登廳を迎へた兒玉次官は、例のやうに瀟然たる男らしい態度で、同時に聊か心痛してをるごこちもあるご云ふやうな表情で、

「乃木君！ 非常に困つたごこちが出来た」

ご敷から棒式に語るのであつた。快活そのもの、やうな兒玉氏が憂愁を帯びて「乃木君非常に困つたごこちが出来た」ご云ふ。「臺灣總督のごこちやな」ご承知してゐる乃木中將も、

澄んだ處女のやうな眼を心持ち睜つて、

「何事ぢや？」

「問はずにはゐられなかつた。何事に對しても、快刀を以て亂麻を斷つやうに、直ちに解決して毫も屈托せぬ兒玉次官が閉口した云ふので、斯く問はずにはゐられなかつたのであらう。兒玉次官は愁眉を開き、

「臺灣總督の後任に就てぢやヨ。誰に當つて見ても忤いぬので、僕か君か、行く外にはないこゝになつてしまつた」

「事情を明かにし、直ちに問題の核心に觸れたのである。明治二十八年五月十日、海軍大將伯爵樺山資紀が臺灣總督に補せられ、翌月二日、清國全權委員李經芳と三貂灣沖の汽船上で臺灣と澎湖島の授受を終つた數日前の五月二十五日には、唐景崧が大統領と稱し、劉永福は軍機總統となつて、臺灣は獨立國の形式を具し、盛んに抵抗したにもかゝらず、近衛、第二師團の討伐に依つて賊徒は平ぎ、我が領土として轉期を劃するこゝになつたが、樺

山伯の挂冠に次ぎ、明治二十九年六月二日、第三師團長陸軍中將桂太郎が二代の臺灣總督に補せられたにかゝらず、桂氏は未だ赴任せざるまゝ、に——十月十四日——辭職してしまつたのである。

桂中將の後任を誰にするかは、時の廟堂に於ても容易ならぬ大問題であつた。何故に實質すまでもなく、臺灣は我が領土となつたが、火事場の始末を未だしてないやうなもので、統治上に創意を要するに同時に、斧鉞を加へて整理をせねばならぬ云ふ實狀であつたからである。こゝに於て後任は各方面に物色せられ、交渉を重ねたが、誰も應諾しない。當時の第五師團長であつた奥中將（保鞏、後の元帥）も難局に當られたし懇請を受けたらしいが肯諾しなかつた。そして白羽の矢は仙臺の乃木將軍にたてられたのである。

然るに正面から「君、臺灣に行つてくれぬか」を交渉したのでは、必ず峻拒して「僕は一介の武辨ぢやから……」を應ぜぬであらうこゝは、これを抜くこゝになつた政府にも分つてをる。こゝに於て十分に乃木氏の性情を知る聰明の兒玉氏は、間接に之を攻陥しようを考へ、

如何にも困つたらしく装ひ、

「……全く困つた。今ぢや僕か君か、行く外には、誰も行くものがないのぢやヨ」

「實情を述べて告白するのであつたが、兒玉次官の巧妙極まる戦略は、果して奏功した。豫期した通りの道程を辿つて交渉は進められ、臺灣總督として乃木氏は、辭令を受けねばならぬやうになつた。併し巧妙な兒玉氏の戦略は、乃木中將も氣付かなかつたのか、或は氣付いても、さう云ふ氣配を見せなかつたのか、

「フム、左様か。それは困つたこぢやが、勿論、今の場合に君が臺灣に行くこぢは事情が許さぬ！」

「ご拱手して深く考慮するもの、やうであつた。清國と戦つて大勝し、「世界に於ける日本」ご云ふものが認識せられると共に、我が國威は輝くこぢになつたが、同時に重い戦後の經營がある。殊に多忙なのは陸軍省で、その陸軍省の事務をして些の凝滞だもなからしむるためには、萬敏の兒玉中將の巨腕に待たねばならぬ。これは乃木中將にも能く諒會せられ

てるるので、斯く兩手を拱いて黙想するもの、窃かに「兒玉は行けぬ。儂が……」ご自問、自答しつゝ、あつたのであらう。黙々として考へつゝ、ある眼前の乃木中將を凝視する兒玉次官に微笑が浮んだ。そして率直に、

「乃木君、御苦勞ぢやが臺灣に行つてくれぬか」

「ご希望するのであつた。山内大佐を以て上京を促したのも、實は「乃木君、御苦勞ぢやが……」ご臺灣に行くこぢを交渉し、拒む餘地なからしめようご云ふのが最初からの兒玉次官の肚であつた。併し露骨にやつては不成功になるので、かう云ふ戦略を用ひたのである。兒玉次官から事情を述べて「乃木君、御苦勞ぢやが……」ご懇請せられては、乃木中將も辭退し能はぬ。臺灣の統治上に行政手腕の必要最も多大であるにか、はらず、自分が其の資質に乏しいこぢを熟知してをる乃木中將は、眞面目に考慮して躊躇し、逡巡せざるを得なかつたが、唯だ忠誠に燃え、且つ一身の榮辱を度外視し、

「ウム、儂が微力を盡すこぢにしよう」

「決然として答へるのであつた。見よ、微笑が兒玉次官にあれば、乃木中將には緊張がある。併し二人の間には親友としての温かさがあり、相許すもの、間にのみ相見ることの出来る懐しさが横溢してゐた。かう云ふやうにして乃木中將は、明治二十九年十月十四日、第二師團長を免じ、臺灣總督に補せられ、こゝに武人としての乃木氏は、臺灣統治てふ方面違ひの難局に處するこゝになつたのである。

唯だ忠誠に燃えて臺灣の統治上に全力を盡す決意を固くした乃木中將は、新坂邸に歸還するに共に、静子夫人に向つて、

「儂は臺灣に行くこゝになつたのぢやが、明日にでも赴任の出来るやうに用意は整つてゐるぢやらう？」

「他人のこゝでも問ふやうに、勿論、眞面目にいふのであつた。豫て時間でもない頃に歸邸して「飯ぢや」に性急に命じ、直ちに用意が出来なければ「食はずこもい、ぢや」も亦飛び出すやうな良人の氣心を辨へてゐる静子夫人は「ハイ、何時でも宜しう御坐います」に答

へたが、内地から内地に赴任するこゝは違ひ、臺灣に行くのであり、更に當局に十分に打ちあはせをせねばならず、仙臺に到つて事務の引つぎをする必要がある。乃木中將の望むやうに「明日にでも赴任し得る」ものでもなかつた。併し事實に於て將軍は直ちに「臺灣に行く」決心であつた。折柄、所要を帯びて上京中であつた臺灣總督府幕僚參謀河合大尉（操、後の大將）も、

「……左様に御赴任を御急ぎなされずとも、小官は多くの書類を持參致してをりまするので、先づ書類に就て十分に御研究になつては如何で△りまするか」

「進言した。前の總督の桂中將は赴任せず、辭職するまで東京にゐたので、臺灣から關係者が書類を持つて上京し、諸般の報告をなすに共に、決裁を乞ふてゐたのであるが、河合大尉の進言に對し、乃木將軍は、

「ウム、それも左様ぢやが、書類に就て研究するよりも、儂は實際を見て考究、施設するこゝにする。ぢやから赴任を急ぐのぢやヨ」

こ温顔を以てするのであつた。總督の任を受諾するに共に、如何に臺灣の統治に就て乃木中將が眞剣に考へ、施設しようとしつゝ、あつたかは、この一事に依つても観察し得られるであらう。然るに至孝の乃木氏を苦惱せしめる大なる問題が湧いた。云ふのは、母堂の壽子が共に臺灣に行くに申出でたからである。この間の消息は、子爵石黒忠恵氏の「乃木將軍に就て」(陸軍士官學校課外講演第八輯)の二二—二六頁に次のやうに詳細に記されてゐるのである。

……明治十九年十一月一日、陸軍少將川上操六君と陸軍少將乃木希典君兩人が特に獨逸に派遣されることになつた。是は重い御用を承つてでありましたが、君は其日私方へ參つて申されますのは、今日私は川上君と共に獨逸に派遣されることになつた。誠に喜びに堪へないが、其の悦びの中に何分言ひ知れぬ心配がある。それは母の事だ。母は身體が强健でない、歐洲在留中に不慮のことでもあると困る、遠く外國に離れて居るとき、若し母が病んだらどうしようか、それが心配だ、いかにしたらよからうかと貴君に相談に來た。希くは貴君に母を御托するより外はないが御承諾下さるかとの

事であるから、私は其話を聞いて、御尤千萬なことだ、萬一御母堂が病氣になつたら引受て御世話をしよう。若し御母堂が病氣に罹つたら、自分の母を處置すると同じ心でお世話する外はないと申したら君はそれで大安心、大満足致したと大層喜んで歸られました、拜命した日に其の足で直ぐ母のことを頼みに來るといふは、孝心でなくては來られませぬ。

又明治二十九年十月、乃木將軍が臺灣總督を仰付けられた。さうすると其の時も拜命した日に直ぐ來て、本日臺灣總督を拜命したが、臺灣にはマラリヤが多くて、十人行けば十人がマラリヤに罹る。故に官と私とに拘らず、家族を連れて行く者は殆んどない、いづれも腰掛け姿である。私は總督として赴任するからには、第一に家族を携帶して行き、以て部下の者も家族を同伴して行きて落付心を起させたいと思ふから、家族を連れて行く積りだが、心配に堪へないのは母である。御存知の通り母は蒲柳の質で、不幸にも若し彼の地でマラリヤに罹らば必ず死ぬ、さうすれば老人を殺しに連れて行くやうなものだ。實に心配であるから母だけは残して行ければならぬ。どうか先年私が獨逸に行つた時と同様に母の事は御引受け被下度と頼まれた。其處で私は、宜しい、決して心配し玉ふな、獨逸へ行つた時引受

けたと同じ心で引受けるからと言ふと、大層悦んで歸られました。それから四日目になつて復た来ていはれるには、實は先日、母を残して妻だけ連れて行くやうに御話もし、御頼みもしたが、母の申すのには、汝は今度任ぜられた任務を夫程重く思ふならば、何故私を連れて行かぬか、私も家族の一人である、大切な者を残すならば、妻も残すが宜い。縱令マラリヤに罹つて死んでも満足だ、決して一人東京に残つては居られぬから、必ず連れて行けとて、なかく動かぬから、私は致し方なく同伴して行くことにしたと申されるから、私はさすが乃木十郎殿の奥さんである。其の心は眞に武士の家庭ならではの聞かれぬ言語だ、さすが乃木家の御老母だと感謝した。

かう云ふやうにして乃木中將は、母堂並に夫人を伴ひ、勝典と保典のみを東京に残して赴任したのである。

◇賢母の鑑として

かう云ふやうにして赴任するこゝになつた乃木中將と其の家族は、十一月一日、神戸に於

て乗船し、遂に長府を訪ひ、舊知の人にも亦語つたが、總て乗船——鎌倉丸——して長崎に到り、そこで乗換へて臺灣に向ふこゝになつた。然るに突如として船員並に總督の隨行者は恐慌に襲はれた。云ふのは——乃木總督の荷物中のトランクか、行李か、一つ紛失してしまつたからである。

何でも荷物は十餘箇あつたが、乗換への時に一箇が何處に行つたか不明になつてしまつた。云ふ。「總督の荷物がなくなつた」云ふので、下ノ關に電報を打ち、旅館や運送店は家探しするに云ふ騒動であつた。如何に探しても行方が知れぬ。そこで「誰の責任ぢや？」と勢ひ責任を明かにせねばならぬこゝになつた。勿論、この荷物のなくなつた云ふことは、乃木中將にも、静子夫人にも告げられてゐたので、殊に夫人は事なきやうに心痛し、隨行者も其の行方を探してゐるが、何事も知らぬもの、やうに落付いてゐる母堂の壽子は、

「静！一寸……」

と呼ぶ。匆忙に室を出入し、荷物探しをしてゐる静子夫人は、母堂に呼ばれるに禮儀た

しく其の膝下に侍し、次の言葉を俟つのであつた。壽子は極めて落付いたもの越して、言葉も優しく、

「……荷物がなくなつたさうぢやネ」

「ご問ふのであつた。勿論、その爲に大騒ぎしてをるが、出来る丈け母堂の心をいためないやうにご注意してゐた。併し祕密にすべきことでもないで、静子夫人は其の顛末を告げた然るに壽子は力ある言葉で、

「私から差出がましいこぢやが、静！ 總督、總督、皆の方々があの通り希典を崇めてをるではないか。荷物の一箇位が紛失した處で、その爲に希典の御用が勤まらぬこぢやないだらう。皆に心配さ、ぬやうにしたらごうかネ」

「ご微笑しながら諭すもの、やうに提議するのであつた。聞いてゐる夫人の顔は次第に緊張したが、母堂の優しい、又力ある此の提議には、誰もが異存を挿む餘地ありとも考へられぬ。静子夫人も微笑し、且つ壽子を仰ぎ、

「ハイ、全く左様で御坐いました。直ぐ御母さまの仰せのやうに取計らうごに致しますから……」

「ご一揖して辭したが、聽て軍服に非ざる背廣の乃木中將は、鞠躬如くして母堂の室に伺候した。そして心から恐慄せるもの、やうに壽子を仰ぎ、恰も頑童が其の母親に詫びでもする場合に於けるやうな態度を以て、

「恐入りました。只今、静から御母さまの御言葉を拜承いたしましたして、誠に赤面の至りで御坐いまするが、御仰せのやうに直ちに荷物を探すごは中止させましたので、御心安く思召し下さい」

「ご告げ、唯だ言葉のみでなく、心から恐縮するのであつた。壽子には何の言葉もなく、僅かに微笑し、母子の間は藹々たるものであつたが、壽子の優しい言葉に依つて隨員や旅館、運送店、船員は、始めてはつご吐息し、心安さを感じるものであつた。そして「流石に總督閣下の御母堂だ」ご感謝が捧げられた。

明治二十九年十一月九日、乃木中將は家族と共に、臺灣に入つたが、土民の間には「い、總督が来た！」と異常の人氣があり、代表者が來訪して恭しく頌辭を奉つた。蓋し無理からぬことで、曩に將軍が第二師團長として臺灣の賊徒を平げるために進入した時にも、乃木中將の揮下は、最も軍紀が厳しく厲行せられてゐたがために、鶏一羽、卵一つも掠奪的に徴發することなく、必ず代價を拂つて購入したものであるが、他の部隊に於ては左様でないものもあつたらしく、土民の間に今日でさへも、怨嗟の聲がある。

乃木中將が第二師團長として臺灣に進入し、賊徒を平げて占領した土地の有力者か、富裕のもの、邸らしい場所に宿泊してをつた時にも、氣鋭の幕僚連が寢臺や椅子の支那式の見事なものを喜んで使用するにか、はらず、將軍のみは新しい粗末な籐椅子に腰掛け、寢具も必ず常用のものに限つてをつた。そして副官や參謀に向ひ、

「さう云ふ椅子や寢臺は誰が使用したものか分らぬ。殊に不潔な支那人の常用したものち

やから氣持ちも悪いだらうが、儼のは安心して用ひられるのちやヨ」

と笑つてをるのであつた。唯だ考無しに使用してゐたものは、將軍の言に「成程！」と感心したと云ふ。實は「不潔」と云ふのは、非常に深い意味のあることで、由來多くの武人が戦陣に臨み、勝利を得た場合に於ては、心驕つて掠奪と云ふは妥當でないが、それに類する行爲に出づるこゝが常例であり、分取り品を私用し、私有するこゝが少くないので、乃木將軍は窃かに部下に之を諷刺し、私費を以て私用に屬するものを買入れてゐた。そして軍紀、風紀の振作に努めたのである。

この配慮は唯だ部下に對する軍紀、風紀の振作になつたのみでなく、自然に其の地方に地方民に影響した。そして乃木中將の進入する處は、土民から夥しく歓迎せられると共に日一日と悦服され、「乃木大人」の名は各地に聞えてゐたので、「乃木中將が第三代の總督として来た！」と云ふ報道は、多くの土民にも喜ばれた。殊に臺灣の我が領土になつて一箇年餘の間に反映した跡は、決して土民の間に好感を以てむかへられるものでなく、寧ろ鞏固

一否な、嫌悪せられつゝあつたので、乃木氏の赴任が何に清新に感ぜられ、窃かに期待せられたものであらう。乃木中將の推薦者にも亦此のこゝが考へられてゐたものでなければならぬ。

◇不朽に輝く事蹟

こゝに云へば、臺灣は新領土として統治の方針既に決定し、秩序もたつてゐるやうに思はれるであらうが、利権を漁る亡者、一攫千金を夢みる連中が群がらるのみでなく、總督府のある臺北の近くにも土匪が出没する位であつたので、折角入つた同胞も、恟々として恰も戦時と異らぬものであつた。唯だ軍隊の駐屯するがために、漸く安堵し得たのみであるが、乃木中將は此の實狀に察し、著任するに共に、銳意して斯かる不快を悉く一掃し、内地に於けるやうに皇化しよう深く決意したのである。

治安のためにも、更に産業の發達上からも、第一次に著手せねばならぬのは交通政策であ

る。交通の便に不足がなかつたならば、他は利刃を迎へて解決すべきものでなければならぬ。乃木中將は夙に左様に考へてゐたので、第二師團長として臺灣に入り、南部臺灣守備隊司令官として駐屯中にも、この見地から積極的に道路の改修、次いで臺灣の中央部を縦斷する大道路の開鑿を云ふこゝに著眼してゐた。當時に於ては、勿論、土匪の討伐を云ふ必要からであり、軍事上の見地からなしたものであるが、この道路の改修を云ふこゝが如何に大なる利便を與へたか、それは改めて説明を須ひないであらう。

然るに偶然にも乃木氏は總督として來任した。唯だ土匪の討伐か、或は一時の腰かけかではなく、新領土としての臺灣を産業上に發展せしむるために、而して新附の民を皇化に濡さしむるために、大任を帯びてをる、乃木中將にも亦異常の決心があつたであらうが、臺灣に在る内地人も、土民も、新總督の施設に對して注目し、期待する處甚だ大なるものであつたであらうこゝが想察せられる。

かう云ふやうに道路は其の時代に於て感謝せられたのみでなく、今日も猶ほ牢記せられて

をるが、我が總督としての乃木氏は、更に教育に力を傾注することに成つた。新附の民を皇化に濡らしむるためには、何物よりも教育上の施設に待たねばならぬからである。併し學校の數を増加し、強制的に島民の子弟を就學せしめても、「教育」の施設最も完備せりと言ふべきでない。精神的に向上せしむるためには、その據るべきの根基を定めねばならぬ。勿論、教育上の根基が教育勅語にあることは、こゝに改めて贅説を須ひないが、學校に於てのみでなく、一般の島民にも之を拜讀せしめよう云ふので、漢文に譯させることにした。その趣旨は次の稟議が之を闡明して餘りあるであらう。

教育勅語ノ 聖旨ヲ本島民ニ遵奉セシムルハ、目下教育上、最モ緊要ニ之アリ 候所、右人民中國語ヲ解スル者、猶ホ僅少ニシテ、本文ノ儘ニテハ、此主旨貫徹致シ難キ虞モ之アリ 候ニ付、本島諸學校ニ於テ 勅語本文拜讀ニ續テ、別紙漢譯文拜讀致サセ 候條、右上奏方然ル可ク御取計ヒ相成度、此段稟議ニ及ヒ 候也。

明治二十九年十二月一日

臺灣總督 男爵 乃 木 希 典

拓殖務大臣 子爵 高島鞞之助殿

こゝには稟議中の別紙——勅語の漢譯文——は掲げないことにしたが、乃木將軍自筆の漢譯教育勅語は、世間にも少からず寫眞になつて流布してをる。

斯く島民の教育上に施設し、その根基を示した將軍は、剴切に民政上の方針を地方官に指示してをる。少しく煩雜に渉るやうであるが、その全文を掲げよう。蓋し總督としての眞面目を發揮して餘蘊なきものであるからである。

客年六月、創メテ臺灣總督府ヲ設置セラル、ニ際シ、敗殘ノ清兵、土賊ト共ニ王師ニ抗シ、全島ヲ擧ゲテ、一時兵馬ノ地タラシメタリ。而シテ本年三月、臺灣總督府條例ヲ發布セラル、ニ道ンテ、行政ノ組織就リ、經營ノ基礎、茲ニ初メテ定マルト雖モ、百事草創、庶政未ダ緒ニ就カズ。是ヲ以テ大小ノ政令、全島劃一ナラシメン事ヲ欲シ、勉メテ總督府ニ於テ諸般ノ設備ヲナセリ。爾來七閱月、今ヤ中央ト地方トノ脈絡貫通スルヲ認ムルヲ以テ、將來事ノ重要ニシテ、施政ノ全局ニ關係ヲ及ボスノ類ニアラザル以上ハ、漸次之ヲ地方廳適宜ノ處分ニ一任シ、總督府ハ全局ヲ統轄シテ、各廳政務ノ

寧否ト成績ノ如何トヲ監視シ、以テ地方當路者ノ治績ヲ見ント欲ス。

現在地方廳ノ下ニ、更ニ下級行政機關ヲ設置シ、之レガ吏員ノ如キ、成ルベク土人ノ徳望アルモノヲ採用シ、以テ上下ノ情意ヲ疏通シ、且少行政ノ普及、發達ヲ計ルハ、最要急務ナリ。而シテ今ヤ此ガ調査漸ク就リ、計畫亦將ニ熟セントス。即チ經費ヲ第十回帝國議會ニ求メ、明年四月ヲ期シテ漸次之ヲ實地ニ行ハント欲ス。人情、風俗、言語、習慣ヲ異ニセル本島ニアリテハ、各般ノ政務、警察ノ力ヲ要スルモノ殊ニ多シトス。故ニ將來大ニ警察力ヲ増加シ、禍害ヲ未然ニ防壓シ、以テ不逞ノ徒ヲ屏息シ、良民ヲシテ其業ニ安セシメ、地方行政上遺算ナカラシメントス。

政治ノ要ハ寬嚴度ニ適シ、恩威並ビ行ハレテ、人民ヲシテ其威ニ畏ル、ト共ニ、其徳ニ服セシムルニ在リ。本島施政ニ於テ殊ニ其然ルヲ見ル。然ルニ從來土民ノ内地人ニ對スルモノヲ見ルニ、畏懼ノ念甚々熾ニシテ、常ニ戰々惴々タルカ、然ラザレバ則チ暴慢、無禮、動々モスレバ侮辱ヲ以テ之ニ加ヘントシ、其狀兩ナガラ甚ダ厭ウベキモノアリ。蓋シ本島ハ勝利ノ結果ヲ以テ之ヲ收メ、兵馬ヲ以テ之ニ臨ミ、砲煙彈雨僅カニ收マリテ、内地人踵ヲ接シテ渡來シ、其多數ハ戰勝ノ餘威ヲ藉リテ土民ヲ虐

待シ、物貨ノ賣買、貸借ニ至ルマデ、往々ニシテ理ニ背キ、不法ノ損害ヲ與ヘテ秋毫モ意トナサザルモノアルヲ聞ク。文武諸員ニ至リテモ亦或ハ職務上ノ威力ヲ以テ之ニ臨ミ、一度命ニ從ハザルモノアルカ、又ハ罪ノ稍疑ウベキモノアルニ方リテハ、直ニ之ヲ縛シ、之ヲ拘禁シ、甚シキニ至リテハ之ヲ鞭笞スルモノアルヲ聞ク。茲ヲ以テ不法ヲ説キ、無辜ヲ訴ウト雖モ、遂ニ免カル能ハザル者ニ至リテハ、相率ヒテ之ヲ啣ミ、弱者ハ徒ニ畏懼シ、強者ハ反抗ヲ爲スニ至レリ。願フニ此ノ如キモノ、兵馬倥傯ノ間、往々ニシテ免カレザルノ弊ナリト雖モ、抑斯クノ如クニシテ止マズンバ、怨恨漸ク結ンデ民心日ニ乖離シ、施政ノ障礙ヲ見ル、實ニ甚シキニ至ラン。況ンヤ全島、既ニ平穩ニ復シ、行政ノ事業亦緒ニ就カントシ、民心ノ靜謐ヲ圖ルヲ以テ最要急務トナスノ今日ニ於テオヤ。故ニ地方ニ官タル者ハ、自他互ニ相戒メ、深ク常ニ茲ニ留意シテ、速ニ弊習ヲ一洗スベキナリ。若シ尙ホ暴威ヲ以テ土民ヲ虐遇スルガ如キモノアラバ、是レ實ニ我政令ノ施行ヲ妨礙シ、國家ノ面目ヲ汚辱スル者ナルヲ以テ、其官僚タルト士民タルトヲ論ゼズ、斷乎トシテ之ヲ糾シ、法ニ遵テ處分スルコトヲ怠ル可カラズ。殖産、興業、運輸、交通、衛生、教育諸事業ノ完備ヲ計ルハ、實ニ本島經營上及ビ移民上ノ急務タ

ルノミナラズ、士民ヲシテ其利便ヲ享ケ、良政ヲ感戴セシムルノ捷徑タリ。而シテ其事業ノ全體ニ渉ルモノハ、總督府業已ニ之ガ計畫ニ著手セルヲ以テ、成ルベク其實行ヲ速ニスベシ。又一地方ニ係ハルモノハ、各廳ニ於テ適宜計畫、施行スルヲ要ス。本島士民ノ祖先以來、軌範トシテ遵守シタル舊慣、故俗ハ、深ク腦裏ニ浸潤シテ、殆ンド不文ノ法度トナレルモノアリ、其甚シク、本邦ノ定例ニ違ヒ、施政上ノ障礙タルモノニ至リテハ、之ヲ廢除スベキハ論ナシト雖モ、其辮髮、纏足、衣帽ノ如キハ、之ヲ改ムルト否トハ、土人ノ自由ニ任せ、又鴉片煙ノ如キハ、一定ノ制限ノ下ニ漸次防遏ノ效ヲ收メントス。其他其民習タリ、美俗タルモノハ、之ヲ保護セシメ、以テ施政ノ利便ニ供スベキナリ。以上述アル所ハ、地方行政ニ關シテ懷抱スル所ノ旨趣ノ梗概ナリ。而シテ其細節ニ至リテハ、更ニ訓示スル所アルベシ。

明治二十九年十二月二日

臺灣總督 男爵 乃 木 希 典

この訓示を讀むならば、當時に於ける臺灣ニ云ふものも彷彿するであらう。新領土に利權

を漁るもの、事業を起さうとするもの。その中には眞劍に考へて渡來するものも少くなかつたであらうが、否らざるものも亦多かつた。随つて土民を牛馬視し、土塊のやうに思つて虐遇したために、怨恨を買ひ、且つ統治の上に障害となることも夥しかつたであらう。夙に弊風を觀取し、これが匡救に心した總督としての乃木氏は、地方官に以上の如き指示をなしたのであるが、人道上からも、經綸上からも、機宜を得たもので、眞面目な人々々々士民は此の總督を迎へたことを感謝せずにはゐられなかつたのである。

かう云ふやうに著任して間もなく、乃木總督は剴切に地方官に指示し、施政上の方針を明かにするに同時に、形式を排し、少數のものを隨へ、蕃界その他を視察し、具に臺灣の統治上に計畫、施設を怠らなかつた。そして新附の民を一日も速かに皇化に濡さしめようとする努力したが、現在の臺北に於ける莊麗な總督府も、總督官邸も、乃木總督時代に夙に計畫せられ且つ一指を染めたものであり、漸く臺灣の統治上の基礎も此の時代に定められた。在任長からざりしにか、はらず、その遺したものが尠少でなく、功績は永く光輝を放ち、没すること

が出来ぬのである。

◇ 潔癖の人として

任を臺灣に受けるに同時に、全身、全靈を捧げて統治に盡さうと決心した乃木將軍であるがゆゑに、二令息——勝典と保典——を東京に残し、母堂を奉じて夫人と共に、臺北に住むことになつた。これは當時に於ける臺灣の官吏達が腰掛け的に赴任し、服務してをる弊を匡正しよう云ふ配慮に出でたものであらうが、同時に乃木將軍は「陛下の御信任ある以上は終世此の大任に當つて最善を盡さう」と考へてゐたからでなければならぬ。こゝに於て前述のやうに地方官に訓示し、綱紀の肅正を命ずるに共に、士人に對する虐遇を禁じ、交通、教育、衛生に注意し、臺灣を國防上からも、産業上からも、眞實の理想境たらしむべく努力したのである。

行政上に經驗のない、武辨としての乃木氏が臺灣總督になつたことは、確かに世人にも

「不似合」を痛感せしめたであらうが、乃木氏は最善を盡し、總てに眞劍であり、如何なる力にも左右せられず、公平、且つ無私に其の施設の具象化に邁往した。大なる事業は多く素人の手で成就せられるものであるが、乃木總督の在任若し三年に及び、五年に涉り、些の干渉或は壓迫なかりしならば、この人をして不快を抱く或物がなかつたならば、その成果に少からぬ異色が認められたであらう。忌憚なく云へば、利權を漁る亡者の群で汚辱せられようとしつ、あつた臺灣が乃木總督に淨化せられ、その後任に兒玉氏のやうな大才が到つたので、凝滞なく其の發展を遂げるこゝが出来たに稽へるも差支ないのである。

乃木氏の潔癖は、寧ろ偏狹であるにさへ言ふものもあつた。この人には苞苴も、請托も全く効果を奏しなかつたからである。「乃木中將、臺灣總督に任せらる」を發表されるに共に、赤坂の乃木邸には縁故を辿り、大官の紹介状を携帶し、又或は手土産を持參して訪問するものが少くなかつた。殊に臺灣に到つてからは、簇々として訪問者が殺到したにか、はらず、乃木氏は冷然として之を近接せしめなかつた。敬遠し、面罵し、黙殺し、知己、友人からさ

へも音物を受けなかつた、斥けてしまつたのである。

如何に乃木氏が潔癖であつたかを窺ふべき挿話の一二を記すならば、勿論、それは臺灣に在任中のことではないが、頗る興味の感ぜらるゝものがある。東京に近い登戸——神奈川県橋本郡稲田村——に忠魂碑を建設することになつたので、その揮毫を乃木將軍に依頼することになつた。これは乃木氏が大將に任じ、日露の大戦終つて以後のことであるが、かう云ふ依頼には、快く應諾を與へてゐたので、將軍は直ちに揮毫して送つた。こゝに於て村長は其の好意を謝するために、村の人々も相談し、土地の誇りとする名産、多摩川の香魚十尾を手土産として乃木邸を訪問した。幸に將軍も在邸し、村長を迎へ、その謝辭にも喜んで應答したが、恭しく差出された香魚には、唯だ一瞥を與へたのみで、

「謝禮は斷じて無用ぢや。その儘に御持ちかへり下さい」

「膠無く斥けてしまつたのみでなく、再び村長に言葉を交へることもさへも不快である云

ふやうな表情であつた。その表情に村長も大に恐悚し、手土産の香魚を持つて悄然乃木邸を辭去せねばならなかつたが、時は眞夏の八月半である。若し香魚の籠を携帶して歸れば、途中で腐つてしまふであらう。腐ることは亦已むを得ないにしても、村の人々の代表者としての面目にもかゝはる。乃木邸の門前に於て佇立すること半時間であつた村長は、漸く妙案を得たのであらう、何れへかいそゞ去つてしまつた。

乃木邸を辭去した其の村長の姿は、目黒の玉木邸——正之、將軍の甥——の門前に現はれた。蓋し將軍に揮毫を依頼したのも、玉木家の下婢が登戸出のものであり、その下婢が玉木氏に懇請し、玉木氏が將軍に此のこゝを仲介した云ふ關係があつたからである。悄然玉木氏を訪問した村長は、具に事情を述べ、

「私も之を持つてのめく、村へは歸れませぬ。それに時が時で御坐いますから腐ります。私を助けると思つて卿が受けて下さい」

「こゝで氣持ちよく玉木氏は受納し、その

翌日に乃木邸で晩饗を共にした場合に、將軍に此のこゝを打明けた。處が將軍は「ウム、左様ちやつたか」此の隔意だになきもの、やうに聞いてゐたのである。

更に今一つは山梨縣南都留郡道志村の忠魂碑を揮毫して後のこゝである。乃木將軍から特に揮毫して貰へたこゝを光榮とした道志村では、聊か感謝の微意をも表すために、土地の産物である甲斐絹を一反、恭しく村長が携へて上京し、乃木邸を訪問して獻呈するこゝになつた。勿論、快く將軍は村長を迎へたが、村長が手土産を差出してから云ふものは、俄かに態度を改めて別人のやうに、

「儂は左様なものを受けるために揮毫したのではない。又如何なるものでも御受けするこゝは出来ぬのぢや。その儘に御持ち歸りなさい」

こ斥けるので、朴訥の村長殿は恐縮し、這々の態で辭去したのであるが、その儘に歸郷し、村の人々に何ぞ報告すべきか——茫然としてゐた。邸内に唯だ茫然と佇んでゐる村長

を誰か小聲で呼ぶものがある。不圖其の小聲のする方を振り返れば、乃木邸の階下の玄關の前で静子夫人が微笑し、手招きしてゐるので、村長は吸はれるやうに引返した。快く夫人は村長を迎へ、茶ノ間に請じ、懇に將軍の爲人を説き、如何なる方からでも音物を受けず、親戚の者で、此處に三日か、五日も泊つてゐる場合に、若し留守に其のもの、知人から音物でも齎すこゝがあれば、將軍は之を本人に斷りなしに突返す云ふ事例を話して諒會せしめようとしたが、村長は「村の産物なら御受け下さるゝ承知して参りました」苦衷を述べたのであつた。暫く夫人は考へてゐるが、聽てにこやかに、

「それでは斯様に致しませう。この私の肩掛けの卿の反物ミを御取り換へするこゝにしませう。それなら卿も御顔が村の方々にたつこゝで御坐いませうから……」

こ提議した。この夫人の情ある取計ひに、深く村長は感謝して辭したが、その夫人の紫の肩掛けは、道志村の寶物として、今は大切に保存せられてをる云ふ。乃木將軍は、かう云ふやうに潔辭であつた。忠魂碑、墓誌の揮毫に對してさへも、猶ほ以上に述べたやうに

潔癖であつたので、請托のためにする音物を受くべき道理はない。臺灣總督としての乃木氏の面目を想ふべきである。

◇ 悲しみも激勵に

唯だ邁往して彼岸に達しようとする當年の乃木氏には、妥協もなければ、右顧し、左盼するの必要なく、只管に其の所信に殉へるあるのみであつた。然るに赴任して間もなく、母堂の壽子はマラリヤ熱のために病褥の人になつた。衛生の設備全く行届かざる地であるがために、マラリヤ熱には渡來したものが必ず一度は犯される。そして年老いたものは其の高熱に堪へず、十中の九は恢復の望みないこころを承知してをる乃木氏であるがゆゑに、母堂を伴ふこころを希望しなかつたにか、はらず、切なる母堂の望みありしがために同伴し、こゝに病臥するに至つた。渡臺して未だ二箇月ならざるに此の不幸に逢つたのである。

果して病狀は軽くなかつた。乃木氏も、靜子夫人も文字通り最善を盡したが、病勢は日

一日と悪化し、回春の徴を見出し難く、そこには唯だ絶望あるのみであつた。そして壽子は明治二十九年十二月二十七日、臺北の官邸に於て長逝してしまつた。東京を辭して六十日足らずで、母堂は夢のやうに他界し、至孝の乃木將軍をして悲哀に堪へざらしめた。「かう云ふこころを豫想したので、御伴を申しあげたくなかつた……」と悔恨の情を抑止し得なかつたが、同時に、

「希典！ 私のこころを不生に卿が氣遣つて下さるのは難有いこころです。それだけに今度も卿が臺灣に行き、私が東京に残つてゐては、私のこころのみを心配して卿が職務を忽かにするやうなこころになつてはなりません。假令私は臺灣の土になつても結構です。靜子一緒に御伴さして下さい」

乃木氏が臺灣總督に任ぜられ、その事を母堂に告げた當時から斯く力強く勵まされたこころを回想せしむるはなれなかつた。そして同行に決し、且つ参内して皇后——後の昭憲皇太后——陛下に拜謁仰せつけられ、特に陛下から「老齡にて幾百里の波濤を越え、遠く臺灣に

渡航するは、誠に健氣の至りなり」この光榮ある御言葉があり、恩賜をも拜した壽子が感激して歸邸するに共に、熱涙を以て「希典！ 私は御禮を云ひます。これに云ふのも皆卿のやうな子供を持つた仕合せからです。希典！ 卿に御禮を云ひます」に繰返したことを追懐せずにはゐられなかつた。その母は長逝し、今は現世の人でない。悲しい別離を叙してしまつたのである。

母は長逝した。悲しい別離を叙してしまつたが、在りし當時に絶えず激勵を惜まなかつた面影を追へば、哀愁に囚はれて茫然たるべきでない——將軍は強く自問、自答し、母堂の骨をも東京に送らず、臺北の三板橋にある共同墓地に埋葬し、新領土の統治に向つて最善を盡すのであつた。

閣下總ニ蕃界御巡察ノ舉アラセラル、ヤ、南庄街へ御入駕ノ節、親シク當該人民住居狀況衛生上ニ意ヲ留メザルヲ諦視セラレ、且ツ當街へ來住スル多數ノ内地人ノ疾病、死亡相募ル所以ノモノハ、多クハ衛生ノ道相立タザルニ基因スルモノタルヲ賢察セラレ、閣下平生ノ仁愛、義恤ノ御徳性ニヨリテ、當街民ノ爲ニ、御私金ヲ惠與セラレタリ。斯クノ如キ御仁恩ニ對シテハ、内地人ハ勿論、當街住民等大ニ感動ヲ惹起シ、敬服深ク心肝ニ銘刻シ、不肖等内地人及ビ土民ヲ代表シテ、恭シク拜謝シ奉ル。

南庄街人民總代 小 川 其 一
外 四 名

この感謝狀は、乃木將軍が管内に於ける巡視の際、新竹縣の南庄が住民の衛生上に缺陷の夥しいものがあるので、私財を投じて改善を奨めたことを記念する感謝狀であるが、今、母堂の死に對照して感慨を禁ずるここが出来ぬのである。

乃木將軍は明治二十九年を送り、翌年を迎へ、愈々精勵して十二分に所期に副ふべく努力したが、六月十七日の第三始政記念日には、文武の各官を會して祝典を擧げ、その祝詞の中にも「……始政記念ノ祝典ハ、臺灣歴史上ノ光彩ニ非ズヤ。故ニ將來益行政百般ノ進歩ヲ圖リ、永ク此光彩ヲシテ中外ニ煥發セシメザルベカラズ。是レ希典ノ文武各官ト共ニ、奮

勵勤勉スベキ所ノ職分タリ。各官克ク此意ヲ了シテ敢テ怠ルコト勿レ。其あるが、八月中には京都の皇居に於て 天皇陛下に拜謁し、次のやうな勅語を賜はつた。

臺灣諸島 朕ガ版圖ニ歸セシヨリ日尙ホ淺ク、新附ノ民未ダ或ハ其堵ニ安ゼザル者アラシ。宜シク民情、舊慣ヲ視察シ、撫恤ヲ加フベシ。卿善ク朕ガ意ヲ體シ、官紀ヲ振肅シ、政綱ヲ簡明ニシ、以テ徳化ヲ宣揚スルヲ勉メヨ。

この勅語を拜した將軍は、深く 聖旨に副ふべく必期し、歸任するに共に、凱切に次のやうに告諭を發したのである。

謹ンデ惟フニ、我

天皇陛下ハ、夙ニ臺灣ニ於ケル人民ノ撫育ニ軫念シ給フ事ハ、朝野ノ共ニ感仰ニ堪エザル所ナリ。又希典ノ上京ヲ命ゼラル、ヤ、特ニ京都御所ニ於テ、恭ク 勅語ヲ賜フ聖謨深宏、之ヲ奉承シテ、寔ニ恐悚措ク所ヲ知ラズ。即チ本島文武ノ職ニ膺ル者、上下一致、各々其職域ニ從ヒ、夙夜匪懈、以テ

聖旨ヲ貫徹センコトヲ期セザルベカラズ。

今、謹ンデ 勅語ヲ謄寫シ、之ヲ頒布ス。各官拳々服膺、部下ヲ誨諭、督勵シ、以テ聖旨ニ奉對センコトヲ勉ムベシ。

明治三十年八月二十四日

臺灣總督 男爵 乃 木 希 典

かう云ふやうに精勵、努力して乃木將軍は、臺灣の統治上に歿頭したにか、はらず、赴任して未だ幾何ならざるに辭表を奉つた。その辭表を見よ、

希典儀

近來頓ニ記憶力亡失致シ、職務ニ勝ヘ難ク候間、國家多事ノ際恐懼ノ至ニ候得共、現官職共被ニ差免ニ度、此段御執奏の儀奉レ願 候也。

明治三十年十一月七日

臺灣總督陸軍中將 男爵 乃 木 希 典(印)

内閣總理大臣 伯爵 松方正義殿

この辭表を見て一驚を喫したのは首相の松方伯であつた。否な、閣僚も少からず狼狽せざるを得なかつた。乃木中將が赴任して漸く一年、治蹟大に成果を收めようとする場合であるに拘はらず、俄かに辭表を奉らねばならぬやうになつたのは、管下に於ける人事の不愉快なる紛糾があり、その他にも職由したであらうが、就中、時の政府の措置に對して痛憤する處あり、安じて治臺のここに從ふことが出来なかつた、めらしい。乃木將軍に松方伯は左記のやうな書を托送し、以て辭表を返してをる。

拜啓 其後御健勝御奉務之段恐賀の至ニ候。陳者去月二十五日附の尊翰相届候處、縷々御意見茂拜讀、殊ニ御辭表御封中ニ有レ之、誠ニ意外千萬之至ニ不堪候。猶曾根局長御差出相成ニ付委細承知仕候様との趣も相見え候故、屈指相待居候處、過日着京相成、閣下御申含の趣は逐一御敬承仕候。閣下の御辭表は一應陛下ニ御内奏仕候處、過頃御勅語茂下賜、殊ニ近代隣國ニ對シ、各國の事情茂不穩形勢も有レ

近來頃、記臆力亡失致、希與儀
職務ニ勝、難、尙國家
多事、除恐懼、至、其得共
現官職共被差免度此段
御執奏、儀奉願也
明治三十年十月七日
臺灣總督陸軍中將
男爵乃木素典

内閣總理大臣
伯爵松方正義殿

此上及此下...
 御沙汰の趣 謹 承 仕 候 間、左様御承知可被下候。依而御辭表を封込御返上仕候間、
 御落手可被下候。將亦内閣員一同茂是非御留任相成度念望罷在。私より右の趣茂申上越吳
 候。様との事ニ御座候間宜御承知可被下候。私よりは猶亦分而御依頼、爲二國家一宜御熟考
 被二成下候様御願申上候。尙委細會根局長之申含置候。間何卒御聞取可被下候。折
 角時下御自愛專祈の至ニ存候。頓首

藏佐大瀨野

(照參頁四八四) 東書しせ察に人夫代時長團節一十第

あり、不_レ容易_一際故御不例の由に候得共、充分御保養の上御留職有_レ之度、辭表を茂御返却仕候様
 御沙汰の趣 謹 承 仕 候 間、左様御承知可被下候。依而御辭表を封込御返上仕候間、
 御落手可被下候。將亦内閣員一同茂是非御留任相成度念望罷在。私より右の趣茂申上越吳
 候。様との事ニ御座候間宜御承知可被下候。私よりは猶亦分而御依頼、爲二國家一宜御熟考
 被二成下候様御願申上候。尙委細會根局長之申含置候。間何卒御聞取可被下候。折
 角時下御自愛專祈の至ニ存候。頓首

乃木總督閣下

再白、是迄種々行違の事も不_レ尠、其段は御海恕願上候。拜具

松方伯の書面の再白中に「是迄種々行違の事も不_レ尠……」云々こあるは、特に注意せね
 ばならぬが、遞信大臣子爵野村靖を以ても慰撫せしめてをる。野村子は乃木將軍の恩人中の
 恩人であつた御堀耕助(「玉木先生」御堀氏)「陸軍少佐に任ず」の各章参照)の親友であり、

乃木將軍も親交があつたので、この人から情理を盡して説得したならば、或は辭意を繼
すであらうに豫想したものであるかも知れぬ。後に掲載する山縣伯の書面の中に「……其眞
想は猶又野村大臣より事實を盡し、御報候儀に致し確信候」云あるところから察知し得られ
る。野村子の書東は、十二月十五日附で、次のやうなものである。

拜啓 扱先日曾根局長東上、同人より委細近況を承り、且松方總理江の尊東を熱讀仕
候。然處過般小生より一書差上候通り、老兄御身上ニ付閣中ニテ種々の議有レ之候へ共、實ニ
宸斷ニ由り其事消滅ニ歸シ、又此度老兄御辭表ニ付而も、引續御盡力有レ之度
思食ニ被レ爲レ在候ニ付而は、老兄ハ實ニ

聖上の御知遇を蒙られ候段、特に感荷の情ニ御堪へ被レ成がたき御事と想像罷在候。
扱此度内閣の有様は、先般とは違ひ、已ニ過般

宸斷の旨有レ之ニ關するのみならず、實ニ老兄御留任無レ之而は、困却を究むと迄申居候状態、御
察被レ下度候。小生孰らく相考候ニハ、今日内閣の状態如何ニ拘らず、此際老兄ニ於而ハ、

第一、斯ク迄

聖上の御知遇を辱ふせられ、又此間臺政は内外ニ關シ、不ニ容易ニ事ニ候間、此際老兄の御辭職ハ
最も不可然、タトへ老兄と内閣との間ニ於テ、事務上ノ意見多少の衝突アルモ、其事國家永遠ノ利害
ニ涉ラザル已上は、調理以テ其宜シキヲ制スルニ努メザルヲ得ず。萬一無形ノ感情ニ由り御進退有レ之
候様の事は、誠ニ遺憾ノミナラズ、左様の事アラバ濟マメ事と存候。行政海ニハいづれの道、有
形無形兩ツトモニ、時ニ其小衝突ハ免かれぬハ普通ニ候間、御互ニ重任ヲ辱ふする上ハ、第一
聖上の御知遇ニ報ひ奉り、次ニハ國家ノ利害ニ考へ、其輕重緩急を考慮シ、以テ進退すべきは
勿論の事ニ存候間、此邊深ク御注意被レ下度、眞ニ企望の至ナリ。過日山縣、伊藤、又ハ桂、岡澤
なごも相談の處、いづれも老兄の御留任可然とのみの意見ニ有レ之、此際更ニ山縣より往書せられ候
答ニ有レ之候間、友人の意向も亦御熟察被レ下度候。此際大要の意は、口頭を以曾根局長に相托
置候。旁御酌取被レ下度候。(下略)

この外に縷々述べてあることは、人事に關し、且つ必要もないので、こゝには略するこ

こにしたが、野村子の友情には涙せしむるものがある。「言々句句肺腑より出づ」こは、此の手東の如きものをいふのであらう。

◇ 山縣伯爵の慰諭

首相の松方伯から諒會を求め、野村子が情理を盡して慰撫したのみでは、乃木氏を釋然たらしむるに足らぬとしたものか。更に政府は山縣伯（有朋、後の公爵）に懇請し、圓滿に事を解決しようとした。山縣公の書面を次に掲載する。

京師一別以來、彌々御壯剛、日夜御軼掌、恭賀之至ニ候。扱新領土施政方針ニ付、改正條例既ニ御發表相成、着々行政之歩武進行可ニ相成一と爲ニ國家一大賀罷在候處、其節一面ニ於て總督交迭之内議頻ニ有之、依而兒玉次官より内閣之意向及び老兄之進止ニ付事情を盡し、時々往復照會之末、内閣は逡巡遲疑、漸く閣議一定、被レ及ニ上奏一候處、陛下ニ於てハ斷然不レ被ニ開召、猶老兄をして留職さしむべしとの旨被ニ仰出。於レ此

廟議始而一定し、其眞想ハ猶又野村大臣より事實を盡し、御報候儀と致ニ確信一候。然處先日俄然辭表捧呈相成、依レ之再び閣議ヲ開キ、論談討議之末、曩ニ閣議一定之今日ニ於て、交迭と申事ハ、到底難レ被レ行耳ならず、目下膠州灣之爭端は、將來東洋之大勢ニ於て、如何なる影響を惹起すべきハ難レ測、此際臺灣總督之位地變動ハ、内外ニ被レ爲レ對不レ可然との閣議決定せしニ付、猶老生之所見如何と諮問ニ預りたるニ依り、老生ニ於てハ、無論、今日之形勢、總督之交迭ハ不レ可然耳ならず、曩日重要なる

勅語ヲ蒙り、且陛下之思召を以既ニ留任可レ爲レ致との旨被ニ領知、爾來未數十日を経過せざる今日ニ於て、總督之位變動ハ爲ニ臺灣一爲ニ國家ニ不レ可然と意見及總陳一候。然ルニ政府ニ於いてハ同一之所見ニ付、友誼上之助力カヲ乞度と頻ニ依頼ニ預り、依而老生より今日之事情概要致ニ開陳一候。勿論、重大之職責を擔任し、假令三日在ニ其職一モ、百年之長計ヲ畫策し、國家將來之利害を考慮し、其職任ヲ苟モセザルハ、臣子之分ニ於て、丈夫之道ニ於て、鞠究盡力スベキハ、當然之義務と存候。時下爲ニ

國家一御自重事祈之至二候。草々不盡

十二月十三日東京ニテ

山縣有朋

乃木總督閣下

内啓

山縣伯は乃木中將の青年時代からの大先輩であり、且つ陸軍に出で、以來、絶えず恩誼を受けてをる同郷の先進者であると同時に、當時に於ける政界の長老でもあるので、乃木總督の痛憤を能く慰諭し、辭表を圓滿に撤回せしむるには、この人を差措いてなしに考へたがために、政府からの懇請となり、そして此の手紙になつたものであることは、脈々として動く文字に依つて想見すべきであるが、殊に「……閣議一定、被レ及ニ上奏一候處、陛下ニ於テハ斷然不レ被ニ聞召、猶老兄をして留職さしむべしとの旨被ニ仰出。」於レ此廟議始而一定し云々の一節に至つては、明治天皇の乃木將軍への深厚なる御信任を拜察すべきであるが、山

縣伯が臣子の分を力説し、國家の爲に臺灣の統治に盡すべしと慰諭してをる處も、讀むものをして感動せしむる。忠誠の乃木將軍なればこそ野村、山縣も云ふやうな先輩あつて激勵を受けることが出來た。陛下の御信任、先輩の深い倚賴、この上に何物をか加へよう。至幸も云ふも誣妄ではないであらう。

陛下の御信任、先輩の深い倚賴のみでなく、又更に乃木將軍には慰撫、同情し、その立場を具に諒會する處の親友があつた。臺灣總督として乃木氏が峻嚴に官紀の振肅に努め、利權を漁る亡者に些の「便宜」をも與へず、毫も顧盼せぬがために、時の政府に對して「運動」を試み、卑劣にも乃木氏の地位を動かさうとした形跡がないではない。乃木將軍の熱心な推薦者であり、親友中の親友であつた陸軍次官兒玉中將（後の大將、源太郎）が率直に其の所見を述べ、慰撫した左の手紙は、蓋し個中の消息を窺ふに不足なきものであらう。

拜啓仕候。然レバ過日藩界御巡視後、御病氣之中傳聞、其後連日御恢復之由奉ニ恭賀一候。其中宮本少佐より御病狀承り大々ニ安心仕候。尙心掛此上御加養專一奉レ存候。

小生も漸ク先月下旬歸朝、無事罷在候。間御放念奉願上候。先達而神戸島本氏二扱、一封進呈仕置キ、其後内閣之取扱ひ歸朝後却テ曾根氏より承り及び、閣下之感情ヲ害シ候次第ハ、御尤千萬二奉存候。如レ此其當時内閣之詮議ハ、已ニ秘密ノ公然ト申ベキ場台ニ際シ、尙修飾ヲ試タルハ、如何ニモ残念千萬ニ御坐候。今更ニ辭表御呈出相成候事も、松方伯、高嶋子等より拜承、兩閣下ニも、頗ル御苦心之様子ニ御坐候。併し目下之事情交迭之意無レ之ハ勿論、前回より之行掛、上閣議決定之上

聖斷ヲ仰ギ候次第ニ立至リ哉ニ灰カニ聞及び候。其邊ハ曾根氏より尊大御聞取ニ相成候事と奉存候。大兄之御進退ニ付、彼是申上候てハ恐縮之至ニ御坐候へ共、聊愚見申上度奉存候。御免し被下度、目下政事上種々之困難ヲ生ジタルハ、已ニ御承知ト存候。此場合、尙臺灣總督トシテ之難題ヲ相掛ケ候トテ、之ニ對シ至當之判斷ヲ下スハ覺束ナキ事ノ明瞭ニ御坐候之ヲ約言スレバ、其能力ニ乏シト云フヨリ外ハ無レ之カト奉存候。其證據ハ已ニ聖斷ヲ仰ゲト云フ一點ニ於テモ可レ然カ。實ニ恐入タル次第ニ御坐候。故ニ暫ク此儘御忍堪相成、政事

上之趨勢、相定リタル上ニテ、徐々貴意之在ル所ヲ御開陳、其結果ニテ進退御決着相成候。而ハ如何御坐候哉。實ハ御職責上御困難之事ハ深ク奉察仕候。二付、飽迄御引留メ難ニ申上候御坐候へ共、即々直々ト申事丈ケハ御忍被下度希望仕候。因循之議論ニ有レ之候へ共、必ス大兄之意思ヲ發表セラル、之時機も可レ有レト奉存候。前條不レ惡御聞置被下度、草々謹言

十二月十三日

兒玉源太郎

乃木大兄侍夫下

山縣伯の慰諭も、兒玉氏の情理を盡した手束も、その辭意を醸さしむるこゝが出来なかつたのであらう。明治三十一年二月十三日、乃木將軍は臺北を發し、二十一日に東京に歸つたが、二十六日には臺灣總督を免じ、休職仰付けられた。

善通寺時代

◇ 平常の戦時生活

明治三十一年十月三日、休職中であつた乃木將軍は第十一師團長に補せられた。七箇月前の二月二十六日、願に依つて臺灣總督を免ぜられた將軍は、懐しい第二の故郷——長府町——に歸省し、明倫館の同窓であり、親交のある畫家の高島北海氏と相携へて萩を訪問し、舊知の杉民治——松陰の伯父、玉木正誼の妻豊子の嚴君——と明神池に清遊を試みながら、或日、突如として高島氏に、

「私の肖像を御描き下さらぬか」

と懇囑するのであつた。山水畫家として當代一の北海氏ではあるが、人物畫には自信が乏

しい。加之、これを所望するものが乃木將軍であるので、聊か面喰はざるを得なかつた。そこで率直に、

「私は人物が餘り得意でないが、こんな様子に描きませう？」

と隔意なく問ふのであつた。然るに將軍は、眞面目に質問する高島氏を不審さうに眺めてゐるが、聽て微笑み掛けて、

「……案山子を御描き下されば結構ぢや」

と事も無氣に答へるのであつた。肖像——案山子。如何に考へても、北海氏には意味が分

らぬ。その謎を將軍は解くもの、やうに、

「今後の儂の生涯が案山子ぢやから……」
と哄笑するのであつた。蓋し將軍は曩に臺灣を去り、休職になつた時から「残軀を今は農人として過すが、未だ肉體も健かであり、精神は案山子の弓矢のやうに張りつめてゐる」ことの自負がある。

はりつめしか、しのゆみはそのままだ。

あられたはしるなすのをやまた

ミ云ふ將軍の咏も亦此の間の意氣を洩したものであらう。殊に長府の案山子は、徳利を頭にした特色あり、詩趣に富むものである。高島氏も將軍の望まれるまゝに、見事な案山子をかいた。そして將軍は之を表装し、絶えず那須の別荘に於て愛玩してをつたが、「案山子にして晩年を終るべし」ミ不滿の裡にあつた將軍に對し、俄かに「第十一師團長ニ補ス」てふ恩命が降つたので、痛く感激し、窃かに決意する處あつて赴任した。第十一師團長としての職務を戦時に於ける状態を考へて出發したのである。

「儂は戦時の考へで赴任するのちやから……」ミ特に夫人にも語つて出發した乃木將軍は、馬丁の鎌次郎と愛馬を伴ふて東京を出た。今でこそ神戸は東洋一の良港と誇つてゐるが、明治三十一年頃は不完全なもので、高松に馬を輸送するにも、この港よりするこゝが出来ず、山陽線の玉島ミ云ふ小港から和船でせねばならなかつた。これが如何に將軍に心掛りであつ

たらう。我子に對するやうに鍾愛する馬ミ神戸で別れるこゝは、異常の惱みであつた。そこで一面識のない山陽鐵道の支配人——西野惠之助氏——に旅館「西村」から將軍自ら電話を掛け、馬の輸送に就て懇々依頼する處があつた。そして電話口の將軍は、神戸から玉島港・玉島港から高松に至る輸送に就て微細に問ひ、且つ立入つて輸送上の注意をなしたのである。

西野氏は「……最善を盡して運搬しますので御掛念ないやうに」ミ挨拶して漸く電話を切り、直ちに係員にも注意し、間もなく外出した。處が將軍は西野氏に敬意を表するため私邸を訪ふて名刺を残し、更に現場に到つて仔細に馬の輸送を見、それから乗船した。「乃木さん」を捕へるには何物よりも馬の問題に限る、馬の問題なら必ず乃木さんの腰は落付く」ミ云はれてゐるが、かう云ふやうに將軍は、馬の輸送に心して神戸を後にしたのである。

高松から多度津にゆき、多度津では——現在はないが、その頃の老舗であつた多組屋に投宿し、こゝから善通寺村の師團司令部に入り、間もなく將軍は香川縣仲多度郡龍川村字金藏

寺の古刹金倉寺に馬丁と共に假寓するこゝになつた。

この金倉寺は、人皇四十九代光仁天皇の寶龜五年（皇紀一四三四年）に和氣道善の開基にかゝるもので、弘法大師の甥智證大師（比叡山延曆寺第五世の座主）の誕生所として著聞し、四國八十八番の靈場中第七十六番の札所であるが、流石に千餘年の由緒ある寺であるがために、老松茂り、建物古く、如何にも名ある巨刹であるこゝが稽へられる。この金倉寺に假寓するこゝになつた將軍は、客殿の中の四室（五疊、十疊、十五疊、十疊）を借り、五疊を物置所とし、これに續いた十疊を寢室、十五疊の部屋を書齋兼應接室、その隣の十疊を食堂として使用するこゝにしてゐた。そして食事は寺の人々と同じもので満足し、出勤の時は普通の門からはせず、十五疊の部屋の正面の御成門からしてゐた。

金倉寺から第十一師團司令部のある善通寺村（現在は町）までは一里半近くもあるであらうが、この道を將軍は馬で往復してをつた。今は汽車が善通寺、琴平……と通じ、少しも不便でない。併し當時は金藏寺までしか汽車がなかつたので、馬か腕車に依るより方法はなかつた。

つた。殊に新設の師團ではあり、將軍自らも戦時生活その儘を日常に行ふ覺悟であつたので、この一里半の道程を決して悠然に乘るこゝなく、必ず早足であつた。餘りに朝早く師團長が出勤するので、朝の支度する使丁達から抗議が出で、「然らば……」と風荒む練兵場で馬を乗廻しつゝ、時を適當に過ぎた世間に傳へられる師團の練兵場は、その通路に沿ふてをるのである。

勿論、常に軍服を著、決して和服を用ひないこゝになつてゐる將軍であるがゆゑに、金倉寺の假寓にゐても、十五疊の部屋の中に小型の机を持出し、軍服のまま、に坐して讀書もすれば、來客にも接してゐたが、唯だ讀書し、來客に接してをつたのみでなく、時としては立關に訪ふ通路が「御頼み申す、納經を願ひます！」と繰返して呼べば、取次ぎにも出た。現在の金倉寺の建物と違ひ、當時は十五疊の部屋の近くに立關があつたので、誰も立關に人がゐないやうな場合には、將軍自ら取次ぎに出で、納經に應じ、四五回は通路の要求する儘に、將軍が筆執つて親しく納經したこゝもある。納經は印を單簡に捺すこゝであるが、中には

捺印を以てする納經に満足せず、親しく書入れるこゝを望むものがあるので、その所望にも我が乃木將軍は唯々こゝして副ふたのである。

この將軍が親しく納經したものを「乃木將軍の書」に氣付いて保存してをるものがあるであらうか。唯だ「年老いた兵隊さんが書いてくれた」このみで、乃木將軍たるこゝをも知らず、今日も猶ほ保存してをるものがありはせぬであらうか。納經は決して粗末にするものではないので、必ず何處にかあるに違ひない。金倉寺の庫裡を訪ひ、將軍の在りし部屋に坐し、瞑目して此のこゝに想到すれば、少からず興味が感ぜられると同時に、當時に於ける將軍の姿が髣髴する。

◇不時に巡視して

乃木將軍は來客を好み、好んで談話を交へたものであるが、軍人の客は立關で必ず佩劍を脱し、そこに置き、刀帶の儘で將軍の室に伺候するのであつた。さう云ふ場合には、決して

將軍は喜ばぬ、挨拶を受ける以前に、

「君、佩劍は？」

こ問ふのであつた。そして客が立關に置いてある返答するならば、將軍は必ず命令でもするかのやうに、

「軍人に取つて佩劍は魂ぢや。魂を立關にをいて入るのは不可ぢやらう。何處にでも

軍刀は携へて差支へない、何時でも佩いてゐるべきものぢやヨ」

こ軍刀を直ちに立關から取りよせしめ、それから挨拶し、又語り、更に食事を共にするやうなこゝもあつた。蓋し軍刀を脱し、刀帶のまゝでゐるこ云ふこゝには、不快な聯想があつたからであらう。即ち一八七七年——明治十年——の露土戦争で、ブレヅナに於て勇敢に戦つた土軍のオスマン・パシヤは露軍に降つたが、この戦争中に土軍が餘り露軍を惱ました、めに、面憎しを感じたのか、露軍は降れる土軍の將卒に武士的の待遇を與へず、刀帶のみしか許さなかつた。夙に將軍は此のこゝを承知してゐるので、軍規、士氣の振肅を云ふこゝを

念願とする師團長をして、かゝる點にも十分に心し、些の言行を忽にしなかつた。戦時に於ける生活、武士的精神の發揮に努めたのである。

既に記述したやうに、將軍は金倉寺から善通寺村の司令部に通勤するにも、乗馬であり、必ず早足であつたが、更に往々にして金倉寺から丸龜に到り、丸龜から善通寺に、三里餘の遠路を例外無しに早足で行くのであつた。誰も承知してをるやうに、將軍には痔の痼疾があり、これに悩むこと尋常でなかつた。痔に何物より禁じなければならぬものが乗馬であるにもかゝらず、出血して白の短袴が眞紅に染められても、將軍は猶ほ乗馬を廢しなかつた。廢しなかつたのみでなく、唯だ一度も其の苦痛を訴へず、患部には自ら考案した痔押を施してゐるが、餘りに早足が續き、乗詰めにしてゐるので、それが切れて閉口したこともあること云ふ。併し將軍は少しも他人に悟られないやうに、平然としてゐた、苦しい素振りを示さなかつたのである。

新設師團に新精神を打込むことを以て念願としてをる我が將軍は、かう云ふやうに躬行し

たが、同時に各部隊を不時に訪ひ、巡視することもし珍しくなかつた。假寓から司令部に出勤するのは、朝早くするので、使丁達から抗議が出で、風荒む練兵場で馬を乗廻して時間を過ぎたこと傳へられてをるが、練兵場で斯くしたのが毎朝のことでなく、さう云ふ時間を利用して各部隊を不時に訪ふた。勿論、部隊長も、將校も未だ出勤してゐないので、當直の士官が狼狽する。騒ぎが大變であつた。併し將軍は些の斟酌なく營内を巡視し、面白からぬことがあれば、厳しく叱責し、兵士に直接會つていろ／＼なことを隔意なく語り、漂然として去るのであつた。

殊に將軍の心にかゝるものは、傷病の爲に入院してをる士卒のことであつたので、衛戍病院を屢々訪ふた。定期に訪ふ以外に、不時に行くことが再三でなかつた。さう云ふ場合には、三等症のもの、病室の前は、如何にも不機嫌さうに横向いて通るが、傷病のために憐れむものには言葉を掛け、又或は親しく症状を問ふて慰藉し、且つ激勵するのであつた。今でも將軍から優しく慰問せられたものがあつて、その頃のこゝろを思出で、朴訥に、懐かしい將

軍を語つてをるのである。

當時に於ける子供兵士は、乃木將軍の優しかつたこゝを牢記し、忘れるこゝが出来ぬこゝ云ふ。金倉寺から出勤する乗馬姿の將軍を見れば、門前の子供達は大騒ぎで集まる。馬をも、將軍をも恐れる様子がなく、無邪氣に將軍を遮つて舉手の禮をする。如何にも眞面目に直立し、注目して敬禮する。男の子供も、女の子供もするのである。それを微笑しながら眺める將軍は、恰も部下の士卒にすると同じやうに、舉手、注目して答禮する。その答禮を合圖でもあるかのやうに、子供達は將軍のために道をひらき、將軍を追ふて聲高く歌ひながら何處にか散るのが毎朝のこゝであつた。第十一師團の士官達に嚴格な人であり、辛辣に見える將軍も、子供の眼には一個の好々爺であつたのであらう。

乃木將軍は通勤の往復に於て屢々各隊の衛兵勤務の状態に注意したが、未だ著任してから間もなく、例のやうに朝早く司令部に出勤し、暫く事務を見てゐるが、副官に知れないやう

に、そして馬にも亦乗らず、窺かに外出した。さう云ふこゝが今迄も既に一二回あつたので、門衛は別に注意しようしなかつた。處が何處からか、

「君、聞いたか」

「何を？」

「貴公は師團長が××聯隊の衛兵に銃の持方を示されたのを承知してゐないのか」

「何日のこゝちや、それは……？」

「知らぬのか。今朝のこゝちやヨ」

「フム、左様か。不時に一本参られぬやうに警戒せにやならぬなア」

「ウム」

こゝ云ふやうな會話が其の夕方には低い、力強く將校の間に取交された。乃木將軍は××聯隊の衛兵の銃の持方を豫て面白く考へてゐなかつたので、それもなく注意してをつたが、依然として改まらぬ。そこで單身此の××聯隊を訪ひ、親しく衛兵の勤務振りを注意し、こ

れに誨へた。そして此のこゝを傳聞したものは、恰も電氣にでも打たれたやうに感じ、各自に注意し、戒心する處があつたのである。

◇ 静子夫人の訪問

乃木將軍が金倉寺に假寓してから最初の大晦日、明治三十一年十二月三十一日になつた。大晦日になつても、將軍は「戦時中の覺悟」をしてゐるので、勿論、東京に歸らうとしなかつた。この日は非常に寒くもあれば、午後から雪になつて、如何にも年末らしい風情を添へたが、土地のものは未だ舊曆に依つて「正月」をしてゐた頃であるので、何の關係もない大晦日であつた。

例のやうに將軍は十五疊の書齋に在つて書見をしてゐた。午後四時半頃のこゝであつたらう。玄關側の茶室の三疊内で讀書してゐた妙榮坊は、不意に茶室の方に、「御頼み致します」

「云ふ婦人の聲をきいた。庫裡の門から眞直に入れば玄關であつて、茶室の方に立入るには、玄關から二間許りも手前の中門からせねばならぬ。かう云ふ場所から訪ふものもないので、不審であつたが、妙榮坊は取次ぎに出た。見れば一人の此の土地のものでないらしい婦人が立つてをる。婦人は町寧に紫縮緬のおこそ頭巾を取り、小腰を屈めて會釋するのであつた。

「何方様で……？」

「妙榮坊は端的に問ふた。かう云ふやうに端的に問ふこゝが當然であり、順序であり、且つ禮儀でもある考へられたからである。然るに婦人は微笑を含み、一歩近いて亦一禮し、妙榮坊を見詰めながら、

「私は乃木の妻で御坐います。靜が東京から參つた取次いで下さい」

「依頼するのである。妙榮坊は「將軍の令夫人であつたのか」に緊張したが、何だか取次ぎを頼まれるこゝが可笑しかつた。殊に將軍は其の書齋に於て書見をしてをる。十歩も左す

れば、將軍の室の正面に出られる。そこで妙榮坊は、右手で現に將軍のゐる讀書中の部屋を指さし、

「閣下は今御出でになられます。こゝから十歩足らずの場所ですから其のまゝ、御出でなさつたら宜しいでせう」

「無造作に、心易く答へた。處が夫人は妙榮坊の親切を深く感謝するものゝやうであつたが、何ごはなしに疲勞した聲で、

「無斷で通りますのも如何かご考へますので、御手数では御坐いませうが、貴僧から靜が東京から參つたご取次いで下さい」

「重ねて依頼するのであつた。乃木將軍の禮儀正しいことは、こゝに假寓してから面りに見聞して知つてをるので、窃かに「軍人の家庭ごはかう云ふものか」ご感心し、夫人に乞はれるまゝに「承知しました」ご妙榮坊は、つか／＼ご將軍の書齋に入り、

「閣下！」

「ご呼んだ。これが普通で、今までも來客があれば斯くするのであつた。眼鏡を掛けて讀書してゐた將軍は、妙榮坊の侵入に眼ざめたかのやうに振向き、返事なしにゐた。そこで妙榮坊は、

「閣下、東京から奥様が御見えになりました。御通し致しませう」

「ご將軍を仰ぎながら中腰でゐた。併し何等の答へもない。そこに一、二分の時がながれたであらう。黙々ご妙榮坊を凝視してゐる將軍は、依然として何の返事だも與へぬので、「變だなア」ご流石に妙榮坊も不審でならなかつたが、聽て將軍は重々しく、

「鎌を御呼び下さい」

「ご妙榮坊の取次ぎには答へず、斯く依頼するのであつた。馬丁の鎌次郎は、納屋の近くに部屋が與へられてあつたので、そこに妙榮坊は出掛けて、

「鎌次郎君！ 將軍が御呼びなんだヨ。それに東京から奥さまも御見えになつてゐらつしやる……」

「皆まで聞かず、大喜びの鎌次郎は「何處に奥さまがらつしやいますか？」と將軍の部屋にやつて來た。この馬丁の鎌次郎は、將軍に従つて日清の役に出征し、功も亦少くなかつたので、政府から公に勳章を賜ふべしとの内意あつたが、將軍は之を拜辭し、自ら年金を與へることにした。その賞状は現存する。云ふやうに將軍にも夫人にも愛せられてゐたので、鎌次郎は夫人の來訪を喜んだのである。併し將軍の室には將軍があるのみで、そこには夫人の姿を見出し得なかつた。如何にも嬉しうな表情で入つた馬丁に向つて、

「鎌次郎！ 家内がやつて來てをさうぢやが、考へる次第もあるので、儂は面會せぬと告げい」

將軍は嚴かに命令し、再び書見に耽るのであつた。部屋を出た馬丁の鎌次郎は、悄然としてゐた。そして妙榮坊に哀訴するもの、やうに「……閣下はあんなにおつしやるが、私から取次ぎは出來ませぬ」小聲で語り、眼には涙さへも湛へてをる。そこで妙榮坊は「左様か、それでは私から取次いで進ぜよう」と茶室の前によつてゐる夫人の方に引返して來た。

そして單簡に、

「御待せ致しました。御氣の毒で御坐いますが、將軍は何だか御會ひにならぬとおつしやいます」

「取次いだ。その返事を聞いた夫人は「左様で御坐いましたか」と取次ぎの勞を感謝するもの、やうであつたが、去らうともせぬ。俯向いて何か思案に沈んでをる。雪は次第に降りまさつて寒氣も加はる。併し黙々として夫人は去らうとせぬ。そこで妙榮坊は「一寸おまち下さい」と會釋し、師匠に事の顛末を語つたのである。老いたる院家の俊良師は、聲を上げながら聞いてゐるが、

「それは困つたことになつたが、儂としては打棄て、をかれぬことぢや。夫人を兎に角裏の離れ座敷に御通し申すことになさい」

このことであつたので、その通りにした。そして老院家と静子夫人とは、將軍のために其の寢室になつてをる處から庭一つ隔つた座敷に相對した。事實を伴りなく記述すれば、汽車

竝に汽船の旅で疲勞し、更に他人に告げるここの出来ぬ苦しい要件を齎しての訪問であつたがためであらう。この日の夫人は少からず亢奮してゐた。訴へるやうな言葉も少くなかつたが、茶菓を喫し、煖まり、物靜かに語る老師に慰められ、漸く夫人も落著いたので、

「當寺にお泊め申上げるのは易いこゝで御坐いますが、將軍の仰せも御守りせねばなりませんので、今日の處は一先づ多度津まで御引き取りを御願ひします。私にも亦考へるこゝがムいしますので……」

老師は夫人を説き、これに夫人も同意し、多度津に引取るこゝになつたが、寺を辭去してから、猶ほ夫人は暫く本堂の前の枝振りのい、松の根方にもたれ、雪降る中を物思ひに沈んでゐた。そして鎌次郎の御伴で聽て辭去したが、現在の金倉寺の境内の乃木將軍の銅像のある、その正面に「乃木將軍妻返し松」石柱がたて、ある。「妻返し松」の下に夫人がイんでゐたので、この石柱を建てた——當年の妙榮坊であり、現在に於ける院家の俊雄師は説明してをつた。

◇ 元旦の午前三時

俊良師は自分の室で黙々考へてゐたが、聽て思案も決したのであらう。獨り微笑してゐた。そして何やら手紙を認め、弟子の妙榮坊に、

「これを蘆原さんに届けるやうに」

「命じた。「蘆原さん」は、師團の高級副官陸軍歩兵少佐蘆原甫（後の中佐）のこゝで、蘆原少佐も、金倉寺の附近に住み、公私共に將軍のために盡してゐた。副官にしても、唯だ形式のみのものでなく、蘆原氏は西南の役から將軍の部下にあつたものであり、殊に將軍の人格に心服し、將軍も蘆原氏の爲人を愛してゐたので、恰も二人の間は水魚のやうであつた、寧ろ主従の如きものであつた。記述するが妥當であらう。さう云ふ關係にある蘆原氏であつたがゆゑに、俊良師からの手紙で驚き、大雪を犯して來訪し、

「大變なこゝになりましたなア」

と挨拶なしに俊良師と相對し、先づ吐息するのであつた。時計は午後八時を何程か過ぎてゐたであらう。愈々雪は本降りになつて、大晦日らしい氣分になつた。俊良師から事情を詳しく聴取した蘆原氏は、

「それは私の失策ぢやつた。實は今日、司令部にゐるご夫人から今ついたこの電話があつたので、私は御寺に行つて御待ちになつたらいい、でせうご返事をして置いたが、將軍には此のこゝを御話しなかつたので、かう云ふ間違ひが起つたのです」

と率直に其の徑路を語るのであつた。勿論、妻が良人を訪ひ、その假寓に行くこゝは、尋常の茶飯事であつて、乃木將軍の全人格を諒會してゐる蘆原氏も、蘆原氏が夫人から掛かつた電話を其のまゝ、將軍に取次がなかつた、めに、かう云ふ行違ひにならうとは、夢にだも想像しなかつたのである。併し如何に後悔しても、今は取返し得るこゝでない。何よりの急務は、先づ將軍に向ひ、枉げて夫人に面會を許されるやうに懇請する外にないので、俊良師と蘆原少佐とは、いろ／＼と熱談し、俱に將軍を訪ふこゝになつた。

例のやうに讀書してをつた將軍は、少しも平生に變つた様子が見えず、喜んで二人を迎へ、機嫌よく歡談するのであつた。蘆原少佐も、俊良師も、この將軍の拘はらぬ表情を見て、一寸云ひ出しかねたが、何時迄も躊躇してゐられるこゝではないので、遂に二人は問題の核心に觸れた。

「承りますれば、奥様は御面會が出来なかつたさうで……」

と俊良師が切出し、それを潮合に、蘆原氏も電話のこゝを語り、一に自分の不注意から事茲に到つたのは、何ごも申譯がないと詫び、且つ夫人に面會して欲しいと懇請するのであつた。將軍は何の隔意もないもの、やうに、

「……面會するこゝか、せぬこゝか云ふのぢやないが、儂が出發して未だ何程の月日も経つてゐぬ。それに儂の同意なしに突然來たこゝは、妻にして穩當でない。それに當寺は女禁制の御寺であるので、用事があれば宿で面會すれば足りるこゝでもあり、こゝで妻に面會するこゝを遠慮したまでのこゝぢや」

と答へ、巧みに二人の鋭鋒を避けるのであつた。かう云ふやうに將軍から釋明せらるれば、更に踏込んで乞ふことも出来ぬ。併し表面は、斯く物靜かに語つても、果して夫人に面會を許すか、疑問である。逢はずに夫人をして空しく東京に歸らしむるに相違ない。察せられる。俊良師が夫人から聞いた語氣から考へても、靜子夫人は「手紙や使では申上げられない、深い事情があるので、それを直接語り、又將軍の意見をも承つて、何事も乃木家の名譽を汚さぬやうに處置がしたい」と云ふ容易ならぬ要件を齎してゐるらしい。この要件を親しく將軍に語り、將軍の隔てない意見に接するまでは、又夫人にしても歸途に就くことが出来ぬであらう。こゝも考へられるので、眞劍に二人は將軍を説くのであつた。そして「若し將軍を説服し得ぬならば、斷じて將軍の部屋から出まい」と決心してゐたのである。

時は次第に過ぎて、何時か十二時になつた。除夜の鐘は重々しく響く。然るに何事ぞ、俊良師と蘆原少佐とが未だ將軍の室から退出せぬので、金倉寺の人々は「弟子から召使達まで寢床に入らず「如何になるであらう？」と心配してをる。將軍の室では將軍が二人に向つ

て物優しく、

「御兩所の御話は儂にも十分に響きましたが、既に除夜の鐘も打出され、夜も非常に更けましたので、今夜は御引取り下さい。儂は東京にをりましても、大晦日から元旦の朝まで、毎年の例として徹夜することに致してをりますのぢやから……」

と二人に暗に問題を此の程度で打切つて「駄目ぢやから」引取るやうに望むやうであつた。併し將軍の撃退法に浮々乗るやうな二人ではない。「將軍の心が釋然と解けるまでは、斷じて引取らぬ」と深く決心してゐるので、却つて力附き、

「私共も閣下が私共の御願ひを御許し下さるまでは、なアに徹夜いたしましたも宜しう御坐います」

と應酬し、且つ將軍に説き、懇願するのであつた。明治三十二年一月一日午前一時になり、午前二時になつたが、頑として將軍は二人の願ひを拒否し、如何にしても夫人に會ふことを肯定しようとしなかつた。併し二人の誠意は遂に將軍に通じた。午前三時には、流石に

「會ふことは差控へたい」を答へてゐた將軍も、洒然として其の主張を棄て、

「……面會すべきではないを考へますのぢやが、一方ならぬ御兩所の御取りなしでありますので、妻に面會を許しませう。院家や寺の方々には、誠に恐縮でありまするが、明日こゝに呼ぶことにしませう」

と折れた。これを聞いて二人は心から感謝した。そして將軍の室を引取つたのは、明治三十二年一月一日、午前四時に近かつたであらう。蘆原少佐は其の寓居に歸り、俊良師も自分の室に引取つて「やれ〜安心した」を茶を心静かにたてゝをる。妙榮坊は「將軍から……」

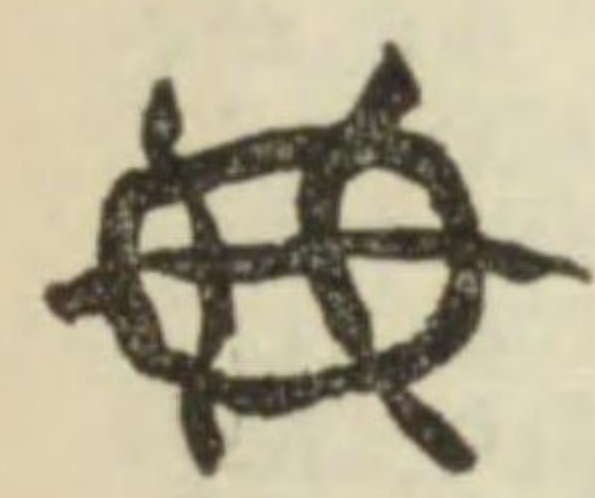
「何やら紙片に認めたものを恭々しく齎した。見れば、

明治三十一年除夜の止筆

おしからぬ身にも病のなかれかし

よみ路の旅は

特ニ健康ヲ要スレバナリ



ましてあつた。俊良師は微笑しながら之を繰返して讀んでゐたが、同時に「ホ、オ、これは……」を頻りに小首を傾げねばならなかつた。云ふのは——和歌にしては結句の「特ニ健康ヲ要スレバナリ」になつてゐるのが可怪しい。併し署名の「典」が龜甲になつてゐるのに興味を感じずにはゐられなかつたからである。又後に「これは歌になつてをらぬ」、「イヤ、儂は好く出来てをるを思ふ」を將軍に問答してをたが、靜子夫人の來訪に依つて、かう云ふ顛末があり、こゝに記した將軍の歌なるものも出来た。そして今は貴重なる金倉寺の什器の一になつてをるのである。

◇ 淡々水のやうに

かう云ふやうにして徹夜した乃木將軍は、明治三十二年一月一日を迎へ、寺の人々と同じやうに雑煮を祝ひ、屠蘇を傾け、定刻になつたので、馬の用意がせられ、正装した將軍は立關に降立つたので、見送りの妙榮坊が、

「奥さまを御迎へに参じませう？」
ミニコ／＼しながら語つた。蓋し第一に夫人を取次ぎ、意外のこゝこになつて「さうなるこゝこだらう」こ心痛してゐた妙榮坊であるがゆゑに、斯くなつた以上は、一刻も早く夫人を迎へ、具に事情を述べて安心してもらひたいと云ふ至情に燃えてゐたからであらう。併し將軍は笑ひながら、

「ありがさう。ちやが、わざ／＼迎へに御出で下さらなくとも、沙汰したら來るこゝちやらう……」

こ事も無氣に應ずるのであつたが、俯いて手持ち無沙汰にしてをる妙榮坊を慰撫しながら乗馬し、機嫌よく師團の拜賀式に出席した。

師團の拜賀式が終了して歸つた將軍は、衣服を改めて休息し、例のやうに書齋に於て讀書に耽るのであつたが、午後四時過ぎに靜子夫人は多度津から到着した。妙榮坊が玄關に迎へ

れば、下女——鎌次郎の妻梅——を従へた夫人は、如何にもこやかに會釋し、

「昨日は誠に失禮を致しました。御手数で御坐いまするが、東京から靜がまゐりましたご御取り次ぎねがひます」

こ丁寧に、禮儀正しく依頼するのであつた。妙榮坊は夫人を迎へて我事のやうに喜び、その儘に案内しようかとも考へたが、昨日のこゝこもあるので、「暫く御待ち下さい」こ挨拶し、飛ぶやうに將軍の室に伺候し、いそ／＼夫人の來訪を告げた。然るに將軍は、

「ホホオ、家内が参りましたか。御通し下さい」

こ昨日のこゝこは忘れてしまつたもの、やうな口吻であつた。併し込上げる喜びを制止するこゝこの出來ぬ年少の妙榮坊は、跳るやうに將軍の室を辭去し、靜子夫人の待つてゐる玄關にやつて來て、

「何卒お通りねがひます」

こ調子外れの大聲で挨拶するのであつた。そして躍るやうに夫人を案内し、將軍の室に突

入（こいふが妥當であらう）すれば、依然として靜かに將軍は讀書中であり、黙々として言葉無く夫人を迎へた。部屋に入つた夫人は淑かに、

「……御許しを待たずに參上し、誠に申譯もムいませぬ。私の一方ならぬ不調法を御許し願ひます」

こ云ふやうな意味のこを述べ、年少い妙榮坊にも「軍人の家庭は斯くもあるものか」こ今更に考へさせるやうな挨拶があり、聽て夫妻は妙榮坊の持運んだ茶や菓子を喫し、言葉は多くなかつたが、將軍も語り、夫人も語つて、昨日のこがあつたこは思へぬやうな情味の溢れる應對であつた。そして夫人は此の元旦から金倉寺に、將軍と共に起臥するこになつたのである。

靜子夫人が將軍に豫め許容を乞ふこもなく、率然として金倉寺に將軍を訪ふた要件を「家の修繕をいたしたいと思ひますが、希典は何時でも死んだ心算でるよこ申して承知しませぬので、その相談に參りました」こ語つたこか、或は「勝典のために獨逸語の家庭教師を依

頼するに就て、その人選のこであつた」こか傳へるものもあるが、事實は決して左様に單純極まるものでなく、乃木家の家庭に於ける重大な要件で、これを手紙や使で通報し、その返事を待つて處理し得るやうな性質のものでなかつた。殊に内容を述べ、その上で相談のため、金倉寺を訪問し得るものでもなかつたのである。

かう云ふやうな波瀾があり、漸く將軍と會ひ、その齎した要件を語つた夫人は、聊か心安さを感じたのであらう。將軍も少からず夫人に同情し、問題の解決に就ては總てを夫人に任せ、殆んど干渉がましいこを唱へなかつたが、一月五日の新年宴會が終れば、將軍は松山から高知に向つて要務のために出張するこになつてゐたので、

「儂は五日が過ぎれば留守になる。卿も要件を早く處理せねばならぬぢやらうが、折角來たのぢや、琴平宮や善通寺にも參詣し、その他の名所も見て歸京するこにしたが宜しからう」

こ濫い言葉もあり、心から夫人をいたはるもの、やうであつた。將軍のゐる間の夫人は

總て將軍に準じてゐるが、その出張後には朝早く起き、裾端折つて室内をせつせみ掃除し、更に寒中であつたにか、はらず、洗濯をもしてゐた。併し夫人は熟睡し得なかつたらしい。或日、

「……昨年末から心配なことが續きましたので、その所爲か不眠症になつて非常に苦しんでゐます。承りますれば、護摩は大變有りがたいものださうで御坐いまするが、たいて頂けないでせうか」

この申出であつたので、妙榮坊は師匠の俊良師に取次いだ。處が病弱の俊良師は、大晦日から元旦に掛けての徹夜寒さのために臥床してゐたので、妙榮坊に護摩をたくこころを代つてさせることになつた。そして三日二夜の護摩を修することになつたが、夫人も極めて熱心であり、第一の夜から熟睡し得られるやうになつた。非常に喜び、金倉寺でも満願の上で御守として之を夫人に贈ることにしたが、特に夫人の望みで亦更に新に二個を造り、勝典と保典とに與へることになつた。この時の記念として妙榮坊に夫人から贈つた珠数は、特



藏佐大瀬野 僚幕三軍將木乃の中食立外屋部令司房樹柳

十二月一日
 静子此の通り存あり申候事
 本より後、申候事、此の通り存あり申候事
 高松より申候事、此の通り存あり申候事
 の通り存あり申候事、此の通り存あり申候事
 此の通り存あり申候事

明治三十三年十二月一日の乃木將軍
 日記の玉木中佐蔵

に夫人が臺灣から齎したものであるが、金倉寺の什器になつて残されてをる。
 又後にも静子夫人は保典を伴ふて來訪したが、世間に傳へるやうに、決して將軍は夫人に
 面會せず、その儘に歸京せしめたのでなく、以上に述べたやうな顛末であり、夫妻の間は淡
 淡として水のやうであつたが、金倉寺の人々には印象深いものであつた。次の手紙は此のこ
 こあつた以後——明治三十二年四月に將軍から夫人に送つたものである。
 一筆申入候。其地皆々無事めで度存候。勝典病氣は軽く候由。何よりの事存
 候。扱所得税の儀ハ此地ニテ納め可申候。保典學費の儀も、來月分より送り可申候。
 梅衣服の儀、御取計ひ有度、蚊帳も過日留守中相届申候。
 勝典よりは未だ何事も申越サズ、試験の出來如何ト案申候。
 右用事まで、荒々めで度かしこ。

四月二十日

静子 きの

論 典

この手紙を見ても、將軍の夫人に對する温情が窺はれる。文中の勝典の病氣は痔であり、湯河原に湯治にも行つたが、「試験の出来如何ト案じ申候」こあるは、この年に勝典が陸軍士官學校の入學試験を受け、それも三度目であり、萬一にも此の試験に不合格になれば、年齢の制限を受け、終に受験し得ないことになつてゐた。それ丈けに將軍も案ぜられたのであらう。又四月に保典は名古屋の幼年學校に入學したので、學資金を五月から將軍が送ることになつたものであり、又「梅衣服の儀……」云々こあるは、明治三十一年の六月、萩から備入れた下女の梅を馬丁の鎌次郎に嫁合せたが、鎌次郎が將軍に隨從しても、女房の梅は東京の乃木家にゐた。その梅を先般の金倉寺の訪問に夫人が伴ひ、將軍の食事その他の世話をさせるために残したので、夏近くなつたから其の衣服を何こかせねばならぬこの心遣ひが此の文字こなつたものであらう。

乃木將軍の所謂夫人面會謝絶の件こは、實に以上に述べたやうなここで、世間に傳へられる流説は、全く事實を誤つたものである。私は旅順を訪ふての歸途、金倉寺に當年の妙榮

坊であり、現在に於ける院家の俊雄師こ半日を語り、その真相を明かにするこ同時に、更に梅女——鎌次郎の女房——にも問ひ、斯く記述するのである。

◇ 雪中山巔の祝宴

颯風一過、將軍及び夫人は、その日其の日を平和に過し、明治三十二年一月五日になつたが、用意も整ひ、定刻になつたので、聽て將軍は夫人に送られて出掛けたが、馬上の將軍は上機嫌で、

「今日の新年宴會は面白ここちやらう」
こ笑ひながら乗出した。蓋し同年の將校連の新年宴會は、恒例を破つて面白くやらう云ふので、大麻山——琴平宮の鎮座まします象頭山——の山巔に於て開催するここになり、窃かに將軍に或る腹案があつたからであらう。この山上の新年宴會は、大晦日から元旦に掛けた大雪のために、或は場所が急に變更せられはせぬかこ切に熱望してゐたものもあつたにか

かはらず、その沙汰がなかつたのみでなく、更に參集する人々を驚かしたのは、當日各自の齋すべき辨當を俄かに握飯させねばならぬこゝであつた。これは別に命令が出た次第でもないが、師團長が副官に「儂の辨當は例のやうに握飯ちや」こゝ語つたこゝが一般に洩れたので、「師團長が握飯の辨當であるならば、吾々が御馳走でもなからう」こゝ多くは握飯にするこゝになつたからである。

これを察した乃木將軍は、大麻山の雪中に於ける宴會で、更に人々を驚かす準備のあるこゝを思ふて微笑せずにはゐられなかつた。併し一切のこゝは蘆原氏さへも關知しなかつた。大麻山の會場に向つた人々は、各自に琴平宮に參拜し、雪の坂路を辿るのであつたが、左なきだに登山の容易でない大麻山であり、今日は一段こゝるので、何れも大汗であり、苦痛であつた。併し年長の師團長が平然として、常に先頭を切つてをるので、勇氣を鼓して山路を文字通り征服せねばならなかつたが、蘆原副官の如きは、師團長に隨從せねばならぬにもか、はらず、肥滿してゐるために、何時か遅れて名譽でもない殿をしてゐた。

先頭に立つた將軍は、若い士官と頗る元氣に語り、平然として登つてをる。躑躅平地になつた處に到着したので、この邊で食事となるかと思ふに左様でなく、一寸休んで亦登り、漸く山嶺に達し、そこに横はる大石の上の積雪を拂ひ、同伴した若い人々こゝ語つてゐた。そこに漸次に遅れたものも集合したが、既に正午に近く、又登山のために空腹をも感じてをるので、誰もが内心に於ては、直ちに「開宴」するこゝを望むのであつた。併し將軍は例のやうにニコ／＼しながら、

「まア待ち給へ」

こゝ制し、且つ何物か來るものあるを只管に待つもの、やうであつた。雪の登山は甚だ難澁であつたが、今、一天拭ふやうな快晴の山上にあつて四方を望めば、不可言の愉快と清々しさを感じられる。而して各自に腰の握飯に甚だ愛著を禁ずるこゝが出来なかつた。そこに二人の工兵科の士官候補生が來たので、將軍は之を呼迎へ、假りに彼等を指揮官となし、師團長以下參同の將校皆な列兵になつて分列式を舉行し、且つ東天に向つて敬禮し、陛下の萬

歳を三唱した。併し辨當には未だならぬ。頗る空腹を感じてをる折柄、俄かに山下から汗をながして数人のものが何かえつきくみかついで来た、これを見た將軍は、

「遅かつたぢやないか。併し骨折つたこぢぢやらう。御苦勞ぢやつたなア」

「驕ふのであつた。人夫は汗を大急ぎで拭ひ、且つ「閣下の御指圖のやうに御届けする筈で御坐いましたが、何分にも雪で、山路は迂りますので、斯様に遅れて申譯がムいませぬ」

「詫び、まめくしく酒肴を並べ、宴會に備へるのであつた。そして用意も滞りなく出来たので、將軍は起ち、

「この大雪の中を諸君は御苦勞であつたが、かゝる日に、かゝる場所で新年會を開催するこゝも、又他年の思出でこなるであらう。御粗末ぢやが、酒肴も著いたので、諸君！御遠慮なく御取り下さい」

「挨拶し、自ら酒盃を手にして痛飲するのであつた。かう云ふ場所に於て、かう云ふ酒肴が出ようとは豫期してゐなかつたので、何れも度膽を抜かれたが、唯だ握飯のみの新年會で

あるこゝを悲觀してゐたものは、俄かに活氣づいて、師團長の特別の御馳走に感謝し、大にやるのであつた。蓋し將軍は伴つた人々が「師團長の握飯」に做つて握飯のみを携へて登山し、殺風景の宴會たらしむるに忍びなかつたので、假寓の近くに開業してゐた綾西館に今日酒肴を命じてあつたのである。

乃木將軍は「師團長」にして威嚴を保ち、副官や參謀長のみを相手に、他の將校は酒盃を傾けぬこいふやうなこゝなく、誰をも相手に、心から愉快さうに飲み、且つ言葉を交へ、自らも心地よさうであつたが、集まつた人々も大に愉快に感じ、餘り痛飲したために、中にはべろく／＼に酔ひ、同僚から頼りに介抱せられてをるものもあつた。それを將軍は愉快さうに眺め、且つ十分に歡をつくさしめるのであつた。

大麻山の新年宴會は師團長を中心に、大に愉快を盡し、聽て散會するこゝになつたのであるが、登山する時の遊面は蛭子顔になり、元氣好く下山しようとする時、將軍は靜かに四圍を見て、

「靈山の頂に辨當の皮が狼藉してをるのは餘り感心したものでない、何だか虎狼が餌を喰荒した跡のやうぢや。皆な取纏めてくれ給へ」

「自ら先頭になつて新聞紙や辨當の空を取纏め、ポケットからマッチを取出してそれを焼くのであつた。蘆原少佐が「閣下、そこにある閣下のも焼きませう」ミ大石の上にある將軍の辨當の皮を親切に指させば、

「イヤ、儂のは又持ち歸つて使用するために、最初から飯粒一つ、けぬやうに綺麗に頂戴してある。それを焼かれては迷惑ぢやヨ」

「將軍は笑ふのであつた。これを聞いた人々は、今更に師團長の心掛けに敬服するに共に、何だか教訓を受けるために、今日の新年會が開催せられたやうにも感じた。そして各自に深く「容易ならぬ師團長である！」こゝを稽へねばならなかつたが、靜かに一考すれば、決して將軍の爲るこゝが常規を逸したもので、又他を試みる面白さのためではなく、新設師團に新精神を打込むための深い心遣ひであるこゝが諒會せられるので、我が將軍に對する敬

意は更に加重せられるのであつた。

◇ 自ら焼石を握る

不時の巡視、大麻山の新年宴會……云ふやうなこゝで、如何に師團長の嚴格であり、六ヶ敷い人であるか、部下のもの、頭に印象せられた。「矢筈敷い乃木將軍」さば聞いてゐたが、かう云ふやうに實際に接して、その感特に深きものがあつた。そして「容易ならぬ師團長」に一本参られぬように、各自に深く注意するこゝになつた。新設師團として左なきだに緊張しつゝ、あつた人々は、更に警戒するこゝになつたのである。

乃木將軍は、依然として其の職務に勵み、黙々として新精神の建設に努めた。或は言葉をもつて、又は言葉なく之をなしたのであるが、部下にも之が犇々感ぜられた。今も琴平に行く汽車の窓の右方に見えるやうに、當時から大麻山の中腹は工兵隊の作業場になつてゐたが、明治三十二年の初夏、某工兵中隊が築城演習の檢閲を受けるこゝになつた當日、師團長

まして乃木將軍の臨場があり、大隊長の講評が終つてから將軍は靜かに、

「あの中腹に側防のために造つた掩堡を中隊長は視察したのか」

「問ふた。問はれた掩堡は下士をして造らしめたものであるが、その完全に造られてゐるか否かは全線に大なる影響を與ふるものであり、既に將軍は其の視察を遂げ、且つ完全に造られてゐないことを承知してゐるので、斯く試問したのであらう。而して緊張する中隊長以下の各幹部に向つて、

「……下士が命ぜられたやうに、その擔任した處のものを完全に造らなかつたことは、軍紀の上から斷乎として許すべきでないが、かう云ふ失態を生じた責任は、中隊長以下の各幹部も當然負はなければならぬ。即ち中隊長の各幹部が命ぜられたやうに下士が其の作業をなしてゐるか否かを十分に、絶えず監督してゐないがために、かう云ふやうな結果になる。就中、中隊長は命令した儘に放任するが如き怠慢なく、作業中是不斷に工事を監督すると共に、その結果に就て正否を嚴かに見届けなければならぬ。斯く注意、監督する

ここに依つて、中隊長以下各幹部は、各自に其の職責を全ふするここが出来来る。凡そ軍人として職責觀念に缺くるものあるは、斷じて本職の取らざるところで、本日の失態の如きも、將來大に戒飭せねばならぬものである」

「力強く誨へたので、中隊長も、各幹部も冷汗を禁ずることが出来なかつたが、師團長の炯眼に服すると同時に、職責の重すべきを沁々と思ひ、再び生涯に於て今日の如き失態を繰返してはならぬと衷心より考へずにはゐられなかつた——當時此の中隊長に於ける幹部に在つた一人は語つてをるのである。

その年の八月、炎熱焼くやうな或日のここであつた。曩に沁々「容易ならぬ師團長」であることを痛感した工兵隊は、四國三郎てふ吉野川で架橋演習に銳意してをつた。寒風荒む嚴冬の日でも、金鐵を熔すやうな猛夏に於ても、軍隊が演習を試みる場合に毫も介意する處はないのであるが、この夏は一段と暑かつた。その炎熱の下に暴露して工兵隊は熱心に作業を進めてをつた。

然るに演習に文字通り熱中してをる人々の間に、何處からか、そして誰からもなく、耳語せられたのは、

「オイ、あすこを見い！」

こ云ふ言葉であつた。耳語せられたものが無意識に川原を見れば、上流に沿ふた川原に唯だ一人の将官が立つてをる。焼けるやうになつた礫石の上に自若として劍を兩手に仗き、凝り作業しつゝ、ある工兵隊の様子を見てゐるのは、何人にも師團長の乃木將軍であることが明かであつた。今日、この演習を師團長が巡視するに云ふ豫告もなく、又一人の副官さへ師團長は伴ふてゐなかつた。先日、このころがあるので、

「師團長の監視ちやヨ」

「ウム、又一本まるられぬやうにしようぜ」

こ各自に戒むるのであつた。「師團長の監視」の下に作業を進めるので、更に炎熱が加はるやうに人々は感じたが、それ丈に緊張してゐた。正午近くなつて猛威が刻一刻とくはへ

られると同時に、焼けるやうな礫石の上に平然として立つてをる將軍は、川原の小石を黙々として取り、それを力強く握り、又歩を静かに水際に移し、小腰を屈めて黙々水の温度を檢し、黙々工兵隊の作業を見てをる。

聽て正午になつたので、作業中の人々は川原に於て携帶した辨當を用ひるこゝになつた。礫石の上に監視——否、士卒と共に勞苦を同じくしてをる師團長の様子を窺かに注視すれば、同じやうに川原に降り、携へた辨當を使ひ、晝飯を終つて士卒が川原に寢轉べば、將軍も同じやうにする。土堤には茂つた樹木もあり、休憩するためにテントも張られてゐるが、さう云ふ場所には決して近寄らうもしない。……工兵隊の作業は再び開始せられた。見れば、川原から起きた將軍は、又元の焼けるやうな礫石の上に、劍を兩手に仗いて嚴然とたつてをる。午後一時となり、更に二時になれば、暑氣は烈しくなるが、微動だもせず、焼けた礫石の上に將軍は立つてをるのであつた。

かう云ふやうにして一日、工兵隊の作業がつけられてをる間は、將軍も唯だ黙々として

去らなかつた。こゝに於て最初の中こそ人々は「師團長の監視」を聊か畏怖してをつたが、日一日を嚴然と焼けるやうな礫石の上にある將軍を見て、何時か「師團長は吾々と共に困苦を與にしてをられるのだ」に感激せずにはゐられなかつた。作業を終つてからも、疲勞を感じるよりは、名状し難い感激に蘇へる心地であつた。その日の印象は今も牢記して忘れることが出来ぬ。當時此の演習に加はつた人々は語つてをる。

◇ 温情の人として

その年も亦秋になつたので、師團の機動演習は高知市の附近に於て舉行せられることになつたのであるが、勿論、師團長が之を統裁するので、乃木將軍は滞りなく用意を整へて出發した。演習中は地方の名ある人々の宅に將軍は宿る。「師團長、男爵、乃木中將」に云ふので、何れの地方に於ても厚遇せられたが、將軍は決して厚遇を受けなかつた。演習即ち戦時の心であつたので、唯だ或人の宅の一室を借りるのみで、食事の如きも質素を旨とし、

酒も携帯したもの、外はもちひなかつた。

演習が終つて宿舎に就く。將軍は其の携帯した酒——將軍はビール瓶に革紐を附けた特別のものに酒を適宜に入れて携帯してをつたので——を出してチビリ／＼手酌で味はひ、宿營した宅のものには一度も手をつけなかつた。その中に時刻が過ぎて就寢することになる。前から割當てられて「師團長の宿舎」になつてゐるので、蒲團その他の寢具が新しく用意せられてをる。それが運ばれて別室には、既に用意がせられてある。併し將軍は極めて手軽に食事した室に外套を被つて寢轉ぶ。勿論、何の敷物もない疊のまゝの場所に枕もなく假睡するのである。

それを副官は全く假睡を考へたのか。晝の疲勞もあるので、食後の一睡であらう宿のものに一枚の軽い蒲團と枕を持參せしめ、睡つたらしい將軍の上に氣付かれぬやうに掛ける。するに將軍が眼をあけて、

「外套のみで宜しい」

蒲團を斥ける。そして又睡るが、夜も次第に更けるので、蒲團を掛ける。するに將軍は目ざめてこれを制し、副官が「枕を……」とす、めても、依然として「これで結構ぢや」を受けぬ。併し副官には頻りに就寝をす、め、安眠を取らしめるにもか、はらず、將軍は斯くして一夜を過すのである。蓋し將軍は陣中に於ける生活を其のま、實行したものこそ考へられる。平生でも、決して將軍は就寝の時にシャツを脱がず、唯だ上衣を取るのみで寢床に入つてゐた。武人として萬一の時に準備するために、而して平素から此の習慣を養つてゐたのである。高知市の附近の演習に際しては、上衣をも取らず、疊に征衣のま、寢た。唯だ一枚の外套を被つて、晩秋の夜を平然として過した。

かう云ふやうに一枚の外套を被り、征衣の儘に就寝した乃木將軍が眞夜中に、附いてゐる副官にも知られぬやうに、窃かに外出し、宿營してゐる士卒の景況を見、四圍の狀を視察した云ふことも世間に傳へられてゐる。第十一師團長として赴任に臨み、將軍は特に夫人にも「儂は戦時の考へで赴任するから……」と語つたところが形式のみでなく、その生活に斯

く具象し、實現せられたのであらう。

演習は斯くして終了し、各部隊は吉野川の沿岸を再び通過して歸路に就いたが、何しろ多數の士卒が行軍するので、従來の渡船のみでは如何にもなし能はぬ。そこで往きにも左様であつたが、歸りにも亦三箇所に工兵隊が臨時に渡船場を準備するこゝになつた。處が洲津に於ては、水が非常に減じてをつたので、門橋——即ち二隻の鐵の舟を連結し、その上に床を張つたもの——が往行軍に使用した著船場につかぬ。そこで下士卒は秋冷を意こせず、風紀上には面白くないが、赤裸になつて河床を掘り、銳意して作業しつ、あつた。聽て人馬の音は次第に近づき、土地在來の渡船場から師團長は暮僚ミやつて來る。……その川上に當つて赤裸の工兵達が水中に作業してゐるのを争で看過しよう。出迎へて諸般の報告をした野瀬工兵少尉（秀彦、後の大佐）に、

「どうしたのか」

と問ふのであつた。そこで野瀬少尉は水涸れのために、下士卒が眞ッ裸になつて川床を掘

りさげてをるこゝを説明した。交代に篝火に温まりながら勇敢に作業してをる兵卒達に、將軍は心から感謝するもの、やうに、

「ウム、左様か、それは御苦勞ぢや。兵に風邪をひかさぬやうに氣をつけて、給與は十分に

にしてやつてくれヨ」
ミ朗かに言葉を残して前進したが、乃木將軍を見送る野瀬少尉の眼頭は熱くなり、赤裸になつて作業中の兵士も皆な亦涙せずにはゐられなかつた。この將軍の下ならば、一死をも辭せず感激を抑止し得なかつたのである。

善通寺時代の乃木將軍には思出が多く、虚實取りまぜて逸話、綺聞も無數に語られてをるが、當時に於ける將軍の生きて物云ふやうに感ぜられるのは、將軍自ら起草した「陸軍服制改正意見書」である。現に長府の乃木舊邸内の記念館に保存せられてをるが、紙質餘り上等でない半紙四枚に第十一師團司令部用罫紙一枚から成り、ボク／＼した字體で認め、

不手際な紙捻で綴られたもので、彷彿として之を起草しつゝ、ある將軍の姿を眼前に浮べるこゝの出来るものであるがゆゑに、今、こゝにも載せるこゝにする。

抑モ軍人即チ軍隊ノ服制ハ、第一、戦闘ヲナス爲メノ實益、便利ヲ目的トセザル可ラズ。第二、多數ノ軍隊ニ給與スル爲メ、之レガ經濟ヲ慮ラザル可ラズ。第三、儀容、品位ヲ保持スルノ必要、特ニ簡單、質素ノ中ニ勇壯ノ威儀ヲ備ヘザルベカラズ。第四、各官等、階級ヲ分別シ、兵科ノ識別ヲ簡易ニ判別セザル可ラズ。第五、平時裁縫製作ノ簡易ナルノミナラズ、充員ノ際、且ツハ戰役中彼是應用ノ便、平時ノ貯藏、保存、各隊、各兵ニ流用ノ便益ヲ得ルハ、軍服トシテ特ニ要求セザルヲ得ザルノ主眼ナリ。

現時制服ニ付キテ不便、不利ノ條件

- 第一 將校ト下士卒ニ於ケル服制隔絶異様ナルハ、所謂「ユニホルム」タル主旨ニ戾ル事。
- 第二 徒歩ノ士官ノ軍装ニ尤モ不適當ナル事。
- 第三 正服ト軍服ト其制式別種ナル爲メ禮装、通常禮装ヲナス場合不便多ク、爲メニ屢々禮儀ヲ亂

リ、軍紀ヲ破ルモノアルニ至ルハ、往々各人ノ已ニ知ル處ナリ。

第四 我國勢ノ如キ南臺灣ヨリ北北海道ニ至ル縦長ヲ以テシ、東京ノ如キト雖モ、一年ノ三分ノ一即チ四ヶ月ハ夏衣ヲ要シ、臺灣ノ如キハ、殆ンド一年六分ノ五、十ヶ月迄ハ夏衣ヲ要スルモ、現時ノ制ハ、兵種ノ別、官等ノ區分、隊號ノ標識ナク、將校ニ於テノミ僅カニ官等ヲ標識シ得ルト雖モ、其制作タル、俗ニ所謂背廣ト云フモノニシテ、現時緩急ノ惡弊、之レニ勳章デモ附著シ、通常禮裝ノ場合ニ着用ヲ許サル、如キハ、最モ威容ヲ失墜スルノ甚シキモノト云ハザルヲ得ズ、故ニ之レガ改正必要ナリ。

第五 縦合現時夏服ノ制ヲ改ムルモ、雨雪、若クハ寒冷ノ時ニ於テ外套ヲ用ユルニ際シテハ、兵科ト隊號ト共ニ識別スルヲ得ズ、二十七八年遼東戰役中ニ其不便ヲ感ゼシ者ハ、尙ホ記憶ニ存スルナラン。帽子ニ兵種、隊號ヲ標識スルノ必要アル所以ナリ。

第六 我軍ノ騎兵ハ其任務上、歐洲ノ驃騎、槍騎、胸甲騎ト異ナルハ辯ヲ待タザル所ナリ。然ルニ其服制ノ如キハ、一モ其實利益ヲ認ムルヲ得ズ。且ツ下士卒ノ服制ノ如キハ野卑モ亦甚シト云フベリ、偵察斥候トナリテハ、顯著ノ目標トナルノ害アリ、徒歩ノ戰ヲナスニ當リテハ、我ハ歩兵ニ非ズシテ騎兵ナリト揚言スルニ異ナラズ、其有害、不利、愚モ亦甚シカラズヤ。

第七 將校ニアリテ正服、軍服、夏服三種特別ノ樣式アリ。之レニ外套ヲ加フレバ四種ノ異ナル處ノ官等徽章アリ、帽ニ二種、二樣ノ徽章アリ。二十七八年戰役中ニハ夏服ト同式ノ絨衣ヲ用ユルニ至ルモノ、其不便、不利ヲ覺知シタルモノニシテ、平時ニ復スルニ至テハ、恬トシテ其實用ヲ忘却シテ願ミズ、無智ト云ハン哉、不義ト云ハン哉、我國民現時服制ヲ重ンゼザル懶惰ノ惡習ハ、陸軍軍人ノ上位ニ居ルモノハ、大イニ其罪責アルヲ免レザルモノナリ。

第八 下士以下ニアリテモ、第一種帽ノ如キハ無用ノ長物ニシテ、之ヲ廢スルニ若カズ。又一種服アリ、二種服アリ、夏服アリ、作業服アリ。絨衣ト夏衣ノ二種トシ、二種服ト作業服トヲ廢シ、夏衣ノ數ヲ増シテ古品ニ釦子ヲ角、或ハ木製ヲ用ヒテ、今ノ二種服、作業服ニ流用セバ、便利共ニ尠少ナカラズトセズ。

改正ヲ要スル服制ノ便益ノ件

第一 將校ノ制服、軍服ノ製式ヲ一様ニセバ、逐次新品ヲ制服ニ宛テ、式場、又ハ敬意ヲ表スル場合ニハ鮮潔ノ衣服ヲ用ユルコトヲ得。且ツハ前立、肩章、袖章、飾帶ノ用品ヲ携帯スレバ、旅行ニモ簡便ニシテ、旅行、出張等ヲ口實トシ、服裝ヲ麗略ニシ、禮儀ヲ亂ルノ惡習ヲ除却スルヲ得ベシ。

第二 各聯隊長以下、隊付將校ニ其隊ノ番號ヲ表識スルハ、彼是相互ノ便ノミナラズ、上官ノ指揮下命ニ便益多ク、將校園ノ團結ヲ重クシ、又戰地ニ於テ死傷者ノ取扱ニハ、最モ必要スル處ナリ。

第三 禮裝ハ廉アル時、上官ニ伺候、又宴席ニ列スル時等、特ニ外交上ニ於テハ、彼此ノ權衡ヲ保持セザルヲ得ズ。然ルニ夏季ニ在テハ、實際炎熱ノ苦痛ノ爲メ不快ヲ感スル爲メ爽快ヲ欲キ、或非禮ヲ侵ス如キハ、夏衣ノ制式宜キヲ得ザルニアリ、現ニ英國人ノ如キハ、宴席ニ列スルニ白麻布ノ上衣ヲ用ユルノ制アリ。熱帶領地ニ於ケル適當ノ法ト云フベシ。

第四 下士以下ノ衣袴ニ在テハ、平時保管、貯藏ノ便ハ素ヨリ、充員ニ際シテハ各隊ニ於テ平時貯藏スル帽章、襟章、肩章ヲ各人ニ配布スルニ於テハ、立口ニ其用ヲ完備シ、費額ト勞力ヲ省クノミナラズ、無益ノ時間ヲ消シ、色絨ノ原料ヲ費耗スルノ損失ヲ免レバ、其利益モ亦許大ナラズヤ。

第五 學校生徒、警察官、各鐵道吏員、郵便吏員等、凡テ官給被服ハ素ヨリ、諸會社ノ如キモ、被服ノ制ヲ定メ、原品ヲ給スル部類ハ、總テ製作ハ軍衣ト同式ナラシメ、然シテ襟、肩、袖ノ徽章ヲ嚴ニ禁制シ、釦子ノ如キモ類似ノ物ヲ嚴禁セバ、軍衣ノ古品ハ全國各部ニ應用サレ、萬一國民軍ヲ募リ、又輸卒ヲ多數ニ召集スルニ當リテモ、制式同様ノ衣袴ヲ利用スル道ヲ廣グスルニ於テ、非常莫大ノ辨益ナラズヤ。

第六 然ルニ論者或ハ云フ、實利ノミヲ以テ定ムベキモノニアラズ、美麗外觀ナカル可カラズ、且ツ二十七八年ノ名譽ノ軍裝ハ後世ニ傳ヘザル可ラズト。我等淺識ノ輩ハ甚ダ奇怪ノ妄言ナリト判ズルモ、所謂之レ普通ノ人情トモ云フ可ンバ、元帥、大將、都督、總督以上、或ハ陸軍省一般(二字不明)監督官、會計吏ノ如キハ、現制ノ制服ヲ用ユルモ可ナラン。師團以下ノ戰列員ニ於テハ、專ラ實益、實利、簡便ヲ主トスルノ軍服ヲ要スルナリ。

如何に深く將軍が考へて起草したものであるかは、三十年近い年月を隔てた今日に於ても、

猶ほ生命あるものであり、傾聴せねばならぬものであるここに依つても明了する。而して痛烈に我が國民の服制に就て神經の鈍さを指摘した處のみでも、こゝに此の一篇を掲げる價値があり、軍隊に無關係のものも、再誦せねばならぬものであるが、殊に牢記せねばならぬのは、かう云ふ下問が陸軍省からあつた場合には、先づ幕僚に命じて立案せしめ、それに師團長の意見を加へて淨書し、以て提出するものであるに拘はらず、乃木將軍は自ら起草し、多年の經驗に依つて微細の點にまで注意し、且つ利害、得失を徹底的に比較、詳論してをるこゝである。

◇灼熱せる責任感

流石に其の赴任に際して「戦時の考へで」あるこゝ夫人に告げたやうに、第十一師團長としての乃木將軍は、窃かに部下をして恐れしめたが、決して畏怖せしめたのみでなく、温情の人として印象を深くした。「この師團長の揮下に於てならば、死をも亦厭はじ」を傾倒せし

めた。さう云ふやうに將軍は新師團の士氣を大に鼓舞し、激勵した。と同時に、將校婦人會も、或は特志看護婦人會も云ふやうなもの、組織にも、夙に留意したが、靜子夫人を同伴してゐないので、他の將校の夫人達に勧告し、親しく相談にも應じた。さう云ふ場合に於ても將軍は、

「師團側の將校夫人のみでは左程多くないので寂しいぢやらう。縣廳側の夫人や地方有志達の夫人をも、出来るだけ多數に加へ、最も意義あり、且つ盛大なものにするこゝにし

たがい、だらう」

こゝに云ふ意見を述べ、且つ奔走せしめた。そして此の方針の下に、盛大に婦人會は組織せられ、その大會の如きも、地方に未だ前例のない賑かなものであり、意義あるものであつた。そして發會式に東京から靜子夫人を迎へるやうに懇切に關係者から希望したが、その運びにならなかつた。併し次回か、第三回かの大會には、靜子夫人も出席し、俱に記念の撮影をなし、將軍と共に斡旋したものである。

かう云ふ會合であるか、或は師團に依つて開催せられる會であるならば、將軍は必ず出席した。病氣を押ししても臨場し、俱に酒盃を傾け、快談し、師團長として特別の席に威儀を正してゐるやうなこころなく、興到れば、若い士官と共に相抱いて躍り、歌ふて「嚴格な師團長」は何人にも考へられなかつたが、又更にかう云ふこころもあつた。……或日、砲兵聯隊長の出石大佐(猷彦、後の少將)に乃木將軍から、

「今日見すば、悔しからまし花盛り、咲きものこらず、散りもはじめず。……御閑暇も有レ之候は、御光來待上げ候」

こ云ふ手紙が使で、いたので、往訪すれば、金倉寺の庭の絲櫻が満開であり、花見の招きであることがわかつた。その時には珍味の鳥の丸煮の料理を饗應せられたが、これは將軍の手料理しかつた。更に或日、出石氏を訪問した將軍は夜半の十二時近くまでも酒盃を傾け、副官の吉永大尉(狂義、後の少將)に、

「吉永君、御苦勞ぢやが、金倉寺まで一走りして謠曲の本を取寄せて下さらぬか。一曲う

たふのぢやから……」

こ命じたが、「今夜は晩御坐いますから……」こ止められて、「左様か、それぢや失禮しよう」こ快く同意し、玄關に於て主人と強く相抱き、西洋式の儀禮で辭したこころもあり、又更に何かの競技があれば、若い將校に交つて参加したこころもある。

明治三十二年は去り、明治三十三年になつた。その五月、清國山東に義和團てふ匪徒が起り、十二日には所在の教會堂を燒棄し、教徒六十餘人を殺害したこ云ふ報道は、著しく列國の視聽を聳てた。そして二十一日には北京に於て列國の公使會議が開かれ、清國政府に向つて義和團匪徒鎮撫のこころを強く要求したが、清國兵の實力を以てしては匪徒を能く鎮撫し得るであらうこも考へられなかつた。こに於て在留の各國民は自衛のために義勇兵となり、駐屯の軍隊と共に防禦に當り、各國の軍艦も太沽に向つて急航し、六月十七日、その砲臺を占領するこ云ふやうに、北京、天津を中心として妖雲は漂ひ、二十九日には陸軍少將福島安

正指揮の我が臨時派遣隊が北京に進入し、英米その他の増援軍も到着したが、形勢は日一日悪化するので、更に大兵を出さねばならぬであらうと國民も當局者も緊張した。

過日申遣ハシ候品々ハ、餘り遅ク相成候間、當地ニ而龜末ノ品買入候間、御送りニ及ビ不申候。水筒上ノ分一ツ、下ノ分一ツ、モシ買入出來候得バ被レ送度、其兩眼鏡大ノ分、前年持參候分被レ送度、尤も是非入用ト申ニハ無レ之、都合次第ニテヨロシク候マヅハ用事迄あらく。

七月二日

静子殿

まき典

新山死去ニ付悔ハ申遣ハシ、三圓位ノ供へ物可レ被レ成候。

この手紙は、恐らく清國に於ける形勢に察し、若し動員の令一下せば、直ちに出勤しようとする我が將軍の窃かに心構へせる跡を物語るものであらう。義和團の匪徒に依つて北京は圍まれてしまつたので、各國の聯合軍は北清の野に出征したが、第十一師團に對しても一部

隊臨時編成が令せられて歩兵一個大隊は參加した。而して皇軍は規律正しく、節制に於て卓越せるものなることを列國の間に認識せしめ、好評裡に凱旋したにか、はらず、戦後に於て不祥なる分捕品の問題が起り、世論は之を痛撃して剩す處無かつた。

乃木將軍の揮下は唯だ歩兵一個大隊の出征せるのみであつたが、分捕品の問題に關して潔白を表明し得なかつたので、師團長としての責任を免かれぬ——ミ將軍は進んで辭表を奉り、明治三十四年五月二十二日、終に休職を仰付けられた。勿論、當時の我が將軍はロイヤチスを病んでゐたので、病氣の爲に骸骨を乞ふたのであらうが、實は灼熱せる責任感に出發せる肩き辭職であつたのである。

旅順攻圍戰

◇御信任は無限に

明治三十四年五月二十二日、第十一師團長を免じ、休職仰付けられた後の乃木將軍は、東京ミ那須ミを往來してゐたが、未だ年齒も五十三であり、健康も害はれてゐなかつたので、窃かに脾肉の歎を抑制し得なかつたことであらう。「私の肖像を御描き下さらぬか」ミ友人の北海氏に懇囑した案山子の一幅は、四季を通じて別荘の居室に掛けたまゝであり、唯だ一人して何時迄も、化石したかのやうに之を凝視してゐたこともある云ふ。この頃の將軍には満されぬものがあつたのであらう。

乃木將軍が不満裡にあつたやうに、當時に於ける極東の風雲も晴やかなものでなかつた。

明治三十一年一月十一日、獨逸が膠州灣——青島——を租借してから云ふものは、三月三日には露西亞が旅順ミ大連ミを、四月三日には英吉利が威海衛を租借したのみでなく、その六日には佛蘭西も廣州灣を掌裡に收めたので、我國も福建省の非割讓を清國に約せしめねばならぬやうなこゝになつたのである。

英吉利にも野心があつた。獨逸も然り、佛蘭西も左様であつたが、殊に貪婪なりしものは露西亞であつた。浦鹽を得ても満足せず、青泥窪——大連——に築港し、旅順の要塞を修築して爪牙を磨ぎ、朝鮮を其の掌裡に收めようとする形勢も漸く觀取せられるに至り、明治三十二年十一月に蜂起した義和團を好機に、大兵を滿洲に出し、事變終つても撤兵せず、平和を念とする我國の提議に耳をかたむけぬので、風雲は漸く急轉しようとする。閑居中の乃木將軍は、明治三十六年九月十二日、兒玉(源太郎)將軍に、

意氣震天地
精誠感鬼神
報國盡忠人
名利如糞土

ミ云ふ詩を送つたが、この大才に深く期待する處あつたがためであらう。ミ同時に、將軍自らも悶々せざるを得なかつた。案山子の弓矢のやうに張りつめた精神ミ衰へぬ肉體ミを捧げて君國のために盡さうとの赤誠に燃えつゝあつたからである。

果然、翌年二月五日、我が政府はセント・ピーターズブルグに駐劄中の栗野公使（後の子爵、慎一郎）に「協商中止ミ共に保護、防禦のため獨立行動を取る」旨を露國に告げしむべく打電するミ共に、近衛、第二、第十二の三個師團に動員が令せられ、滿洲の野で日本ミ露西亞は干戈を以て相見えるミになり、この日に悶々、焦慮中の乃木將軍も亦召されて留守近衛師團長に補せられたが、第一線に進出し得るものでなかつたので、

埋木の花さく身にはあらねども

高麗もろこしの春ぞまたる、

小生事は未だに武運拙く、日々留守役に營々罷在候。近衛の留守には神佛取交武運長久杯の守札等澤山持越候故、

爲レ何武運禱ニ長久一

武運於レ吾宜ニ短急一

短急本來適ニ武人一

奉レ禱八百萬軍神

ミ云ふやうな感懷を某知人にも亦洩らすミになつた。乃木將軍ミしては留守役でなく、戰場に於て「死處」を求めようミこそ焦慮したのであらう。併し悶々、焦慮中の乃木將軍にも、陛下——明治大帝——は、夙に無限の御信任をたまはつてゐたのである。

明治三十五年十一月、肥筑の野に恒例の大演習があり、御統裁のために、陛下行幸あらせられたが、その途に長府は二日の御駐輦の光榮を忝ふした。當時鳳輦に扈從中であつた藤波子爵（言忠、主馬頭）が桂彌一氏ミ會談し、偶々話が乃木將軍に及び、

「乃木中將は此の長府の出ちやが、承知か」

ミ藤波子が桂氏に問ふのであつた。こゝに改めて説明する迄もなく、桂氏ミ乃木將軍ミは幼沖の頃から昵近である、ミ云ふよりも、相許す親友中の親友である。併し桂氏は、決して

左様な素振りを示さず、

「ハイ。併し只今は休職中ではありませぬか」

「ご反問し、且つ「乃木さんは既に休職であり、御用に立つ機会も無いませぬでせう？」との意味を含めて返答した。然るに意外にも藤波子の態度は改まり、輝かしい表情で凝り柱氏を見てゐるが、力強い聲で、

「成程、乃木君は休職になつてゐるが、陛下の御信任が異常ぢやで、國に萬一のことがあれば、必ず御召しになること、信ずる。曾て陛下が御酒を食召され、天機殊の外御うるはしく拜した折柄、私に乃木は他のものご心掛けが違つてゐる。多くのものは休職になるか、豫後備に編入され、ば、遠くで舉行する演習地には出掛けぬ。出掛けても、唯だ後方に在るのみであるが、乃木のみは決して左様でなく、如何なる遠い場所にも、必ず來てをる。來てをるのみでなく、士卒ご俱に勞苦を共にし、何時でも第一線にあつて視察してをるご仰せられたごことがある。並々の御信任でないので、必ず萬一の時に乃木さんは召

されること、確信する」

「ご云ふ意味の話があつた。そして間もなく鳳輦の田原坂を通御あらせられたる際、畏くも陛下が藤波子に執筆せしめられた「もの、ふの攻めた、かひし田原坂松も老木になりけるかな」の御製を「乃木に與へよ」ご御召列車に陪乗中の乃木將軍に御下賜になつたごことも、既に「歩兵第十四聯隊長」の末尾に記したが、この事あつて二年を過ぎ、明治三十七年二月、我が帝國の終に露國に對して宣戦し、動員の令せられるご同時に、藤波子の言葉のやうに、休職中であつた乃木將軍は、留守近衛師團長に補せられたのみでなく、大本營に旅順攻圍の策決定するや、その司令官に簡拔せられた。明治天皇の御信任の如何に此の將軍に深厚であつたかを思ふべきであらう。……かう云ふやうに記述しつゝ、も、私は感激を禁ずることごが出来ぬのである。

又更に露西亞ご戰端の開かる、ご同時に、樞密顧問官の金子男爵（堅太郎、後の子爵）が山縣元帥に「乃木氏を戦線に出されたら如何です？」ご眞率に質問した時、元帥は「ウム、

併し乃木には其の特長を用ひしむる場所があるのちや」に極めて力強く答へた云ふ。陛下の御信任、そして軍部の最高官の期待、乃木將軍は悶々裡にあつても、この人の存在を忘れるものはなかつたのである。

◇ 勝典先づ戦死す

旅順要塞は東洋一の雄鎮とせられる處であつたが、天險に加ふるに鉅資を投じ、近代の科學力を傾盡して露西亞が築城してからは、クロバトキン將軍も「如何なる敵を引受けても、斷じて三年は支へる」ことが出来るであらう」に豪語したが、文字通り「難攻不落」に折紙を附けられた旅順を攻略するために、明治三十七年五月一日、乃木將軍は第三軍司令官の重任を拜したが、司令部の編成も滞りなく完結したので、胸に秘策を按じ、その二十七日を以て東京を發した。

乃木將軍を乗せた汽車が靜岡驛に到着した時、皇軍は攻めて金州を陥れ、南山の險をも

亦取つた云ふ快報を齎したので「萬歳」を唱へ、幸先き好し勇躍したが、廣島に入つてから凶報が傳へられた。乃木將軍は五月三十日の日記に「……毛利公一行ヲ訪ヒ、午前一時三十分分手歸宿。本日湯地、勝典ノ事電報アリ、他言セズ」に記し、翌三十一日には「……室ヨリ勝典中尉功五級ノ報アリ。寺内大臣ヨリ公報アリ。朝書ヲ室ニ送り豫戒ス。午後返電大満足ノ意ヲ報ズ」云々認めてをる。

勝典は戦死した。勝典が歩兵第一聯隊第九中隊の小隊長として出征したのは、明治三十七年三月十九日のことであるが、征途に上る前夜には、將軍並に夫人と睦じく三人して會食し、出征の日にも、恩賜の葡萄酒を將軍自ら新橋驛に携帯し、これを汲交して告別した。然るに勝典は今や戰場に於て勇敢に仆れ、父子は幽明の境を永劫に異にしてしまった。併し將軍は武人の嗣として教育した第一子が戰場に仆れたのを「満足」し、悲しみを何人にも示さなかつたが、六月一日を以て宇品から御用船——第一八幡丸——に搭乘する前、勝典を保護の共に撮影した種板を携へ、將軍が特に寫眞を取つたことは、その心事を推すに好個の

ピソードをなすべきであらう。

勝典の軍旅に於て使用してゐた鞆が東京の留守邸に送いたのは、七月の半であつたが、思出での鞆を書生が静子夫人の部屋に運び、それを夫人が開けば、戦場に仆れた當時に著てゐた軍服が泥に目立つて汚れたまゝに詰込まれてあつた。五月二十六日未明、金州の北門に向つた勝典は、午前三時に金州城の東門の上から射撃する露軍の機關銃のために、左下腹部に盲貫銃創を受けたのであるが、刀帯の尾錠を下腹部に打込み、大腸を切つたので、出血が烈しく、第二野戦病院に收容されて手当を受けたにもかゝらず、翌二十七日を以て陣没してしまつた。その時の光景をまざまざと偲はしめるやうに、白い夏服に黒い血潮が染まつてゐた。肌衣にも、衣袴下にも左様であつたが、それを凝視してゐた母なる静子夫人の眼からは、自然に涙が止度もなく湧いた。そして側に人々のゐるこゝをも忘れてしまつたやうに、

「勝典！ 好く戦死して下さいました。好く御役にたちました。之でこそ家門の面目で御坐います。」

「生ける我子に對するやうに沁々語り、聲をも亦惜まず泣いた。勝典が戦死した前夜に其の戦死を夢によつて豫感してゐた處の夫人は、戦死した云ふ報知に接して以來、自分の室に引籠つて泣き、物狂しきまでに悲しみ、弔問のために見えた人々にも接しなかつた。そして数日の後に平靜に復してからも、猶ほ訪客を避けてゐたが、會はねばならぬ特別の來訪者に應接する時には、その悲しみに憔悴した面を化粧し、女丈夫らしく健氣に振舞つたがために、世間には此の悲歎の裡にあつた夫人を傳ふるものなく、二人の子が戦死しても、猶ほ涙一つ見せなかつた。記述してをる。併し事實は、斯く勝典の死を夫人は痛み、又泣いて涙も亦涸れてしまつたであらう。(拙著乃木静子參照)

次の手紙を何ミ私共は解すべきであらう。蓋し慈母の心を端的に知るものでなければ出来ぬこゝである。

前文御免被下度候。

先日展盤溝ニテ御預り致セシ金子、不要ニ屬シ候間御返シ申上候。

又此度兄上様御戦死ノ時及御葬式ノ際、棺ノ寫眞出來致候間進呈仕候。此物

ハ東京宅へ私ヨリ御送り申上ゲズ候。

私ガ頂戴致スモノ有レ之候へば、此者へ被下度、御願ひ申上候。

二十五日

保典拜

父 上 様座下

二仲 寫眞中ノ兵卒ハ兄上様ノ從卒佐々木傳太郎、去月ナマコ山占領ノ折負傷、内地還送致サレ

候。

日附が「二十五日」にあるのみで、何月の二十五日であるか明かでないが、海鼠山の占領

が九月二十日であり、この手紙は其の以後のこころであるので、十月二十五日であらう。書

中の「……兄上様御戦死ノ時及御葬式ノ際、棺ノ寫眞出來致候間進呈仕候。此物ハ

東京宅へ私ヨリ御送り申上ゲズ候」云云文字は、終に涙無くして讀むこころが出來な
い。母夫人の氣持を能く諒會してをる保典は、兄の戦死に伴ふ思出での寫眞を母夫人に送
呈するこころが更に如何に其の悲歎を加へしむるものであるかを了知してゐたがために「……
東京宅へ私ヨリ御送り申上ゲズ候」ミ力強く記したものでなければならぬ。明治三十七
年六月の乃木將軍の日記中には、

同七日 晴

金州ニ到ル。途中負傷者二百九十名、不明兵四名ニ柳家屯ニ逢フ。三里庄ニ兵站司令官出迎工來ル。
柳家屯ノ糾家ニ泊ス。齋藤季二郎少佐軍政委員ナリ、來訪、同氏ノ案内、南山ノ戰場巡視、山上戰
死者墓標ニ麥酒ヲ献ジテ飲ム。幕僚隨行ス。

山河草木轉荒涼

十里風腥新戰場

征馬不前人不語

金州城外立夕陽

同八日 晴

朝七時金州發、北泡子崖ニ著ス。兩師團長ヲ召集シテ訓令ヲ與ヘタリ。

野に山に討死なせし益荒雄の

あとなつかしき撫志子の花

ごあるが、南山に立つて俯瞰し得る八里庄には「乃木少尉戦死の所」てふ石柱が建てられてをる。そこは金州の北門外で勇敢に戦ひ、重傷を負ふた勝典の瞑目した處である。

◇ 赤痢と軍司令官

思出での多い金州を去り、汽車に投じて大連に向ふならば、順次に大房身、南關嶺、周水子……の各驛を過ぎるが、周水子ステーションに到着する何丁か前に、右方の線路近く頑丈な赤煉瓦の建物を見るであらう。そこにはボブラが茂り、林檎の木も生立つてをる。赤煉瓦の建物のみでなく、支那式の陋屋もあるが、人の住居してゐるらしくもない。この建物は露西亞の滿洲に蔓つてゐた時代に設けられた保線丁場であり、北泡子崖ミ唱へる土地にある

が、六月六日、乃木將軍が鹽大澳に上陸し、翌々日に南山の新戦場を弔訪して後は、この不潔、不自由な建物の二階に起臥し、何日間か旅順攻圍を策した場所である。

こゝに第三軍の司令部が駐屯し、乃木將軍は第一並に第十一の兩師團を揮下に收め、銳意して旅順の攻圍に就いたが、月の下旬に劍山を抜き、又更に大連灣の掃海をも了した。船に黃海を過ぎり、當年の青泥窪——現在の大连港——の埠頭に靜かに一步を移した刹那、誰もが名狀し難い感慨に襲はれるであらう。云ふのは、唯だ埠頭が東洋一を矜持するものであるがためのみでなく、若し萬一にも露西亞が南山に破れ、青泥窪を放棄して旅順に退いた當時、この埠頭を完全に爆破して置いたならば、旅順の攻圍更に半年の遅延を免かれなかつたかも亦測り難しとせられるからである。不完全な埠頭から攻城用の重砲、その他の兵器を滞りなく、陸揚げするここは、決して容易でなく、元のやうに埠頭を築くには半歳、或はより以上のタイムを必要としたに違ひない。大连港の埠頭にたてば、今日も猶ほ感慨なきを得ないのである。

勿論、この埠頭に露西亞も關心しなかつたのではない。退却に際して強烈な水雷罐を岸壁の直後に仕掛け、以て爆破に努めたにか、はらず、その目的を達するこゝが出来なかつた。皇軍攻めて南山を陥れ、露軍が青泥窪の市街を焼いて退却した時、上陸して鹽大澳から二日の強行軍で、猛火の青泥窪に到着した工兵第十一大隊第一中隊の高田中尉（精一、後の大佐）は、青泥窪の火災防止に市街整理に従ひ、直ちに埠頭に到つて仔細に檢したが、多數の水雷罐の仕掛けてあるこゝも、その中の二個を除いて不發であるこゝも明かになつたので、敏速に之を處理したが、又更に海軍側では港内に於ける障礙を除き、掃海して滞りなく航路は開け、兵團の増加、攻城用に必要の夥しい材料は運ばれるこゝになつた。

「一舉直ちに屠るべし」を勇躍した第三軍は、六月二十六日、劍山を抜き、又更に敵の逆襲を撃退したのみでなく、歩一步前進陣地をも亦攻略したので、七月下旬に司令部は双臺溝に進出し、軍の目的を速かに達成すべく努めたのである。

双臺溝に軍司令部を移した當時の乃木軍の兵力は、第一、第九、第十一の三個師團と後備

歩兵第一、第四、野戰砲兵第二の三個旅團、攻城特殊部隊、後備工兵三三中隊並に兵站部即ち歩兵四十大隊、騎兵七中隊、工兵十二中隊、野砲百〇八門、山砲七十二門、攻城砲百八十六門から成つてゐるが、攻略した所も、前記の双臺溝、凹字形山、案子嶺、大白山等の露軍側の前進陣地から鳳凰山一帶の狼山々脈に及び、双島灣の北岸より火石嶺子、王家甸の南方高地を経て郭家溝に至る地域を以て旅順の第一攻圍陣地を設定したのである。

旅順要塞が東洋一の雄鎮であり、明治三十一年以來、露西亞の占有する處になつてからは、天險を巧みに利用し、科學力を十分に傾け、且つ鉅費を投じて築城したものであるこゝは、既に記述したが、東郷提督（平八郎、後の元帥）の攻撃しつゝ、ある海の方面は措き、陸の方面を窺へば、正面の延長實に四里半、十二個の永久堡壘と之に附隨する臨時堡壘並に砲臺約五十があり、更に市街に接して六個の半永久支點堡壘ある核堡が構築してあるのみでなく、前面の大孤山、小孤山、水師營、二〇三高地に互つても、前進堡壘が設けられてゐる。而して守將ステツセルの配下には、歩兵三十六大隊と三中隊、騎兵一中隊、野砲七中隊、要

塞砲兵三大隊、工兵一中隊、地雷中隊等があり、備砲は陸正面に使用するもの三百八十門、その他百二十三門の合計五百三門があつた。

この強敵に對し、當時の乃木軍の意氣は頗る壯烈なるものであつたので、旅順を陥れるこゝが翌年に及ぶであらうとは、我が國民も考へず、攻圍軍の人々も思はなかつた。第三軍の司令部が廣島に入つた當日、市内各所に南山に於ける戦況の新聞號外が貼られてあつたが、その中に死傷二千餘人あるを一瞥した乃木軍の參謀の一人は「フム、三千近い肉彈を費したか。南山にして然りすれば、旅順を取るためには十倍の肉彈は投ぜねばならぬであらう」と直感したと云ふが、攻圍の時が明治三十七年六月から翌年一月に及ぶべしは豫想だもなし得なかつたこのこゝである。

東洋一の雄鎮たる旅順を唯だ一舉に屠る決意の下に、勇躍して乃木軍は双臺溝に司令部を進出した。時は七月も既に下旬であり、八月に入つてからは、炎暑焼くがやうに、疫痢に悩まされるものが簇出した。戰場に於ては、彈丸のために仆れるものよりも、病のために落

命するものが多いとせられるが、殊に盛夏には此の傾向も著しい。双臺溝が露軍の病院跡であり、下痢患者のゐた場所であつたがために、軍司令部にも亦下痢にかゝるものが少なくなかつた。

八月上旬——三日か、四日頃——のこゝであつたが、乃木將軍は第一師團の攻撃部署を視察するために、副官の河西大尉（惟一、後の中將）を随へて出發し、途中に火石嶺の海軍陸戰重砲隊を訪問した。こゝには黒井海軍中佐（梯次郎、後の大將）の指揮する海軍の重砲隊が陸軍と協力し、旅順の攻略を速かならしむべく、銳意して十二珊砲の据付に従つてゐた。最初旅順攻略のこゝが大本營で決定する際にも、海軍の重砲隊を協力せしめようか海軍側から提議したにか、はらず、陸軍側では、

「その必要もなからう。勿論、清國と戦つた當時は違ふにしても、陸軍の手のみで十分に攻略し得る見込みぢやから……」

と拒絶してしまつた。併し海面から封鎖中の東郷大將は、乃木將軍と親善な間でもあり、

乃木將軍としては、海軍側の援助を快く受容れたので、兩將の間に懇談が重ねられて、海軍の重砲隊は火石嶺を根拠とし、乃木軍に協力することになった。その實力は通算して十二斤砲、十二珊砲、十五珊砲の合計四十三門、兵員一千三百餘であり、旅順の攻略に大なる貢獻をなしたのである。

炎熱の下に作業しつゝ、ある重砲隊を訪問し、午餐の饗應を受けて後に便所に入った將軍は、出てから副官に、

「……血が出たヨ」

「何氣なく告げるのであつた。聞いた副官の河西氏は、無言のまゝで凝り將軍を見た。將軍の語る表情からのみでも「倍では……？」と察せられたので、思はずぐくりこした。そこで、

「歸還致しませうか」

「注意せざるを得なかつた。そして司令部の駐屯してをる双臺溝の不快なる印象をまざま

ざご回想するのであつたが、將軍は些の介意する處もないもの、やうに、心配相にしてゐる河西大尉に、

「……何でもない、出掛けることにしよう」

「微笑み掛け、聽て馬上の人になつて出發し、豫定のやうに第一師團の攻撃部署を視察し、約三里を馬上で往復したが、歸つてから軍醫をして診断せしめれば、確かに赤痢である。云ふ。流石に幕僚連も愕然たらざるを得なかつた。併し静養すること未だ旬日ならずして快癒したことは、攻圍軍のためにも欣幸であつたが、司令官が病褥の人になつて幾日ならず、高級副官の吉岡少佐（友愛、後の大佐）も赤痢に罹つた。吉岡少佐は奉天戦に参加して李官堡に戦死し、武名を輝かした剛勇の人であるが、司令部から三百メートルもある川原にハンモックを吊し、

「快くなるまで歸らぬ、用があつたら知らせろ」

「自ら隔離して療養に努めたが、これも快癒した。第三軍の幕僚は、何れも當時を回想し

て「双臺溝は不快な所であつた、下痢に罹るものも簇出したが、又更に蝸が非常に多く、一枚の石をおこせば、その下に三四もゐる。夜靴を脱ぎ、朝之を履く場合にも、蝸が何時か入つてゐて不意に咬まれ、大騒ぎをやつたこゝもある。北泡子崖では寢臺蟲——南京蟲——の襲來に閉口し、双臺溝では下痢ミ蝸に困却した」ミ語つてをるが、實に陣中の勞苦や想ふべしである。

◇悪戦し苦闘して

かう云ふやうに銳意して第三軍の將卒は目的の達成に努めたが、六月十五日、常陸丸、佐渡丸が浦鹽艦隊の襲撃を受け、航路不安になり、諸材料の輸送に一時遅延を招き、攻城の爲め打撃であつたが、豫定の行動は著々進められ、八月七日から海軍の重砲隊は、後夾子——火石嶺の後方九百メートル——に十二珊砲二門を以て旅順港内の敵艦並に市街に威嚇砲撃を加へ、九日には第十一師團の神尾少將（光臣、後の大將）の猛撃に依り、堅壘を以て矜持し

つ、あつた大孤山、小孤山を奪取し、十三日には第一師團の高嶋山、北大王山占領となり、こゝに攻城の準備が成つたので、十六日、乃木將軍は東郷大將と共に、聖旨を奉じ、敵の守將ステツセルに要塞内の非戦闘員に退去せしめ、且つ人道のために悲惨なる戦闘を避けて開城するように特に軍使——陸軍砲兵少佐山岡熊治——を以て勧告したが、翌日、ステツセルは之を峻拒した。

こゝに於て——明治三十七年八月十九日、劃期的の旅順要塞の攻撃戦は開始せられた。二龍山堡壘と東鶏冠山砲臺の間を攻撃正面とし、第一師團並に後備歩兵第一旅團を右に、第九師團を中央に、第十一師團を左に、後備歩兵第四旅團を豫備として猛撃を加へ、第一師團は、二十日に大頂子山、徐家屯西方堡壘並に水師營部落を占領し、第九師團は龍眼北方堡壘を攻撃したが、抜くこゝが出来なかつた。併し二日に渉る猛烈な我が砲撃のために、砲臺、堡壘の各所著しく崩壊し、守兵は少からず萎縮したらしいので、二十一日の未明を以て強襲した。敵も頑強に抵抗したにか、はらず、更に我軍の數次の突撃に依つて目的を達し

うになつたが、この日は成功するに至らなかつた。

二十二日も亦強襲はつゞけられた。そして偶然の奇效に依つて盤龍山東堡壘を占領したので、更に望臺を奪取しよう企圖し、二十三日の夜各隊は突撃、肉薄したが、遺憾ながら其の目的を達するこゝが出来なかつた。四晝夜の力攻、強襲のために我が精銳も盡き、軍司令官の擁する豫備隊は、歩兵三大隊に足らぬ状況となり、その三大隊足らずの豫備隊さへも、猶ほ奮戦して勞れた残兵に過ぎなかつた。こゝに於て一次の總攻撃は中止せねばならぬこゝになつた。明治二十七年八年の戦役に於けるやうに「ワーツ」に喊聲を擧げて占領し得るものではなかつたのである。

「旅順落つ」の快報を待つてゐた國民は、第一回の攻撃——四晝夜の強襲——が不成功に知つて失望した。併し敵手は露西亞であり、清國の比でない。當時の露西亞は獨逸に並び、世界に於ける一位を争ふ陸軍を擁してゐたので、我が帝國が露西亞に宣戦するに共に、何れが最後の勝利者たるべきか——各國の好事者は隨處に賭をしたが、その比率も日本勝つべ

しとするもの二半乃至三であつたにか、はらず、露西亞の優勝するであらうとするものは七半乃至七であつた。即ち勝利は戦はずして明白であり、露西亞に榮冠の與へらるべきことを十中の七、八迄疑ふものがなかつたのである。

然るに意外——日本人には當然——にも、「海の東郷」は隼のやうに敵艦を或は撃沈し、又は旅順の港内深く封鎖してしまつた。海上權は快速に我が掌裡に收められたが、旅順の堅壘唯だ一舉にして抜くこゝが出来なかつたので、大本營の作戦に少からぬ錯誤を來した。云ふのは、問題の露西亞のバルチック艦隊——第二太平洋艦隊——が東航するに云ふ風説も傳へられたからである。

若しバルチック艦隊が其の目的を達して東航し、旅順の敵艦隊と合同するか、或は浦鹽に入つたならば、少からぬ打撃であり、滿洲の野に轉戦する我軍に不安を與へるこゝになる。それ故に一日も速かに旅順を屠り、東航するであらうバルチック艦隊に備へる用意を海軍に完全になさしむるに共に、連戦して常に連勝しつゝ、ある北進中の陸軍に第三軍の偉力を加へ

ることは、當時に於ける緊密の作戦上の條件であり、必要であつたのである。

……記せば、如何にも攻圍軍が失敗してしまつたかのやうに聞えるが、「強襲を以て旅順を取る」ことは當初の大本營の方略であつた。併し天險に加ふるに新鋭の火器を備ふる要塞に對し、肉弾を以て奪取しよう云ふのは、決して成功に導く所以でない。第一回の攻撃に依つて作戦を變へねばならぬことも明了になつた。こゝに於て九月に入つてからは、火砲、彈藥を充實し、兵力の補充を行ふと同時に、各方面から敵壘に近づくべく塹壕を築き、坑道を穿ち、銳意して正攻法に著手した。然るに敵軍は我が作業を巧みに妨害するので、九月十九日を以て乃木將軍は「十九日、第一師團ハ二〇三高地及ビ水師營南方高地ノ敵壘ヲ、第九師團ハ龍眼北方高地ノ敵壘ヲ攻撃ス、第十一師團ハ同時前面ノ諸壘ニ對シ、銃砲火ヲ以テ敵ヲ牽制ス」てふ命令を下した。

この攻撃も四日間に涉つたにか、はらず、龍眼北方壘、水師營南方壘即ちクロバトキン砲臺を占領したのみで、二〇三高地を抜くこゝが出来なかつた。併しクロバトキン砲臺は

敵に必須の水源地の保護堡壘であり、水源地の喪失は彼に不利を與へるこゝ少でなかつた。而して要塞の砲火下に我が攻撃作業は、日に百名を越える死傷を出すも、斷乎屈するな

く繼續し、十月下旬には松樹山堡壘外壕前二百メートル、二龍山堡壘斜堤を去る百メートル、東鷄冠山砲臺中腹散兵壕を距る九十メートル、東鷄冠山北堡壘斜堤脚に、その他中間の堡壘は各百メートルの距離に迫つた。同時に問題のバルチック艦隊は、十月十五日、リバウを出港した云ふ確報があり、大本營も、滿洲軍からも、海軍側も「一日も速かに旅順を屠るべし」を要望するこゝが切であつた。

準備は成つた。二十八日榴彈砲も到來し、砲床の構築を了した。十月二十五日、乃木將軍は、次の命令を下したのである。

第一師團ハ二十六日午後五時ヲ期シ、先ヅ松樹山前面ノ散兵壕ヲ占領シ、次テ砲擊ノ奏功ヲ待テ松樹山ヲ占領スルコト。第九師團ハ二十六日午後五時ヲ期シ、二龍山前面ノ散兵壕ヲ占領シ、次テ砲擊ノ奏功ヲ待テ直チニ二龍山ヲ占領スルコト。第十一師團ハ砲擊ノ奏功ヲ待テ直チニ東鷄冠山北

東ノ砲臺ヲ占領スルコト。三縦隊ノ各目標地點ニ對スル歩兵突撃ノ時期ハ、更ニ命令スベシ。
東鷄冠山、松樹山、二龍山、二〇三高地ニ對スル我が攻路ハ、慘憺タル苦心ノ後、已ニ何レモ敵
前數十米突ニ迫リツ、アルナリ。

二十六日から二十九日に渉る猛烈なる砲兵戰に優勝し、三十日には歩兵の鋭い突撃となり、十一月三日の天長節は、旅順の町で奉祝しよう云ふにあつたので、我が將卒の意氣は眞に冲天の概があつた。併し砲火は十分に敵を壓倒し、堡壘の破壊も效果著しきものあつたにか、はらず、松樹山、二龍山に肉薄した突撃隊は、堡壘の外壕に於て阻止せられ、東鷄冠山に突撃したものは、中腹の散兵壕を奪取し、砲臺内に突入して砲身に攀ち、萬歳を唱へるものもあり、東鷄冠山北堡壘に向つたものは、外岸穹窖の大半を占領し、更に突進したが、或は逆襲を受け、又は後援が續かず、惜哉、成功するに至らなかつた。

見よ、十月の末——明治三十七年十月三十日——までに我が二十八冊砲彈の發射せられたもの、みでも、二龍山堡壘に一千三十發、松樹山堡壘に七百發、東鷄冠山砲臺に六百五十

發、東鷄冠山北堡壘に五百發であり、二龍山を完全に占領するまでには二千餘發を費してをる。如何に多くの砲火が費されたか。この事實に就て考慮しても、攻圍軍の努力には此の遺憾だになく、文字通り最善を盡した。かう云ふやうに攻撃のために夥しい費用が日毎に計上せらるゝ共に、肉弾も之に比例して投ぜられた。否な、戰場に仆れ、又傷つくのみでなく、悪疫のために仆れるものが少くなかつた。そして旅順を易く攻陥し能はぬので、當時の攻圍軍の首腦の苦衷は察すべきものがあつたのである。

巨砲を用ひ、肉弾を投じて、堅岩ミベトンで以て構築した各堡壘は、依然として舊態を改めない。如何に此の旅順の要塞戰が容易なるものでなかつたかは、第七師團が駐營地を出發し、將に乗船しようとする際、旅順の攻圍戰に参加するものであることを知つた刹那、將卒共に愕然として一語を發するものがなかつた事實に徴すべきであらう。勿論、これは決して戰爭を恐れ、戰場に到るを嫌忌したのでなく、旅順の要塞戰の容易なものでなかつたこ

こを象徴化する挿話になすべきものであらう。

◇「一舉終屠旅順城」

惡戦し、苦闘して明治三十七年十月は過ぎ、寒風荒む十一月になつたが、孜孜して攻圍軍の將卒は其の目的の達成に全精力を傾注し、著々として成果をも收めた。十七日には松樹山堡壘、二十日に二龍山堡壘の何れも外岸を爆破、占領し、進んで胸牆の登攀を敢行するために、その作業を開始したのである。

銳意して作業に努め、倦怠せぬが、岩石を穿つての作業は甚だ困難であり、進捗しなかつた。併し攻撃を緩ふするこゝなく、目的の貫徹に向つて奔馳し、乃木將軍は、十一月二十六日、第三回の攻撃を行ひ、敵を撃滅すべく決意したが、その四日前の二十三日——乃木將軍の日記に依れば二十二日夜——次の勅語を賜はつた。

旅順ノ要塞ハ、敵ガ天險ニ加工シテ金トナシタル所ナリ。其攻略ノ容易ナラザル、固ヨ

リ怪シムニ足ラズ。

朕深ク汝等ノ勞苦ヲ察シ、日夜軫念ニ堪ヘズ。然レドモ、陸海軍ノ狀況ハ旅順攻略ノ機ヲ緩フスルヲ得ザルモノアリ。斯ノ時ニ當リ第三回總攻撃ノ舉アルヲ聞キ、其時機ヲ得タルヲ喜ビ、成功ヲ望ムノ情甚ダ切ナリ。爾等將卒夫レ自愛、努力セヨ。

何たる優渥なる 勅旨であらう。六月以來、旅順の攻圍に従ひつゝ、ある將卒の勞苦を嘉せられて「其攻略ノ容易ナラザル、固ヨリ怪シムニ足ラズ、朕深ク汝等ノ勞苦ヲ察シ」を仰せられてをるが、「然レドモ、陸海軍ノ狀況ハ旅順攻略ノ機ヲ緩フスルヲ得ザルモノアリ」を宣はせられた。即ち十月に入つて皇軍は沙河附近の會戰に於て優勝し、更に北進の好き機會を捕へたが、戦線の著しく擴大するに共に、兵力の不足を感じた。殊に奉天に於ける敵軍は其の兵力を日一日に増加し、今までは「豫定の退却」に次ぐに退却を以てしてゐた敵將クロバトキンも、轉じて攻勢を取り、決戦しようとする形勢が見えるに同時に、バルチック艦隊も既にリバウを出港してをるので、速かに旅順を陥れるこゝは戦局の何れからも緊要

であつたのである。

然るに容易に旅順は陥らぬ。此の愛惜する處なく犠牲を拂ひ、一切を盡しつゝ、あるが、その目的を未だ達成するに至らず、更に一段の奮闘、努力を續けなければならなかつた。こゝに於て乃木將軍は、勅語を直ちに全軍に傳ふるに同時に、次のやうに閣下に參謀總長を経て奉答した。

旅順要塞攻撃ニ對シ 勅語ヲ忝フス、臣希典等感激、恐懼ニ堪ヘズ。將卒一般 聖旨ヲ奉體シ、誓ツテ速カニ軍ノ任務ヲ遂行センコトヲ期ス。

この奉答文で乃木將軍の決意も明かにせられるが、同時に少からず將軍に衝動を與へたのは、勅語を忝ふした十一月二十三日の翌日を以て打電せられた山縣侯——當時の參謀總長、後の公爵——の意味深き一絶であつた。曰く、

百彈激雷天亦驚 合圍半歲萬屍橫
精神到處固於鐵 一舉終屠旅順城

夢陷旅順一有作供二乃木將軍一榮一

含雪

山縣侯は乃木將軍の大先輩であり、青年の頃から夤緣が浅くない。そして侯は軍國の參謀總長であり、日夜旅順の陥落を待つてをる。皇軍更に北進して露軍未だ攻勢に轉ぜざるに先立ち、大決戦を敢行しようとするには、乃木軍の北上に待たねばならぬ。旅順の陥落は全く夢寐の裡にも念頭を去らなかつたであらう。この詩が電報で第三軍の司令部に到着した時、「暗號であらう」と云ふので、いろ／＼に翻譯に努めたにか、はらず、如何にしても其の意味を明かにすることが出来ないで、受持ちの幕僚から此のこゝを率直に司令官の乃木將軍に語つた。處が將軍は、

「フム、それは詩であらう。その儘讀んで見い」

「自ら鉛筆を執つて書下し、頗る緊張して結句の「一舉終屠旅順城」を繰返しつゝ、あつたが、聊か微笑を帯びて「一舉終に屠る旅順の城ではなく、一舉直に屠れ旅順の城ぢやらう」と獨語したと云ふ。勅語を賜はり、又更に山縣侯の激勵があつたので、左なきだに勇躍

しつ、ある第三軍の將卒は、その目的を貫くために死力を盡し、任務を十二分に遂行するこゝになつた。悲壯の大決心は全軍に漲つたのである。

明治三十七年十一月二十四日、乃木將軍は第三回總攻撃の命令を發したのであるが、一般方略の概要は次のやうなものであつた。

- 一、軍ハ二十六日ヲ以テ望臺一帯ノ高地ヲ奪取スル目的ヲ以テ總攻撃ヲ再興ス。
- 第一、第九、第十一師團ハ、各攻撃地區ニ從ヒ、午後一時ヲ期シ、松樹山、二龍山、東鷄冠山北砲臺及び二龍山以東、一戸堡壘ノ前面ニ至ル舊圍壁ニ向ヒ突撃ヲ實行シ、次テ協同シテ松樹山砲臺南方高地ヨリ殺後軍副營北方高地ヲ經テ東鷄冠山砲臺ニ巨ルノ線ニ進出シ、該線ヲ占領ス。又砲兵旅團ハ主トシテ松樹山及ビ二龍山方面ノ攻撃ヲ援助ス。
- 二、攻城砲兵ハ此攻撃ヲ援助スル目的ヲ以テ砲撃ヲ行フ。各砲臺ハ二十六日午前七時迄ニ射撃準備ヲ完成シ、命ヲ待ツベシ。

この命令の下に各隊は、眞に死力を盡して攻撃に努めたが、猛烈な我が力攻にも、敵は頑強に防いで一步も退かうさせぬ。豫期の目的半たも達成し得ない。成程、旅順は東洋一の堅塞であり、クロバトキン將軍が「如何なる敵を引受けても、斷じて三年は支へるこゝが出来らるであらう」ニ豪語したこゝが確かに首肯せられるのであつた。併し如何なる犠牲を拂つても、これを攻圍軍は一日も速かに攻略せねばならぬので、豫て計畫してあつた特別の方略を實施するこゝになつた。陸軍少將中村覺（後の大將）を指揮官とした特別豫備隊——白襷を十字に綾つた三千八十三名の將卒からなる決死隊——は、十一月二十六日午後八時四十分、肅々として目的地に到達し、その大任務を遂行するこゝになつた。

出發前に中村少將は決死隊の將卒に「我が特別支隊ノ目的ハ、旅順ノ要塞ヲ中斷スルニアリ。一人タリトモ、決シテ生還ヲ期スベカラズ。余斃レナバ、渡邊大佐（水哉）代リテ指揮スベシ。大佐ニシテ復斃レナバ、大久保中佐（直道）之ニ代ル可シ。各級幹部ハ順次ニ代ルベキモノヲ豫定シ置ク可シ。此襲撃ハ銃劍ヲ主トス可シ。第一著ノ地歩ヲ占領スル迄ハ、敵

ノ猛射ヲ受クルモ、一發モ應射ス可ラズ。故ナク後方ニ止マリ、又ハ隊伍ヲ離レ、若クハ退却スルモノアラバ、之ヲ斬殺ス可シ」ミ嚴かに訓示したが、乃木將軍も集合所に臨み、陣中に於て愛用してゐた虎の皮を中村少將に贈り、且つ生還を期せざる勇士に、

今ヤ陸ニハ敵軍ノ大増加アリ、海ニハバルチック艦隊ノ廻航遠キニアラズ。國家ノ安危ハ、我ガ攻圍軍ノ成否ニ因リテ決セラレントス。此時ニ當リ、特別豫備隊ノ壯擧ヲ敢行ス。予ハ將ニ死地ニ就カントスル當隊ニ對シ、囑望ノ切實ナルモノアルヲ禁ゼス。諸子ガ一死君國ニ殉ズベキハ、實ニ今日ニ在焉。希クハ努力セヨ。

ミ激勵し、決死の突撃隊は出發した。そして各方面ミ相應じ、不案内の、險惡なる地形を辿り、頑強なる鐵條網を乗越え、漸く敵前に達して突撃を強行したが、敵は強力の探照燈を利用して我が勇士の所在を鮮かに照破し、三面から集射を加へるので、終に進退に窮し、死傷するもの大半、指揮官の中村少將も亦重傷した。

成果を甚だ注意してをつた軍の首脳は、「不成功」ミ聞いて暗然たらざるを得なかつた。作

戰主任の參謀白井中佐（二郎、後の中將）は、攻城山にあつて、電話で其の報告を受けてゐるが、夜は次第に更け、寒さは酷烈である。中佐の耳に「ウム、白井か、それなら儂が出る」ミ中村少將の誰かに語つてをるのが明了に聞え、續いて副官が、

「只今中村少將が御出になります」

ミ悲壯に告げれば、聽てズルミ歩行に苦む少將が膝行つて電話に近づく氣配がする。

そして沈痛な聲で現狀を語り、

「この儘夜があげれば、全滅の外はない」

ミ結ぶのであつた。斯くして悲壯な白樺隊の負傷者ミ生存せる者は、夜陰を以て退却したが、倒れた人々の屍を開城の頃まで收容し得なかつたやうに、この方面では接戦、更に接戦しても、「一擧直に屠れ旅順の城！」たるこゝが出来なかつたのである。

◇ 主將の陣中日記

明治三十七年十一月中の旅順の攻圍戰は「悲壯」そのものであつたが、敵は一日は一日一
日ミ壓迫されてしまつた。そして隨處に赤十字の大旗を樹て、我軍の注ぐ彈雨を避け、安全
を保つ猾策に出てもしたが、皇軍は文字通り最善を盡して目的の達成に邁往した。如何に努
めたか。乃木將軍の當時に於ける日記は、淡々たる文字の間にも、猶ほ血涙の滲むものがあ
る。見よ、次の日記を。讀め、この不朽の大文字を！

明治三十七年十一月一日 好

朝、黒井山ニ登り、同氏ニ戰況ヲ告ゲ、黄金山射撃ヲ見ル。午時前豊嶋山ニ登ル。豊嶋、落合、榊
原ト午餐。參謀長午後登山。安原大尉十一師團より歸り報告ヲ聞ク、四時半山下下ル。夜靜穩。集作よ
り來書、渡邊壽大尉より湯池定基の防塞足袋ヲ受取ル。

同日 好晴

午前十一時より三回旅順ニ大爆烈アリ。齊藤少佐第十一師團より歸ル。報告ヲ聞ク。午後三時米國少
佐外二名ニ面會ス。友安少將ノ副官書狀持參、保典ノ事ナリ。山岡松樹山 大庭、磯村大孤山行

キ。池田大佐轉職暇乞ニ來ル。渡邊大尉ニ托シ、金貳十圓ヲ田中中佐ニ送ル。朝、葡萄酒二瓶ヲ海鼠
山中川中(佐?)ニ贈ル。

同日 好晴 天長節

午後十一時半一同祝賀ヲ表ス。十二時萬歳ヲ唱へ、君ヶ代奏樂、祝盃ヲ舉ゲ。午食後兼松ト二騎ニ
テ總豫備隊ニ角力ヲ見ル。西山中佐等ト朝夕野少佐ノ幕ト渡邊小太郎少佐ノ幕ニ盃ヲ舉ゲ、第九師團司
令部ニ師團長ニ現況ヲ質問シ、又第十一師團ニ至ル。前田少將ヨリ少話。歸路、鞠家屯二十八班ノ破
損ヲ見テ歸ル。參謀長外國武官ヲ訪問ス。本日正午海軍砲擊、旅順出火ス。終夜靜穩ナリ。友安
少將來書、佐々木伯時局談ヲ讀ム(榊原大佐贈)。留守より來書(若葉主計持參)。

同日 好晴

本日各參謀長、榊原大佐、佐藤大佐ヲ集メ、參謀長會議セシム、午食ヲ共ニス。各外國人より
昨サンパンヲ贈ル答禮書來ル。留守宅より菓子品々送り來ル。本日剪髮入浴。

同日 五日 曉來大風